

1-3-1 防災関係機関連絡先（市外局番 0247 は省略）

1) 市内行政機関

機 関 名		所 在 地	電話番号
市役所	本庁	船引町船引字畑添 76-2	81-2111
	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	78-2111
	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	79-2111
	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	75-2111
	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	77-2111

2) 消防(郡山地方広域消防組合)

機 関 名		所 在 地	電話番号
消防本部	総務課	郡山市堂前町 5-16	024-923-8171
	通信指令課	郡山市堂前町 5-16	024-933-2400
田村消防署	本署	船引町船引字遠表 24-1	82-1200
	移分駐所	船引町上移字後田 52	86-2950
	滝根分署	滝根町菅谷字入水 257-1	78-2511
	大越分遣所	大越町下大越字中田 140-2	68-3899
	都路分署	都路町古道字戸屋 79	75-3000

3) 警察(福島県警察本部)

機 関 名		所 在 地	電話番号
田村警察署	本署	三春町大字熊耳字下荒井 194	62-2121
	小野分庁舎	小野町大字小野新町字小太内 1	72-2121
	滝根駐在所	滝根町神俣字梵天川 255-1	78-2121
	大越駐在所	大越町上大越字蟹沢 98-1	79-2211
	都路駐在所	都路町古道字遠下前 93-1	75-2121
	常葉駐在所	常葉町常葉字平館 57	77-2121
	船引幹部交番	船引町船引字南町通 160	82-1506
	瀬川駐在所	船引町新館字軽井沢 730-1	84-2121
	移駐在所	船引町上移字根岸 32-1	86-2121
	七郷駐在所	船引町門沢字宮ノ平 189-1	85-2121
	要田駐在所	船引町要田字要田 18-2	62-2164

4) 県関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	
県 庁	危機管理部危機管理課	福島市杉妻町 2-16	024-521-8651
振 興 局	県民環境部県民生活課	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1295
農林事務所	県中農林事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1510
	田村農業普及所	三春町大字熊耳字下荒井 176-5	62-3113
	病虫害防除所	郡山市日和田町高倉字下中道 116	024-958-1708
	中央家畜保健衛生所	玉川村大字岩法寺字新屋敷 114-12	0247-57-6131
建設事務所	県中建設事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1408
	三春土木事務所	三春町大字熊耳字下荒井 176-5	62-3151
	県中流域下水道建設事務所	郡山市日和田町字山ノ井 5	024-958-3861
	大滝根水環境センター	船引町春山字赤間田 154-3	82-4305
教育事務所	県中教育事務所	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1483
保 健 所	県中保健福祉事務所	須賀川市旭町 153-1	0248-75-7800

5) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊郡山駐屯地第 6 高射特科大隊	郡山市大槻町長右工門林 1	024-951-0225

6) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	
農林水産省	東北農政局福島農政事務所	福島市浜田町 1-9	024-534-4141
厚生労働省	郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370
国土交通省	郡山国道事務所	郡山市安積町荒井字文部内 28-1	024-946-0333
	福島河川国道事務所 郡山出張所	郡山市富久山町久保田字中台 12	024-943-6591
森林管理署	郡山森林事務所	郡山市富久山町福原字水尾沢 18-8	024-923-4458
	小野町森林事務所	小野町大字小野新町字中通 129	72-2034
	都路森林事務所	都路町古道字新町 72-1	75-2006
	常葉森林事務所	常葉町常葉字本坊 116-2	77-2027

7) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	
鉄 道	JR東日本 東北本部 郡山統括センター	郡山市燧田195	024-932-6553

		神俣駅	滝根町神俣字梵天川 75	78-2019
		菅谷駅	滝根町菅谷字堂田 441	78-3156
		船引駅	船引町船引字上田中 4	82-1507
電 話	東日本電信電話(株)	福島支店	福島市花園町 1-36	024-522-9393
電 気	東北電力 ネットワーク(株)	郡山電力センター	郡山市細沼町 1-5	0120-175-366
郵 便	JP日本郵政	滝根郵便局	滝根町神俣字関場 104	78-2180
		菅谷郵便局	滝根町菅谷沖田 367-3	休止中
		大越郵便局	大越町上大越字町 9	79-3000
		都路郵便局	都路町古道字寺ノ前 14	75-2180
		岩井沢郵便局	都路町岩井沢字中作 46-1	75-3180
		常葉郵便局	常葉町常葉字上町 64	77-2180
		船引郵便局	船引町船引字城ノ内 61-1	82-1530
		瀬川郵便局	船引町大倉字上台 23	84-2110
		移郵便局	船引町上移字町 107	86-2180
		芦沢郵便局	船引町芦沢字霜田 19	82-0902
		七郷郵便局	船引町門沢字新館 123	85-2180
		要田郵便局	船引町要田字要田 20	62-2918
福 祉	社会福祉協議会	本所(兼大越支所)	大越町上大越字古川 97	68-3434
		滝根支所	滝根町広瀬字針湯 55	78-3822
		都路支所	都路町古道字寺本町 33-4	67-3031
		常葉支所	常葉町常葉字備前作 15	77-2714
		船引支所	船引町船引字源次郎 131	82-2943
輸 送	日本通運(株)郡山支店		郡山市大町 2-2-1	024-932-1212
路線バス	福島交通(株)	郡山支社	郡山市向河原町 2-23	024-944-5400
		船引出張所	船引町船引字西中子縄 57	82-1101
テレビ	NHK福島放送局		福島市早稲町 1-2	024-526-4333
	福島テレビ(株)		福島市御山町 2-5	024-536-8000
	(株)福島中央テレビ		郡山市池ノ台 13-23	024-923-3300
	(株)福島放送		郡山市桑野 4-3-6	024-933-1111
	(株)テレビユー福島		福島市西中央 1-1	024-531-5111
ラジオ	(株)ラジオ福島		福島市下荒子 8	024-531-4336
	(株)エフエム福島		郡山市神明町 4-4	024-991-9000
新 聞	福島民報社 田村支局		三春町字中町 61-2	62-2658
	福島民友新聞社 田村支局		三春町八幡町 20	62-2662

医療機関 (市営)	たむら市民病院	船引町船引字南町通111	82-1117
	田村市都路診療所	都路町古道字寺下50	75-2003

8) 災害協力団体及び防災関係団体(「明朝体」の事業者は、災害時における協定 未締結事業者)

① 農業協同組合・森林組合・農業共済組合等農林業関係団体

機 関 名		所 在 地	電話番号	
農業協同組合	JA福島さくら	本店	郡山市朝日 2-14-7	024-922-3733
		田村統括センター	船引町船引字南町通 160	82-1212
		滝根支店	滝根町神俣字関場 122	78-3311
		大越支店	大越町上大越字久保田 64	79-3131
		都路支店	都路町古道字新町 70-1	75-2222
		常葉支店	常葉町常葉字古御門 35	77-2244
		船引支店	船引町船引字大日坊 5-1	82-2931
		移よりそい店	船引町上移字後田 120	86-2211
		七郷よりそい店	船引町門沢字直道 2-2	85-2702
森林組合	田村森林組合	常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67-1101	
	ふくしま中央森林組合	小野町大字小野新町字知宗 59-2	71-0755	
農業共済組合	福島県農業共済組合	郡山田村支所	郡山市桑野二丁目 1-15	024-933-3307
		郡山田村支所	船引町船引字和尚坦 77	82-0249
		田村出張所		

② 商工会等商工業関係団体

機 関 名		所 在 地	電話番号
商 工 会	滝根町商工会	滝根町神俣字梵天川398	78-2033
	大越町商工会	大越町上大越字元池197-1	79-2555
	都路町商工会	都路町古道字戸屋70	75-2497
	常葉町商工会	常葉町常葉字上町62-3	77-2019
	船引町商工会	船引町船引字上中田17-1	82-4264
大店舗他	コメリハード&グリーン 大越店	大越町下大越上田88	68-3901
	コメリハード&グリーン 常葉店	常葉町常葉字西田66-1	67-1013
	シミズストアー 常葉店	常葉町常葉字古御門41	77-2411
	コメリハード&グリーン 船引店	船引町船引字宮ノ前76	81-1067
	ダイユーエイト 船引店	船引町船引字小沢川代87	81-1072
	ふねひきパーク	船引町船引字原田9	82-4520
	ヨークベニマル ｶｽﾃｰｼﾞ田村店	船引町船引字源次郎119-22	81-1311
リオン・ドール 船引店	船引町船引字川代78	81-1511	

レンタル	山中産業(株) 田村出張所	大越町下大越字下田68-1	79-3264
	大内リース(株)	船引町船引字臂曲24-1	82-1146
	中央レンタカー	船引町船引字城ノ内64	82-0232

③田村医師会

役職	氏名	所属	住所	電話番号
会長	石塚 尋朗	慶信會 石塚醫院	小野町小野新町字品ノ木 123	72-2161

(参考)市内病院・医院

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	総合南東北病院附属滝根診療所	滝根町神俣字町52	78-2442
大越	まつぎき内科胃腸科クリニック	大越町下大越字上田55	61-7030
都路	田村市立 都路診療所	都路町古道字寺下50	75-2003
常葉	明孝会 青山医院	常葉町常葉字荒町48	77-2015
	白岩医院	常葉町常葉字内町48	77-2036
船引	秋元医院	船引町船引字畑添4	82-1514
	遠藤医院	船引町門沢字直道338	85-2016
	たむら市民病院	船引町船引字南町通111	82-1117
	かとうの内科クリニック	船引町東部台4-81	81-1388
	こじま眼科	船引町船引字源次郎125-40	81-2333
	さとう耳鼻咽喉科クリニック	船引町船引字堰田82-18	81-1333
	崇敬会 清水医院	船引町船引字馬場60	82-3535
	東部台こどもクリニック	船引町東部台3-78	81-2580
	健山会 船引クリニック	船引町船引字砂子田42	82-0137
	ひまわり会 まつえ整形外科	船引町船引字源次郎125-31	81-1222
中央通りクリニックやない	船引町東部台3-108	81-2662	

④田村歯科医師会

役職	氏名	所属	住所	電話番号
会長	宗像 清貴	宗像歯科医院	三春町下舞木字間明田 26-1	0249-44-2300

(参考)市内歯科医院

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	瀬下歯科医院	滝根町神俣字関場 536	78-3151
	遠藤歯科医院	滝根町神俣字町 56	78-2017

	博多歯科クリニック	滝根町神俣字関場 11	78-2005
大越	土屋歯科医院	大越町上大越字槻木 263-1	79-3488
都路	田村市立 都路歯科診療所	都路町古道字寺下 50	75-2208
船引	おくあき歯科医院	船引町東部台 3 丁目 51	82-5565
	菅野歯科医院	船引町船引字原田 35	82-5841
	さいす歯科	船引町船引字下中田 6	82-4188
	佐藤歯科医院	船引町船引字扇田 80	82-2121
	博多歯科医院	船引町船引字和尚担 13	82-1211
	箱崎歯科医院	船引町船引字畑添 38	82-4533
	渡辺歯科医院	船引町船引字五升車 69-11	82-4777
	JA歯科きらら	船引町今泉字鳥足 340-1	61-6755

⑤田村薬剤師会

役職	氏名	所属	住所	電話番号
会長	濱田 博夫	みはる調剤薬局	三春町字大町 32-1	61-1616

(参考)市内薬局

行政局	名称	所在地	電話番号
滝根	オリオン薬局	滝根町神俣字町 53	68-1455
	くすりの会田	滝根町神俣字梵天川 76-6	78-2239
大越	まるぜん佐藤薬局	大越町上大越字元池 124-2	79-2283
	薬王堂 田村大越店	大越町上大越字湯田 19-1	61-7611
	ツルハドラッグ田村大越店	大越町下大越字中田 38-1	61-7710
常葉	石川屋	常葉町常葉字中町 36	77-2001
	(有)さとう薬局	常葉町常葉字上町 75	77-2018
	みはる調剤薬局 ときわ店	常葉町常葉字中町 73	61-5530
	さくら薬局 田村常葉店	常葉町常葉字内町 13	73-8871
	ツルハドラッグ田村常葉店	常葉町常葉字平館 31	61-5198
船引	げんじろう調剤薬局 船引店	船引町船引字源次郎 125-37	81-1555
	コスモ調剤薬局 東部台店	船引町東部台 3-81	81-2205
	コスモ調剤薬局 中央通り店	船引町東部台 4-53	81-1610
	コスモ調剤薬局 船引店	船引町船引字砂子田 20-7	81-2833
	サンドラッグ 田村店	船引町船引字源次郎 119-4	81-1561
	共創未来 船引薬局	船引町船引字南町通 117-2	81-1522
	大黒屋薬局	船引町船引字北町通 36-1	82-0132

ツルハドラッグ 船引店	船引町船引字川代 3-9	81-1288
ウエルシア 田村船引店	船引町船引字宮ノ前 81	81-1074
ハンドラッグ 船引店	船引町東部台 4-34	81-2384
ふくだや薬局	船引町上移字町 84	86-2013
アイランド薬局 船引店	船引町船引字馬場 62-1	81-1189
イチカワ薬局 ふねひきパーク店	船引町船引字原田 9	81-2388
わたなべ調剤薬局	船引町東部台四丁目 29	81-1293
(有)渡辺薬局	船引町船引字南町通 135	82-0013
薬王堂 田村船引店	船引町船引字小沢川代 88-3	61-5221

⑥福島県トラック協会県中支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	小野田 弘明	郡山運送(株)	郡山市喜久田町卸二丁目 32-1	024-959-6411

(参考)市内主要運送業者

行政局	名 称	所 在 地	電話番号
滝根	(有)菱永運輸	滝根町菅谷字大子堂 143	78-2320
	(株)北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
大越	大越運送(株)	大越町上大越字上川原 100	79-2135
	菱永産業(有)	大越町上大越字鷹待田 126	79-2320
	ワタベ運輸サービス(有)	大越町上大越字湯田 35-1	79-3362
都路	マルマン運送(有)	都路町古道字仲内 122-1	75-3287
常葉	常葉運送(有)	常葉町常葉字上町 95-1	77-2053
船引	(有)菅野運送	船引町春山字上ノ台 188	82-3215
	(株)白石総合商事	船引町今泉字鳥足 409-46	82-0468
	(株)タムラ	船引町船引字鏡ヶ池 53-12	82-0725
	根本運送	船引町堀越字二ツ森 296	85-2014
	(有)マルシメ運送店	船引町上移字曲山 8	86-2025

⑦タクシー事業者

行政局	名 称	所 在 地	電話番号
滝根	羽場タクシー あぶくま洞営業所	滝根町神俣字梵天川 76	78-3167
大越	(有)ほていやタクシー	大越町上大越字鷹待田 131-2	79-2141
常葉	羽場タクシー 常葉営業所	常葉町常葉字上町 72	77-2129
船引	羽場タクシー	船引町船引字東中子縄 38	82-1137

⑧水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
田村市 上下水道局	船引町船引字上川原 33	82-1527

⑨福島県建設業協会田村支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	齊 藤 清 治	(株)齊藤組	田村郡三春町字四反田 79	62-3825

⑩田村市管工事組合

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
会長	大和田 茂	(株)大和田設備工業	船引町船引字大日坊 26	82-0016

⑪福島県石油業協同組合田村支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	佐々木 俊雄	(有)佐々木商店	船引町笹山字笹森 230-3	61-6828

⑫一般社団法人 福島県 LP ガス協会郡山支部田村方部会

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
会長	箱 崎 伸 平	(有)箱崎商店	船引町船引字畑添 66	82-1105

⑬電気工事事業者

県南電気工事協同組合三春支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	宗 形 吉 男	(有)馬場電気工事	三春町大字下舞木字岩本 322-2	024-950-1208

県南電気工事協同組合小野支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	佐久間 一郎	(有)佐久間電気	大越町上大越字求中 6	79-2210

⑭福島県建築士会田村支部

役 職	氏 名	所 属	住 所	電話番号
支部長	桑 原 俊 幸	桑原建築事務所	船引町堀越字田島池 76	85-2808

⑮高齢者福祉施設

行政局	名 称	所 在 地	電話番号
滝根	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 滝根指定通所介護事業所	滝根町広瀬字針湯 55	78-3822
	社会福祉法人創世福祉事業団 介護老人保健施設 滝根「聖・オリオンの郷」	滝根町神俣字大平 266-3	68-1121
	社会福祉法人啓誠福祉会 リハビリセンターさくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7551
	社会福祉法人啓誠福祉会 特別養護老人ホーム さくらの里	滝根町菅谷字大子堂 153-25	61-7550
大越	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 大越指定通所介護事業所	大越町上大越字古川 49-2	79-1221
	富士工業株式会社 グループホームつつじ	大越町上大越字古内館野 40 -5	79-1551
都路	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 都路まどか荘	都路町古道字寺下 60	75-3133
	社会福祉法人田村福祉会 都路まどか荘 デイサービスセンター	都路町古道字寺下 60	75-3133
常葉	社会福祉法人田村市社会福祉協議会 常葉指定通所介護事業所	常葉町常葉字備前作 16-1	77-4426
	有限会社タムラ グループホームはこべ	常葉町常葉字七日市場 99	77-3001
	有限会社タムラ グループホームはこべ南棟	常葉町常葉字七日市場 99	77-4005
	有限会社タムラ グループホームはこべ西棟	常葉町常葉字七日市場 99	77-4005
	社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム ときわ荘	常葉町常葉字長縄 5-1	77-4033
船引	医療法人崇敬会 グループホーム「さくら」	船引町船引字馬場 39-1	81-2881
	医療法人崇敬会 介護老人保健施設 桜美苑	船引町船引字馬場 41-2	81-1551
	医療法人崇敬会 清水医院 通所リハビリテーション	船引町船引字馬場 60	82-3535
	医療法人健山会	船引町船引字砂子田 196	82-0666

船引クリニック すみれデイサービス		
医療法人健山会 船引クリニック 通所リハビリセンター	船引町船引字砂子田 42	82-0148
医療法人健山会 船引クリニック グループホームすみれ	船引町船引字砂子田 1-1、1-2	82-1366
医療法人健山会 結	船引町船引字砂子田 198	81-2560
医療法人健山会 介護老人保健施設 歩	船引町船引字砂子田 184	82-6788
社会福祉法人すみれ福祉会 特別養護老人ホーム 花音	船引町船引字下大平 105-1	82-6888
社会福祉法人すみれ福祉会 デイサービス花音	船引町船引字下大平 105-1	82-3500
社会福祉法人すみれ福祉会 地域密着型特別養護老人ホーム サテライト花音	船引町船引字下大平 93	82-6888
社会福祉法人田村福祉会 特別養護老人ホーム 船引こぶし荘	船引町船引字源次郎 131	82-6644
社会福祉法人田村福祉会 田村市船引デイサービスセンター	船引町船引字源次郎 131	82-6642
株式会社リビングプラットフォームケア グループホーム正寿苑	船引町東部台三丁目 47	81-1711
株式会社リビングプラットフォームケア グループホーム今泉	船引町今泉字台ノ前 11-2	82-3819
福島さくら農業協同組合 JA福島さくら デイサービスセンターきらら	船引町今泉字鳥足 340-1	82-1411
福島さくら農業協同組合 JA福島さくら は～とらいふ船引	船引町東部台六丁目 46	73-8580
富士工業株式会社 グループホームせせらぎ	船引町船引字上江 148-2	61-5560
社会福祉法人田村市社会福祉協議会 船引北部指定通所介護事業所	船引町上移字後田 172	86-2691
社会福祉法人北信福祉会 ハッピー愛ランドたむら	船引町柵山字池ノ辺 1-1	61-5822

⑯障害者入所支援施設

名	称	所 在 地	電話番号
船引	東洋育成園	船引町文珠字江戸内 173-1	61-5572
	あぶくま厚生園	船引町船引字四斗蒔田 69-1	61-6250

⑰災害廃棄物処理業者

名	称	所 在 地	電話番号
(株)	マシコリサイクルセンター	船引町船引字花木内 98-1	82-1283
(有)	増子商店	船引町船引字前田 87-1	82-0631
(有)	御代田産業	船引町船引字東中子縄 5	82-1260
(株)	クライス	船引町櫛山字追館 104	61-5187
	まるみ産業	常葉町堀田字鳴沢 6-2	77-2136
(有)	高橋建材工業	都路町古道字東谷地 178	75-2247
(有)	たむら農建	都路町岩井沢字西光地 43	75-3335
	マルミツ工業	大越町上大越字笹林 73	79-2700
	井戸川商事	滝根町神俣字町 50	78-3088
(株)	北海興業	滝根町菅谷字糠塚前 49-1	78-3795
	飯岡工業(株)	小野町大字小野新町字団子田 74-1	72-2442
(株)	アミゼ	小野町大字塩庭字大六 18	72-5471

葬祭事業者(葬祭会館)

行政局	名	称	所 在 地	電話番号
滝根	青雲堂葬儀社	セレモニーホール青雲滝根斎場	滝根町菅谷字糠塚前 46-1	78-2176
大越	田中葬儀店	セレモニーホール浄心苑	大越町上大越字湯田 32-1	79-3295
常葉	(有)みなと葬祭社	みなと会館	常葉町常葉字内町 46	77-2436
船引	(株)辰巳屋	セレモニーホール光輪	船引町船引字太子堂 214-1	82-0585
	(株)ふねひき斎苑	ふねひき斎苑	船引町船引字四城内前 119	81-1468
	JA福島さくら	まごころ	船引町船引字砂子田 123-1	82-5594
	JA福島さくら	やすらぎ	船引町船引字時ノ宮 85-2	82-0099
		さがみ典礼	船引斎場	船引町東部台 3-110

⑩自主防災組織の結成状況

行政局	名	称	連 絡 先	隊員数
滝根	入水区	自主防災会	入水区長	
	糖塚区	自主防災会	糖塚区長	
	神俣町区	自主防災会	神俣町区長	
	関場区	自主防災会	関場区長	
	梵天川区	自主防災会	梵天川区長	
	中広土区	自主防災会	中広土区長	
	和貢区	自主防災会	和貢区長	
	大平区	自主防災会	大平区長	
	上郷区	自主防災会	上郷区長	
	広瀬町区	自主防災会	広瀬町区長	
	下組区	自主防災会	下組区区長	
大越	三洞区	自主防災会	三洞区長	
	白山区	自主防災会	白山区長	
	町郷区	自主防災会	町郷区長	
	上北部区	自主防災会	上北部区長	
	牧野区	自主防災会	牧野区長	
	早稲川区	自主防災会	早稲川区長	
都路	セイフティネット	なく	第7区長	
常葉	鹿山行政区	自主防災会	鹿山行政区長	
船引	小沢区	自主防災会	小沢区長	
	上町	防災会	上町区長	
	中町区	自主防災会	中町区長	
	大町区	自主防災協力隊	大町区長	
	北区	自主防災会	北区長	
	門鹿区	自主防災会	門鹿区長	
	新館区	自主防災会	新館区長	
	本郷区	自主防災会	本郷区長	
	笹山区	自主防災会	笹山区長	

1-4-1① 市内の河川延長

等級	水系名	河川名称	総延長
一級河川	阿武隈川	八島川	9,300m
	〃	大滝根川	51,456m
	〃	樋渡川	6,100m
	〃	町尻川	4,200m
	〃	牧野川	21,344m
	〃	堀越川	5,000m
	〃	桧山川	4,000m
	〃	移川	14,000m
	〃	紫川	4,300m
二級河川	請戸川	高瀬川	30,522m
	〃	古道川	10,800m
	〃	南川	6,000m
	〃	山口川	5,800m
	夏井川	夏井川	67,087m
	〃	梵天川	3,200m

1-4-1② 気象状況

年	項目	降水量(mm)		気温(°C)			
		年間総量	最大日量	平均気温	最高気温	起日・起時	最低気温
平成	6年	1,058	64	11.1	33.8	8月8日	-11.0
	7年	1,154	88	10.6	33.1	7月24日	-9.9
	8年	804	81	10.7	33.6	7月26日	-10.1
	9年	985	50	11.5	32.4	8月9日	-9.0
	10年	1,671	143	11.9	32.7	7月3日	-14.0
	11年	1,240	96	11.9	32.5	8月8日	-8.8
	12年	1,135	73	11.2	33.0	7月23日	-9.9
	13年	871	52	10.4	33.3	7月15日	-13.4
	14年	1,251	114	10.8	33.6	8月8日	-11.1
	15年	1,140	45	10.4	32.4	8月4日	-13.3
	16年	1,541	103	11.4	33.2	7月8日	-11.0
	17年	1,034	67	10.4	33.1	8月5日	-11.5
	18年	1,490	80	10.7	32.2	8月18日	-12.6
	19年	1,311	88	11.2	34.3	8月11日	-8.3
	20年	1,043.5	53.5	10.8	33.1	8月7日	-11.2
	21年	1,108.5	91.5	11.1	32.9	7月26日	-9.2
	22年	1503.0	67.5	11.4	34.0	8月25日	-11.1
	23年	1133.0	175.5	10.8	34.4	8月10日	-8.9
	24年	1179.5	59.0	10.5	34.6	7月29日	-12.8
	25年	1235.0	80.5	10.9	33.6	8月15日	-11.9
	26年	1445.5	108.5	10.7	34.6	8月5日	-13.3
	27年	1274.0	117.0	11.5	34.9	8月5日	-10.6
	28年	1056.5	68.0	11.6	33.1	8月5日	-9.9
	29年	1334.5	393.0	11.5	36.6	7月10日	-8.7
	30年	734	46.5	12.6	37.6	8月1日	-9.7
令和	元年	1119.5	202.0	12.3	38.7	8月8日	-10.3
	2年	780	62.5	12.5	38.9	8月11日	-7.2
	3年	1305	54.5	12.2	37.8	8月4日	-12.1
	4年	858	64.5	12.2	37.9	7月2日	-10.4

(資料: 船引地域気象観測所観測データ)

1-4-2 地域概況

年		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
0～14 歳	人数	5,574	5,354	5,158	4,915	4,744	4,589	4,437	4,313	4,131	4,024	3,900	3,730	3,597	3,448	3,301
	%	13.0	12.6	12.3	12.0	11.7	11.5	11.2	11.1	10.8	10.8	10.5	10.3	10.1	9.87	9.63
15～ 64歳	人数	25,427	25,091	24,925	24,612	24,315	23,754	23,149	22,563	21,991	21,095	20,782	20,093	19,426	18,788	18,295
	%	59.4	59.3	59.6	60.0	59.7	59.3	58.7	58.0	57.4	56.4	56.0	55.2	54.5	53.75	53.39
65歳 以上	人数	11,821	11,868	11,727	11,520	11,614	11,707	11,896	12,017	12,161	12,275	12,428	12,514	12,633	12,714	12,671
	%	27.6	28.1	28.1	28.0	28.6	29.2	30.1	30.9	31.8	32.8	33.5	34.4	35.4	36.38	36.98
総計	人数	42,822	42,313	41,810	41,047	40,673	40,050	39,482	38,893	38,283	37,394	37,110	36,337	35,656	34,950	34,267
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料:住民基本台帳 基準日:毎年1月1日)

(単位:世帯)

年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
総世帯数	12,398	12,393	12,425	12,387	12,451	12,431	12,494	12,559	12,552	12,573	12,646	12,662	12,678	12,780	12,822

(資料:住民基本台帳 基準日:毎年1月1日)

●世帯構成比

年	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%
家族構成(高齢者)								
総世帯数	11,902		11,933		12,708		12,159	
65 歳以上の高齢者のいる世帯	7,456	62.6	7,491	62.8	7,585	59.7	-	-
高齢者の一人暮らし世帯	775	6.5	880	7.4	1,134	8.9	1,414	11.6
高齢者 いずれかが 65 歳以上	935	7.9	1,112	9.3	1,279	10.1	1,440	11.8
夫婦世帯 夫婦とも 65 歳以上	789	6.6	908	7.6	1,004	7.9	-	-

(資料:国勢調査)

市の世帯数及び人口(R5.1.1 現在)

管内	行政区名	世帯数	人数	管内	行政区名	世帯数	人数
滝根	石神	74	215	船引	今泉	235	663
	原屋敷	54	167		小沢	80	225
	菅谷駅前作前	106	296		板橋	270	752
	入水	124	287		上町	1,057	2,807
	畑中	60	171		中町	70	189
	江川	38	115		大町	361	826
	糠塚	49	118		栄町	570	1,276
	神俣町	61	180		北区	779	1,705
	関場	95	209		下里	509	1,246
	梵天川	92	253		船引計	3,931	9,689
	中広土	166	436		春山一	79	275
	和貢	146	371		春山二	110	348
	大平	30	96		文珠	108	341
	入新田	71	190		石森	117	389
	上郷	103	311		文珠計	414	1,353
	中郷	103	242		鹿又一	79	258
	作組	30	91		鹿又二	97	289
	広瀬町	61	170		鹿又三	157	502
	下組	44	116		長外路	64	191
滝根計	1,507	4,034	美山計	397	1,240		
大越	三洞	167	479	門鹿	75	223	
	白山	225	633	大倉	114	309	
	中部	186	490	新館	137	376	
	町郷	126	317	石沢	141	385	

	上北部	123	341		瀬川計	467	1,293
	南部	136	339		上移	187	508
	西部	108	272		北移	163	426
	東部	113	365		南移	114	313
	牧野	95	273		中山	118	301
	栗出	82	275		横道	78	174
	早稲川	75	210		移計	660	1,722
	百目木沢	4	12		芦沢北	75	222
	大越計	1,440	4,006		芦沢中	83	235
都路	第1	98	246	芦沢東	79	245	
	第2	46	108	芦沢南	76	213	
	第3	57	163	芦沢西	81	221	
	第4	58	128	芦沢計	394	1,136	
	第5	67	156	上郷	98	266	
	第6	59	151	下郷	93	245	
	第7	90	237	櫛山	170	424	
	第8	59	156	永谷	72	196	
	第9	73	178	遠山沢	64	181	
	第10	76	178	本郷	64	223	
	第11	62	132	井堀	60	237	
	第12	61	131	上	57	191	
	まどか荘	55	55	大堀	53	165	
都路計	861	2,019	七郷計	731	2,128		
常葉	山田作	25	90	要田	70	214	
	常葉	758	1,775	笹山	104	335	
	西向	321	1,033	荒和田	75	212	
	鹿山	57	174	要田計	249	761	
	久保	91	242	船引合計	7,243	19,322	
	新田作	60	174				
	関本	44	133				
	小檜山	49	161				
	早稲川	62	204				
	堀田	43	135				
	黒川	54	187				
	田代	58	207				

	山根	149	371				
	常葉計	1,771	4,886	市	合計	34,267	12,822

1-2-1 災害時優先電話一覧

行政局	所在地	電話番号	備考
本庁(船引)	市民部 生活安全課	0247-82-1116	
滝根	滝根行政局	0247-78-2111	
大越	大越行政局	0247-79-2112	
都路	都路行政局	0247-75-2113	
	市立都路診療所	0247-75-2003	
	市立都路歯科診療所	0247-75-2208	
常葉	常葉行政局	0247-77-2111	

1-3-5① 雨量観測所

区分	観測地点	管理者	適用
船引地域気象観測所	船引町船引字新房院 22-1	福島地方気象台	
大滝根観測所	滝根町菅谷字田木山御山 1-1	国土交通省三春ダム管理所	
常葉雨量観測所	常葉町常葉字陣場地内	国土交通省三春ダム管理所	
鞍掛雨量観測所	船引町堀越地内	国土交通省三春ダム管理所	
片曾根雨量観測所	船引町船引地内	国土交通省三春ダム管理所	
瀬川雨量観測所	船引町新館字下 459-1	三春土木事務所	
下大越雨量観測所	大越町下大越字中田 9	三春土木事務所	
古道雨量観測所	都路町古道字戸屋地内	富岡土木事務所	
田村市役所	船引町船引字畑添 76-2	田村市	自記
田村市滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	田村市	自記
田村市大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	田村市	自記
田村市都路行政局	都路町古道字本町 33-4	田村市	自記
田村市常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	田村市	自記

1-3-5② 水位観測所

区分	観測地点	管理者	摘要
牧野水位観測所	船引町今泉地内	国土交通省三春ダム管理所	
常葉水位観測所	常葉町常葉地内	国土交通省三春ダム管理所	
光大寺水位観測所	船引町芦沢字光大寺地内	国土交通省三春ダム管理所	
中島水位観測所	船引町船引字中島 1-1	三春土木事務所	

1-3-5③ 危機管理型水位計

河川名	観測地点	管理者	摘要
夏井川	滝根町神俣字弥五郎内地内	三春土木事務所	
梵天川	滝根町神俣字梵天川地内	三春土木事務所	
牧野川	大越町上大越字水神宮地内	三春土木事務所	
古道川	都路町岩井沢字平蔵内地内	三春土木事務所	
南川	都路町古道字横山前地内	三春土木事務所	

桧山川	常葉町堀田字東黒川地内	三春土木事務所	
大滝根川	常葉町関本字中宗地内	三春土木事務所	
移川	船引町北移字大畑地内	三春土木事務所	
移川	船引町大倉字本町地内	三春土木事務所	
紫川	船引町門鹿字宮林地内	三春土木事務所	
堀越川	船引町堀越字馬喰前地内	三春土木事務所	
樋渡川	船引町芦沢字深山地内	三春土木事務所	
八島川	船引町要田字寺向地内	三春土木事務所	
牧野川	船引町船引字館屋敷地内	三春土木事務所	
牧野川	大越町下大越字中田地内	三春土木事務所	
大滝根川	常葉町西向字中地内	三春土木事務所	

1-4-1 重要水防区域 (河川管理者:福島県県中建設事務所三春土木事務所)

●滝根行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	夏井川	滝根地区第3分団	両岸	滝根町広瀬 字川除	150	溢水	川除	6	人家3戸 田畑2ha

●大越行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	牧野川	大越地区隊第1分団	両岸	大越町下大 越字原	200	溢水 決壊	原	3	人家4戸 田畑2ha

●都路行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	南川	都路地区隊第1分団	両岸	都路町古道 字馬場平 字横山前	1,500	溢水	馬場平 横山前	10	人家6戸 田畑7ha

●常葉行政局

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	1級河川 桧山川	常葉地区隊 第1分団	右岸	常葉町常葉 字石蒔田	200	溢水 決壊	朴立目 目石沢 石蒔田 前田	2	人家2戸 田畑2ha
2	1級河川 大滝根川	常葉地区隊 第1分団	両岸	常葉町常葉 字陣場 字長縄	300	溢水	陣場 長縄	5	人家5戸 田畑4ha
3	1級河川 大滝根川	常葉地区隊 第3分団	両岸	常葉町関本 字仲ノ坪	200	溢水	日役畑 仲ノ坪 反田	2	人家1戸 田畑2ha

●本庁

No.	河川名	消防団分団名	左岸・右岸の別	位置	延長(m)	予想される危険概要	被災予想区域	氾濫面積(ha)	概要
1	1級河川 大滝根川	船引地区隊 第1分団	両岸	船引町船引 字館柄前 字安久津	2,500	溢水 決壊	船引地区	15	人家90戸 田畑10ha
2	樋渡川	船引地区隊 第5分団	右岸	船引町芦沢 字膳棚 字猫台	150	溢水 決壊	膳棚 猫台	1	人家2戸 田畑1ha

1-4-6① 土石流危険箇所一覧

管内	番号	警戒すべき区間・箇所	区域名 (図書名)	指定区域の種類 (土石流)	公示番号 指定年月日
滝根管内	1	滝根町神俣字関場	関場1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	2	滝根町神俣字関場	関場2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	3	滝根町神俣字関場	関場沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第590号 平成26年9月30日
	4	滝根町神俣字糠塚	糠塚3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	5	滝根町神俣字大平	大平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	6	滝根町神俣字入新田	大平沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	7	滝根町神俣字入新田	入新田1	警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	8	滝根町神俣字入新田	入新田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	9	滝根町神俣字入新田	入新田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	10	滝根町神俣字入新田	入新田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	11	滝根町神俣字入新田	入新田5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	12	滝根町神俣字入新田	入新田6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	13	滝根町神俣字入新田	入新田7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	14	滝根町神俣字入新田	入新田8	警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
	15	滝根町神俣字入新田	入新田9	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日

16	滝根町神俣字入新田	入新田沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
17	滝根町神俣字入新田	入新田沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
18	滝根町神俣字一ノ坪	一ノ坪沢	警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
19	滝根町神俣字一ノ坪	下城沢	警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
20	滝根町神俣字町	町沢	警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
21	滝根町神俣字和貢	道外沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
22	滝根町菅谷字猿内	猿内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
23	滝根町菅谷字過足内	過足内 2-2	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
24	滝根町菅谷字江川	江川2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
25	滝根町菅谷字沼ノ沢	過足内 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
26	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
27	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
28	滝根町菅谷字菅	糠塚1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
29	滝根町菅谷字東釜山	梵天川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
30	滝根町菅谷字畑中	沼ノ沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
31	滝根町菅谷字作前	立石	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
32	滝根町菅谷字小三郎内	大土山1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日

33	滝根町菅谷字小入水	小入水-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
34	滝根町菅谷字小入水	小入水-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
35	滝根町菅谷字大土山	大土山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
36	滝根町菅谷字田木山	田木山1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
37	滝根町菅谷字馬場	馬場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
38	滝根町菅谷字矢立松	矢立松	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 569 号 令和 3 年 8 月 3 日
39	滝根町菅谷字猿内	猿内沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
40	滝根町菅谷字江川	江川1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
41	滝根町菅谷字大六	大六1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
42	滝根町菅谷字入水	大六川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
43	滝根町菅谷字入水	入水1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
44	滝根町菅谷字入水	入水2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
45	滝根町菅谷字畑中	畑中沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 47 号 令和 4 年 1 月 21 日
46	滝根町広瀬字蟹内	蟹内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
47	滝根町広瀬字蟹内	蟹内2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
48	滝根町広瀬字蟹内	蟹内3-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
49	滝根町広瀬字蟹内	蟹内3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

50	滝根町広瀬字蟹内	蟹内4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
51	滝根町広瀬字蟹内	蟹内沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
52	滝根町広瀬字山ノ下	山ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
53	滝根町広瀬字山口	山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
54	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
55	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
56	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
57	滝根町広瀬字小辺坂	小辺坂3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
58	滝根町広瀬字上平	上平1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
59	滝根町広瀬字上平	上平2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
60	滝根町広瀬字上平	上平3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
61	滝根町広瀬字諏訪	諏訪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
62	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
63	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
64	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
65	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日
66	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第312号 令和3年3月16日

	67	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 6-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	68	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣 7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
大越管内	69	大越町上大越字蟹沢	蟹沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	70	大越町上大越字蟹沢	蟹沢 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	71	大越町上大越字曲田	曲田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	72	大越町上大越字金山平	イラクボ沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	73	大越町上大越字欠入	欠入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	74	大越町上大越字欠入	欠入沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	75	大越町上大越字元池	元池	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
	76	大越町上大越字住王町	住王町川 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 9 月 30 日
	77	大越町上大越字住王町	住王町川 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	78	大越町上大越字住王町	住王町川 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	79	大越町上大越字大日前	寺川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	80	大越町上大越字大日前	大日前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	81	大越町上大越字中平	とやめい沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	82	大越町上大越字中平	金山平沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	83	大越町上大越字中平	後原 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	84	大越町上大越字中平	後原 2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

85	大越町上大越字町	町	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
86	大越町上大越字鍋格子	遠山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
87	大越町上大越字入山	後原 1-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
88	大越町上大越字入山	入山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
89	大越町上大越字明松川	笹林 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
90	大越町栗出字坂口	坂口 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
91	大越町栗出字坂口	坂口 2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
92	大越町栗出字作内	作内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
93	大越町栗出字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
94	大越町栗出字日向	日向	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
95	大越町栗出字堀込	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
96	大越町下大越字戸ノ内	戸ノ内 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
97	大越町下大越字戸ノ内	小久地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
98	大越町下大越字後沢	後沢-1	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
99	大越町下大越字後沢	後沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
100	大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
101	大越町下大越字高屋敷	高屋敷沢-2	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
102	大越町下大越字堺野町	堺野町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

103	大越町下大越字塚野町	塚野町-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
104	大越町下大越字大林	大林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
105	大越町下大越字中ノ目	中ノ目	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
106	大越町下大越字洞入	洞入-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
107	大越町下大越字洞入	洞入-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
108	大越町下大越字入ノ作	千石平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
109	大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
110	大越町下大越字入ノ作	入ノ作沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
111	大越町下大越字入ノ作	白井倉-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
112	大越町下大越字入ノ作	白井倉-2	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
113	大越町下大越字入ノ作	白井倉-3	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
114	大越町下大越字町	高屋敷1	警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
115	大越町牧野字岡田	岡田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
116	大越町牧野字岡田	岡田沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
117	大越町牧野字岡田	田中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
118	大越町牧野字西ノ内	後原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
119	大越町牧野字西ノ内	西ノ内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
120	大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日

121	大越町牧野字西ノ内	西ノ内 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
122	大越町牧野字大木	大木	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
123	大越町牧野字竹ノ内	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
124	大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
125	大越町牧野字竹ノ内	竹ノ内2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
126	大越町早稲川字柿宇戸	柿宇戸	警戒区域 特別警戒区域	福島県公示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
127	大越町早稲川字関沢	関沢-1	警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
128	大越町早稲川字関沢	関沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
129	大越町早稲川字関沢	関沢-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
130	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
131	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎3	警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
132	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
133	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
134	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
135	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
136	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
137	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
138	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場 2-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日

139	大越町早稲川字牛塔場	牛塔場3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
140	大越町早稲川字五条	五条	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
141	大越町早稲川字江ノ上	江ノ上1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
142	大越町早稲川字江ノ上	江ノ上沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
143	大越町早稲川字高野作	高野作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
144	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
145	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
146	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
147	大越町早稲川字裾ヲ田	裾ヲ田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
148	大越町早稲川字千丁地	千丁地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
149	大越町早稲川字大久保	大久保沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
150	大越町早稲川字中平	闕ノ畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
151	大越町早稲川字日向畑	日向畑	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
152	大越町早稲川字畑田	広畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
153	大越町早稲川字畑田	畑田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
154	大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
155	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
156	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日

	157	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
	158	大越町早稲川字鬼五郎	鬼五郎沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
常葉管内	159	常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-1	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	160	常葉町鹿山字屋形内	屋形内 1-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	161	常葉町鹿山字下毛田	下毛田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	162	常葉町久保字宮ノ前	久保上沢	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	163	常葉町久保字遠西	遠西	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	164	常葉町久保字宮ノ前	宮ノ前2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	165	常葉町小絵山字堂ノ入	堂ノ入	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
	166	常葉町常葉字四重城	四重城2	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	167	常葉町常葉字朴立目	朴立目	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	168	常葉町常葉字備前作	備前作 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	169	常葉町常葉字備前作	備前作 3-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	170	常葉町西向字下ノ内	下ノ内沢	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	171	常葉町西向字東ノ内	東ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	172	常葉町西向字栃久保	栃久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
173	常葉町西向字日向林	日向林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日	
174	常葉町西向字米粉原	米粉原2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日	

175	常葉町西向字米粉原	米粉原1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
176	常葉町新田作字高田	高田3	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
177	常葉町新田作字猫内	猫内	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
178	常葉町堀田字岩下	岩下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
179	常葉町堀田字久平沢	久平沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
180	常葉町堀田字久平沢	久平沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
181	常葉町堀田字戸ノ内	戸ノ内	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
182	常葉町堀田字取上	取上3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
183	常葉町堀田字取上	取上4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
184	常葉町堀田字真上	真上	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
185	常葉町堀田字川越	鳴子4	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
186	常葉町堀田字八升栗	八升栗1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
187	常葉町堀田字八升栗	八升栗2	警戒区域	福島県告示第 543 号 令和 2 年 8 月 28 日
188	常葉町堀田字八升栗	八升栗3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
189	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸	警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
190	常葉町山根字鰻	鰻1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
191	常葉町山根字鰻	鰻2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日

	192	常葉町山根字三竹平	三竹平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	193	常葉町山根字鹿島	鹿島	警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	194	常葉町山根字殿上	殿上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	195	常葉町山根字萩平	山根沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 245 号 令和 1 年 8 月 30 日
	196	常葉町早稲川字宇道	宇道3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
	197	常葉町早稲川字根子田	根子田4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
都路管内	198	都路町岩井沢字持藤田	持藤田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	199	都路町岩井沢字持藤田	持藤田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	200	都路町岩井沢字持藤田	所久保2	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	201	都路町岩井沢字持藤田	本沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	202	都路町岩井沢字持藤田	本沢-2	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	203	都路町岩井沢字所久保	所久保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	204	都路町岩井沢字小保内	小保内2	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	205	都路町岩井沢字西戸	西戸沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	206	都路町岩井沢字西戸	西戸沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	207	都路町岩井沢字西光地	西光地 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
	208	都路町岩井沢字西光地	西光地 1-2	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日

209	都路町岩井沢字大槻	大槻2-1	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
210	都路町岩井沢字大槻	大槻2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
211	都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
212	都路町岩井沢字中小屋	中小屋 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
213	都路町岩井沢字中小屋	中小屋3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
214	都路町岩井沢字中里	平内地沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
215	都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内1	警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
216	都路町岩井沢字檜梨子	檜梨子1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
217	都路町岩井沢字馬酔木沢	強梨1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
218	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
219	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
220	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
221	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
222	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-1	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
223	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
224	都路町岩井沢字北向	北向2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
225	都路町岩井沢字北作	北作1	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

226	都路町岩井沢字北作	北作2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
227	都路町岩井沢字北作	北作2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
228	都路町岩井沢字北作	北作2-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
229	都路町古道字阿園平	阿園平 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
230	都路町古道字阿園平	阿園平 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
231	都路町古道字阿園平	阿園平2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
232	都路町古道字横山	大久保沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
233	都路町古道字横山	大久保沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
234	都路町古道字横山	大久保沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
235	都路町古道字横山	大久保沢 -4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
236	都路町古道字横山	大久保沢 -5	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
237	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川2	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
238	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
239	都路町古道字下ノ久保	尾ノ川8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
240	都路町古道字下板橋	下板橋1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
241	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
242	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

243	都路町古道字蒲生河原	傾城谷1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
244	都路町古道字橋向	橋向1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
245	都路町古道字橋向	橋向4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
246	都路町古道字橋向	橋向4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
247	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
248	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
249	都路町古道字橋向	芹ヶ沢 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
250	都路町古道字橋向	場々8-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
251	都路町古道字橋向	場々8-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
252	都路町古道字橋向	場々8-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
253	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
254	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
255	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
256	都路町古道字九郎鹿	九郎鹿 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
257	都路町古道字傾城川	傾城谷2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
258	都路町古道字権七田	権七田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
259	都路町古道字呼石	呼石	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日

260	都路町古道字戸草	戸草2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
261	都路町古道字根岸	白石3	警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
262	都路町古道字山口	山口5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
263	都路町古道字山口	山口6	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
264	都路町古道字山口	山口7-1	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
265	都路町古道字山口	山口7-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
266	都路町古道字山口	山口7-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
267	都路町古道字山口	山口8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
268	都路町古道字山口	山口9-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
269	都路町古道字山口	山口9-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
270	都路町古道字小滝沢	小滝沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
271	都路町古道字小滝沢	小滝沢4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
272	都路町古道字上ノ前	上ノ前-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
273	都路町古道字上ノ前	上ノ前-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
274	都路町古道字場々	場々1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
275	都路町古道字場々	場々2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
276	都路町古道字場々	場々3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

277	都路町古道字場々	場々6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
278	都路町古道字場々	場々7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
279	都路町古道字新田保	新田保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
280	都路町古道字前田	前田沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
281	都路町古道字前田	前田沢-2	警戒区域	福島県告示第 891 号 平成 27 年 12 月 25 日
282	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
283	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
284	都路町古道字鍛冶屋前	鍛冶屋前 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
285	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
286	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
287	都路町古道字鳥伏	鳥伏1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
288	都路町古道字東谷地	東谷地2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
289	都路町古道字道ノ内	古道道ノ内 1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
290	都路町古道字南作	場々4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
291	都路町古道字馬場平	八幡前 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
292	都路町古道字馬場平	八幡前 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
293	都路町古道字馬場平	八幡前 1-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

	294	都路町古道字白石	白石5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	295	都路町古道字白石	白石6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	296	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	297	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	298	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川 3-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	299	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	300	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日	
	船 引 管 内	301	船引町芦沢字横土	横土	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
		302	船引町芦沢字久保田	久保田2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
		303	船引町芦沢字久保田	四十久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
304		船引町芦沢字狐石	狐石	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日	
305		船引町芦沢字五反田	五反田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日	
306		船引町芦沢字光大寺	光大寺1	警戒区域	福島県告示大 909 号 令和 2 年 12 月 22 日	
307		船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日	
308		船引町芦沢字光大寺	光大寺 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日	
309		船引町芦沢字高梨子	高梨子	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日	
310		船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日	

311	船引町芦沢字樋ノ入	樋ノ入2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
312	船引町芦沢字硫黄内	鞍掛2	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
313	船引町石沢字桑柄木	桑柄木	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
314	船引町石沢字五百畑	五百畑1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
315	船引町石沢字山口	山口沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
316	船引町石沢字小館	小館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
317	船引町石沢字小田	小田	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
318	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
319	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
320	船引町今泉字烏帽子石	烏帽子石沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
321	船引町今泉字惣太郎	惣太郎-1	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
322	船引町今泉字惣太郎	惣太郎-2	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
323	船引町今泉字烏足	烏足沢	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
324	船引町今泉字平沢	平沢	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
325	船引町大倉字上大倉	大倉沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
326	船引町門沢字新屋敷	堂山沢-1	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
327	船引町門沢字新屋敷	堂山沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

328	船引町門沢字深山	深山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
329	船引町門沢字深山	深山3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
330	船引町門沢字深山	深山4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
331	船引町門沢字谷津	深山1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
332	船引町門沢字谷津	堀越川右支	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
333	船引町要田字宮前	宮前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
334	船引町上移字下道	下道1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
335	船引町上移字下道	下道2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
336	船引町上移字曲山	曲山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
337	船引町上移字五升蒔田	五升蒔田1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
338	船引町上移字五升蒔田	五升蒔田2	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
339	船引町上移字高屋敷	高屋敷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
340	船引町上移字上道	上道1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
341	船引町上移字上道	上道2	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
342	船引町上移字上道	上道3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
343	船引町上移字上道	上道4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
344	船引町上移字上道	上道5	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

345	船引町上移字上道	上道6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
346	船引町上移字上道	上道7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
347	船引町上移字上道	上道8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
348	船引町上移字折ノ内	折ノ内-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日
349	船引町上移字折ノ内	折ノ内-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日
350	船引町上移字折ノ内	折ノ内-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第475号 令和1年12月20日
351	船引町上移字竹ノ花	竹ノ花	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
352	船引町上移字馬込	馬込1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
353	船引町上移字馬込	馬込沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第410号 平成26年6月27日
354	船引町上移字北ノ作	北ノ作2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
355	船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第590号 平成26年9月30日
356	船引町上移字北ノ作	北ノ作 3-2	警戒区域	福島県告示第590号 平成26年9月30日
357	船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第891号 平成27年12月25日
358	船引町上移字北ノ作	北ノ作 4-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第891号 平成27年12月25日
359	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第891号 平成27年12月25日
360	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第891号 平成27年12月25日
361	船引町上移字北ノ作	北ノ作沢 -3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第891号 平成27年12月25日

362	船引町北移字岩登	岩登1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
363	船引町北移字久保田	久保田 1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
364	船引町北移字久保田	久保田 1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
365	船引町北移字畦石	畦石2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
366	船引町北移字畦石	畦石3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
367	船引町北移字桜内	桜内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
368	船引町北移字沢口	沢口-1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
369	船引町北移字沢口	沢口-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
370	船引町北移字土樋	土樋1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
371	船引町北移字東鳥堂	東鳥堂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
372	船引町北移字六平沢	六平沢2	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
373	船引町北移字六平沢	六平沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
374	船引町北鹿又字稻荷前	稻荷前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
375	船引町北鹿又字館ノ腰	館ノ腰	警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
376	船引町北鹿又字鬼久保	前田沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
377	船引町北鹿又字牛房久保	山ノ内1	警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
378	船引町北鹿又字五百畑	五百畑2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日

379	船引町北鹿又字後沢	後沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
380	船引町北鹿又字後沢	後沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
381	船引町北鹿又字上台	上台	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
382	船引町北鹿又字上南	上南沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
383	船引町北鹿又字上南	上南沢-2	警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
384	船引町北鹿又字早坂久保	大木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
385	船引町北鹿又字早坂久保	南沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
386	船引町北鹿又字茸山上	茸山上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
387	船引町北鹿又字番屋	番屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
388	船引町北鹿又字岫ノ前	茸山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
389	船引町櫛山字追越	追越	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
390	船引町櫛山字道崎	道崎	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
391	船引町遠山沢字尾ノ内	塩柄	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
392	船引町長外路字台	台沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
393	船引町永谷字小屋	鎌場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
394	船引町中山字遠上	遠上-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
395	船引町中山字遠上	遠上-2	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

396	船引町中山字遠中山	中山沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
397	船引町中山字遠中山	中山沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
398	船引町中山字小塚	小塚1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
399	船引町中山字小塚	小塚1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
400	船引町中山字小塚	小塚2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
401	船引町中山字小塚	小塚3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
402	船引町中山字菖蒲谷地	菖蒲谷地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
403	船引町中山字上大段田和	上大段田和	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
404	船引町中山字大段田和	大段田和沢	警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
405	船引町中山字田代	田代3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
406	船引町中山字田代	田代3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
407	船引町中山字田代	田代3-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
408	船引町中山字表	田代坂沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
409	船引町中山字表	表	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
410	船引町船引字稲場	稲場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
411	船引町船引字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
412	船引町船引字館	館屋敷-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

413	船引町船引字館	館屋敷-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
414	船引町船引字山ノ内	山ノ内3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
415	船引町船引字四城内前	四城内前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
416	船引町船引字寺ヶ入	寺ヶ入	警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
417	船引町船引字上川原	上川原-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
418	船引町船引字上川原	上川原-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
419	船引町船引字新房院	新房院	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
420	船引町船引字平背戸	平背戸	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
421	船引町船引字石田	石田3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
422	船引町堀越字井堀前	高森	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
423	船引町堀越字後田前	命久保1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
424	船引町堀越字深山	深山1	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
425	船引町堀越字深山	深山2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
426	船引町堀越字早坂	早坂-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
427	船引町堀越字早坂	早坂-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
428	船引町堀越字堂庵	堂庵	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
429	船引町堀越字二ツ森	大門	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

430	船引町堀越字二ツ森	二ツ森1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
431	船引町堀越字二ツ森	二ツ森2	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
432	船引町堀越字馬喰前	馬喰前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
433	船引町堀越字風呂	風呂	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
434	船引町堀越字命久保	命久保2	警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
435	船引町堀越字柳内	柳内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 331 号 令和 2 年 5 月 1 日
436	船引町南移字越田和	越田和2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
437	船引町南移字越田和	越田和沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 909 号 令和 2 年 12 月 22 日
438	船引町南移字戸引	戸引1-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
439	船引町南移字戸引	戸引1-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
440	船引町南移字戸引	戸引2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
441	船引町南移字戸引	戸引3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
442	船引町南移字水ノ木	水ノ木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
443	船引町南移字払川	払川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
444	船引町南移字払川	払川1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
445	船引町南移字払川	払川2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 475 号 令和 1 年 12 月 20 日
446	船引町横道字遠下	遠下1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

447	船引町横道字遠下	遠下2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
448	船引町横道字遠下	遠下2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
449	船引町横道字遠下	遠下3-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
450	船引町横道字遠下	遠下3-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
451	船引町横道字遠下	遠下4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
452	船引町横道字遠下	遠下沢	警戒区域	福島県告示第410号 平成26年6月27日
453	船引町横道字下馬沢	下馬沢1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
454	船引町横道字下馬沢	下馬沢2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
455	船引町横道字下馬沢	下馬沢3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
456	船引町横道字下馬沢	下馬沢4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
457	船引町横道字日向前	日向前1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
458	船引町横道字日向前	日向前 2-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
459	船引町横道字日向前	日向前 2-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
460	船引町横道字日向前	日向前3	警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
461	船引町横道字日向前	日向前4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
462	船引町横道字日向前	日向前 5-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
463	船引町横道字日向前	日向前 5-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日

464	船引町横道字日向前	日向前 5-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
465	船引町横道字日向前	日向前6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
466	船引町横道字風呂前	風呂前1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

1-4-6② 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

管内	番号	警戒すべき区間・箇所	区域名 (図書名)	指定区域の種類 (急傾斜地の崩壊)	公示番号 指定年月日
滝根管内	1	滝根町神俣字関場	関場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	2	滝根町神俣字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第675号 令和2年10月9日
	3	滝根町神俣字町	町2号-1	警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	4	滝根町神俣字町	町2号-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	5	滝根町神俣字町	町2号-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第210号 平成26年3月28日
	6	滝根町菅谷字芦畑	芦畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	7	滝根町菅谷字江川	江川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	8	滝根町菅谷字作前	作前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	9	滝根町菅谷字寺畑	寺畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	10	滝根町菅谷字沼ノ沢	沼ノ沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	11	滝根町菅谷字入水	入水2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	12	滝根町菅谷字入水	入水3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	13	滝根町菅谷字入水	入水4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第44号 令和2年1月24日
	14	滝根町菅谷字畑中	畑中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第675号 令和2年10月9日

15	滝根町菅谷字北高柴	北高柴	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
16	滝根町菅谷字猿内	猿内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
17	滝根町菅谷字小入水	入水-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
18	滝根町菅谷字小入水	入水-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
19	滝根町広瀬字宮ノ前	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
20	滝根町広瀬字戸ノ内	戸ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
21	滝根町広瀬字佐土畑	佐土畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
22	滝根町広瀬字舟ヶ作	舟ヶ作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
23	滝根町広瀬字小袋内	小袋内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
24	滝根町広瀬字赤沼	赤沼	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
25	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
26	滝根町広瀬字中ノ内	中ノ内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
27	滝根町広瀬字仲寺	仲寺	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
28	滝根町広瀬字町	町3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
29	滝根町広瀬字南作	南作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
30	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日
31	滝根町広瀬字矢大臣	矢大臣2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 44 号 令和 2 年 1 月 24 日

大越管内	32	大越町上大越字蟹沢	蟹沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	33	大越町上大越字金山平	小久地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	34	大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	35	大越町上大越字三斗蒔	三斗蒔2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	36	大越町上大越字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	37	大越町栗出字宮ノ下	宮ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	38	大越町栗出字中ノ内	中ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	39	大越町下大越字宮山	宮山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	40	大越町下大越字後沢	後沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	41	大越町下大越字千石平	千石平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	42	大越町下大越字田子屋	田子屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	43	大越町下大越字道歳	道歳1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	44	大越町下大越字道歳	道歳2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	45	大越町下大越字白井倉	白井倉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	46	大越町牧野字深谷	深谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	47	大越町早稲川字関沢	関沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	48	大越町早稲川字関沢	関沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

	49	大越町早稲川字宮ノ前	宮ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	50	大越町早稲川字千丁地	千丁地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	51	大越町早稲川字中平	中平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	52	大越町早稲川字日向畑	日向畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	53	大越町早稲川字梨ノ木作	梨ノ木作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
都路管内	54	都路町岩井沢字言神	言神	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	55	都路町岩井沢字持藤田	持藤田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	56	都路町岩井沢字持藤田	持藤田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	57	都路町岩井沢字持藤田	持藤田3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
	58	都路町岩井沢字所久保	所久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	59	都路町岩井沢字小保内	小保内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	60	都路町岩井沢字小保内	小保内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	61	都路町岩井沢字小保内	小保内3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	62	都路町岩井沢字新田	新田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	63	都路町岩井沢字大槻	大槻	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	64	都路町岩井沢字道ノ内	道ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
	65	都路町岩井沢字道之内	道之内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

66	都路町岩井沢字櫛梨子	櫛梨子1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
67	都路町岩井沢字櫛梨子	櫛梨子2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
68	都路町岩井沢字日向	日向1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
69	都路町岩井沢字日向	日向2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
70	都路町岩井沢字馬酔木沢	馬酔木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
71	都路町岩井沢字平内地	平内地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
72	都路町岩井沢字中作	中作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
73	都路町古道字阿園平	阿園平2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
74	都路町古道字横山	横山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
75	都路町古道字下板橋	下板橋1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
76	都路町古道字下板橋	下板橋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
77	都路町古道字下野前	下野前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
78	都路町古道字蒲生河原	蒲生河原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
79	都路町古道字館腰	館腰1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
80	都路町古道字館腰	館腰2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
81	都路町古道字休場	休場	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
82	都路町古道字橋向	橋向2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

83	都路町古道字橋向	橋向4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
84	都路町古道字傾城谷	傾城谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
85	都路町古道字戸屋	戸屋-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
86	都路町古道字戸屋	戸屋-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
87	都路町古道字戸屋	戸屋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
88	都路町古道字戸屋	戸屋-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
89	都路町古道字戸田平	戸田平1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
90	都路町古道字後ノ前	後ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
91	都路町古道字三沢前	三沢前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
92	都路町古道字山口	山口1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
93	都路町古道字山口	山口2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
94	都路町古道字山口	山口3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
95	都路町古道字山口	山口4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
96	都路町古道字山崎	山崎	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 210 号 平成 26 年 3 月 28 日
97	都路町古道字山崎	山崎2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
98	都路町古道字寺下	寺下3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
99	都路町古道字春日前	春日前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日

100	都路町古道字小滝沢	小滝沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
101	都路町古道字場々	場々1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
102	都路町古道字場々	場々2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
103	都路町古道字申酉	申酉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
104	都路町古道字石黒	石黒	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
105	都路町古道字前原沢	前原沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
106	都路町古道字仲ノ前	仲ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
107	都路町古道字東谷地	東谷地	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
108	都路町古道字白石	白石1号	警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
109	都路町古道字白石	白石2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
110	都路町古道字白石	白石3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
111	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
112	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
113	都路町古道字尾ノ川	尾ノ川3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
114	都路町古道字柳沢	柳沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
115	都路町古道字寺下	寺下1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 326 号 平成 23 年 6 月 28 日
116	都路町古道字橋向	橋向1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日

	117	都路町古道字小滝沢	阿園平1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第158号 令和4年3月11日
	118	都路町古道字橋向	橋向3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第225号 令和4年3月29日
	119	都路町古道字北町	北町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第225号 令和4年3月29日
	120	都路町古道字北町	北町-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第225号 令和4年3月29日
常葉管内	121	常葉町鹿山字屋方内	屋方内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	122	常葉町鹿山字小林	小林	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	123	常葉町鹿山字糺屋前	糺屋前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	124	常葉町久保字高原	高原	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第230号 平成19年3月23日
	125	常葉町久保字遠西	遠西	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	126	常葉町久保字堂城前	堂城前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	127	常葉町久保字析久保	析久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	128	常葉町久保字百目木	百目木	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第165号 平成31年3月5日
	129	常葉町小絵山字一本松	一本松1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	130	常葉町小絵山字角ノ入	角ノ入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	131	常葉町小絵山字田ノ入	田ノ入	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第116号 令和2年2月28日
	132	常葉町小絵山字中屋敷	中屋敷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第230号 平成19年3月23日
	133	常葉町小絵山字梅ノ木下	梅ノ木下 -1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第230号 平成19年3月23日

134	常葉町小松山字梅ノ木下	梅ノ木下 -2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
135	常葉町常葉字荒町	荒町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
136	常葉町常葉字下井坪	下井坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
137	常葉町常葉字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
138	常葉町常葉字坂ノ下	坂ノ下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
139	常葉町常葉字上井坪	上井坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
140	常葉町常葉字樋ノ口	樋ノ口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
141	常葉町常葉字壁谷田	壁谷田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
142	常葉町常葉字本坊	本坊	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
143	常葉町常葉字目石沢	目石沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
144	常葉町常葉字上野	上野-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
145	常葉町常葉字上野	上野-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
146	常葉町常葉字上野	上野2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
147	常葉町常葉字上野	上野-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
148	常葉町常葉字内町	内町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
149	常葉町常葉字内町	内町-2	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
150	常葉町西向字屋形	屋形-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日

151	常葉町西向字屋形	屋形-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
152	常葉町西向字屋形	屋形-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
153	常葉町西向字休石	休石1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
154	常葉町西向字休石	休石2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
155	常葉町西向字熊野前	熊野前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
156	常葉町西向字広畑	広畑	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
157	常葉町西向字仁井町	仁井町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
158	常葉町西向字西ノ内	西ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
159	常葉町西向字石ノ坪	石ノ坪	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
160	常葉町西向字中	中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
161	常葉町新田作字遠東	遠東	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
162	常葉町新田作字割石作	割石作	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
163	常葉町新田作字高田	高田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
164	常葉町新田作字山口	山口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
165	常葉町新田作字折越	折越1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
166	常葉町新田作字折越	折越2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
167	常葉町新田作字仲川	仲川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

168	常葉町新田作字湯舟	湯舟	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
169	常葉町新田作字猫内	猫内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
170	常葉町堀田字黒川	黒川-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
171	常葉町堀田字黒川	黒川-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
172	常葉町堀田字黒川	黒川-3	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
173	常葉町堀田字黒川	黒川-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
174	常葉町堀田字五月平	五月平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
175	常葉町堀田字赤坂	赤坂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
176	常葉町堀田字川越	川越1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
177	常葉町堀田字川越	川越2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
178	常葉町堀田字大向	大向	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
179	常葉町堀田字八百坂	八百坂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
180	常葉町堀田字鳴子	鳴子	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
181	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
182	常葉町堀田字柳渡戸	柳渡戸2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
183	常葉町山根字花立	花立	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
184	常葉町山根字九十内	九十内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日

	185	常葉町山根字殿上	殿上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 165 号 平成 31 年 3 月 5 日
	186	常葉町山根字南倉	南倉	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	187	常葉町山根字萩平	萩平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
	188	常葉町山根字鹿島	鹿島-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	189	常葉町山根字鹿島	鹿島-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	190	常葉町山根字鹿島	鹿島-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	191	常葉町山根字定福	定福-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	192	常葉町山根字定福	定福-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
	193	常葉町早稲川字一本松	一本松2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	194	常葉町早稲川字根子田	根子田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
	195	常葉町早稲川字根子田	根子田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	196	常葉町早稲川字上遠野	上遠野	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
	197	常葉町早稲川字柳渡戸	早稲川	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 116 号 令和 2 年 2 月 28 日
船引管内	198	船引町芦沢字鞍掛	鞍掛	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
	199	船引町芦沢字横土	横土	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	200	船引町芦沢字牛久保	牛久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
	201	船引町芦沢字五反田	五反田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日

202	船引町芦沢字高屋	高屋	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
203	船引町芦沢字今坂内	今坂内1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
204	船引町芦沢字今坂内	今坂内2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
205	船引町芦沢字漆久保	漆久保	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
206	船引町芦沢字上関	上関	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
207	船引町芦沢字深町	深町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
208	船引町芦沢字前城主内	前城主内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
209	船引町芦沢字霜田	霜田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
210	船引町芦沢字猫台	猫台	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
211	船引町芦沢字本郷	本郷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
212	船引町芦沢字光大寺	光大寺-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
213	船引町芦沢字光大寺	光大寺-10	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
214	船引町芦沢字光大寺	光大寺-11	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
215	船引町芦沢字光大寺	光大寺-12	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
216	船引町芦沢字光大寺	光大寺-13	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
217	船引町芦沢字光大寺	光大寺-14	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
218	船引町芦沢字光大寺	光大寺-15	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日

219	船引町芦沢字光大寺	光大寺-16	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
220	船引町芦沢字光大寺	光大寺-17	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
221	船引町芦沢字光大寺	光大寺-18	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
222	船引町芦沢字光大寺	光大寺-19	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
223	船引町芦沢字光大寺	光大寺-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
224	船引町芦沢字光大寺	光大寺-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
225	船引町芦沢字光大寺	光大寺-4	警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
226	船引町芦沢字光大寺	光大寺-5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
227	船引町芦沢字光大寺	光大寺-6	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
228	船引町芦沢字光大寺	光大寺-7	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
229	船引町芦沢字光大寺	光大寺-8	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
230	船引町芦沢字光大寺	光大寺-9	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
231	船引町芦沢字高田	高田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
232	船引町芦沢字梅ヶ咲	梅ヶ咲	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
233	船引町荒和田字二ツ宮	二ツ宮	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
234	船引町石沢字三合田	三合田1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
235	船引町石沢字三合田	三合田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

236	船引町石沢字三合田	三合田3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
237	船引町石沢字三合田	三合田4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
238	船引町石沢字三合田	三合田5号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
239	船引町石沢字大木沢	大木沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
240	船引町今泉字神戸前	神戸前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
241	船引町今泉字惣太郎	惣太郎	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
242	船引町大倉字追館	追館-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
243	船引町大倉字追館	追館-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
244	船引町大倉字追館	追館-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
245	船引町大倉字追館	追館-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 590 号 平成 26 年 9 月 30 日
246	船引町大倉字本町	本町-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
247	船引町大倉字本町	本町-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
248	船引町門沢字新館	新館	警戒区域	福島県告示第 230 号 平成 19 年 3 月 23 日
249	船引町上移字曲山	曲山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
250	船引町上移字上道	上道1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
251	船引町上移字上道	上道2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
252	船引町上移字上道	上道3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

253	船引町上移字上道	上道4号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
254	船引町上移字町	上移	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
255	船引町上移字馬込	馬込	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
256	船引町上移字根岸	根岸	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
257	船引町北移字久保田	久保田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
258	船引町北移字高橋	高橋1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
259	船引町北移字高橋	高橋2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
260	船引町北移字沢口	沢口	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
261	船引町北移字田外山	田外山	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
262	船引町北移字六平沢	六平沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
263	船引町北移字六平沢	六平沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
264	船引町北移字六平沢	六平沢3号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
265	船引町北移字六平沢	六平沢 4号-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
266	船引町北移字六平沢	六平沢 4号-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
267	船引町北移字六平沢	六平沢5号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
268	船引町北鹿又字山ノ内	山ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
269	船引町櫛山字宮内前	宮内前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

270	船引町櫛山字松玄前	松玄前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
271	船引町永谷字下永谷	下永谷	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
272	船引町永谷字下田	下田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
273	船引町永谷字下田	下田2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
274	船引町永谷字山中	山中	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
275	船引町中山字遠上	遠上	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
276	船引町中山字遠中山	遠中山1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
277	船引町中山字遠中山	遠中山2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
278	船引町中山字下馬沢	下馬沢1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
279	船引町中山字下馬沢	下馬沢2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
280	船引町中山字小塚	小塚	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
281	船引町中山字表	表	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
282	船引町中山字田代坂	田代坂	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
283	船引町新館字下	下2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
284	船引町新館字軽井沢	軽井沢-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
285	船引町新館字軽井沢	軽井沢-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
286	船引町新館字軽井沢	軽井沢-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日

287	船引町新館字軽井沢	軽井沢-4	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
288	船引町新館字軽井沢	軽井沢-5	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
289	船引町新館字上	上1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
290	船引町新館字上	上2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
291	船引町春山字轟湊	轟湊	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
292	船引町船引字花木内	花木内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
293	船引町船引字館	館	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
294	船引町船引字源次郎	源次郎1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
295	船引町船引字源次郎	源次郎2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 312 号 令和 3 年 3 月 16 日
296	船引町船引字砂子田	砂子田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 410 号 平成 26 年 6 月 27 日
297	船引町船引字城ノ内	城ノ内	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 675 号 令和 2 年 10 月 9 日
298	船引町船引字中ノ内	中ノ内-1	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
299	船引町船引字中ノ内	中ノ内-2	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
300	船引町船引字中ノ内	中ノ内-3	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
301	船引町船引字上田中	石崎	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
302	船引町堀越字高森	高森	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
303	船引町堀越字柴平	柴平	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日

304	船引町堀越字若宮	若宮	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
305	船引町堀越字上ノ前	上ノ前	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 416 号 令和 2 年 6 月 26 日
306	船引町南移字町	町	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 840 号 平成 25 年 12 月 27 日
307	船引町横道字遠下	遠下	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
308	船引町横道字日向前	日向前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
309	船引町横道字日向前	日向前2号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
310	船引町横道字風呂前	風呂前1号	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 119 号 平成 31 年 2 月 19 日
311	船引町要田字寺向	蟹沢	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日
312	船引町要田字要田	要田	警戒区域 特別警戒区域	福島県告示第 225 号 令和 4 年 3 月 29 日

1-4-6③ 地すべり危険箇所一覧

管内	番号	警戒すべき区間・箇所	区域名 (図書名)	指定区域の種類 (急傾斜地の崩壊)	公示番号 指定年月日
船引管内	1	船引町北鹿又	北鹿又	警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日
	2	船引町南移	南移	警戒区域	福島県告示第 158 号 令和 4 年 3 月 11 日

1-5-1 消防団体組織一覧

●消防団組織

階 級 名 称	団 長	副 団 長		分 団 長		副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
		副 団 長	地 区 隊 長	副 地 区 隊 長	分 団 長					
①団本部	1	3								4
滝根地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	6			12
滝根第1分団					1	1	2	4	48	56
滝根第2分団					1	1	2	4	50	58
滝根第3分団					1	1	2	4	46	54
②滝根地区隊計			1	1	5	5	12	12	144	180
大越地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	7	2	14	29
大越第1分団					1	1	2	6	64	74
大越第2分団					1	1	4	6	73	79
③大越地区隊計			1	1	4	4	13	14	145	182
都路地区隊 本部			1	1	2	(訓練・庶務) 2	4			10
都路第1分団					1	2	5	10	48	66
都路第2分団					1	2	3	6	40	52
④都路地区隊計			1	1	4	6	12	16	88	128
常葉地区隊 本部			1	1	2	2	10	1	12	29
常葉第1分団					1	1	4	4	95	105
常葉第2分団					1	1	2	2	57	63
常葉第3分団					1	1	3	3	57	65
⑤常葉地区隊計			1	1	5	5	19	10	221	262
船引地区隊 本部			1	2	2	2	9	1	5	22
船引第1分団					1	1	2	8	63	75
船引第2分団					1	1	2	9	66	79
船引第3分団					1	1	2	10	65	79
船引第4分団					1	1	2	10	66	80
船引第5分団					1	1	2	11	73	88
船引地区隊計			1	2	7	7	19	49	338	423
①～⑥計	1	3	5	6	25	27	75	101	936	1,179

1-5-4 消防水利の現況

行政局	消 火 栓		防 火 水 槽						池沼	河川	その他
			地 上 式			地 下 式					
	公設	私設	100m ³ 以上	60～ 100m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満			
滝根	130				4	11	45	7		1	
大越	73				36	43	5				
都路	23				14	2	33				
常葉	100				5	42	2	2			
船引	167	1	2	6	50	260	6	1			
計	493	1	2	6	109	358	91	10		1	

1-5-5 消防施設配備一覧

●滝根地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
滝根第1分団第1部1班	滝根町菅谷字沖田 1-4	48.00		1		
滝根第1分団第1部2班	滝根町菅谷字原屋敷 230-2	31.05		1		
滝根第1分団第2部1班	滝根町菅谷字畑中 4-1	46.04		1		
滝根第1分団第2部2班	滝根町菅谷字入水 603-1	47.00		1		
滝根第2分団第1部1班	滝根町神俣字金屋 92	47.20		1		
滝根第2分団第1部2班	滝根町神俣字入新田 175-8	47.20		1		
滝根第2分団第2部2班	滝根町神俣字町 201	45.32	1			水槽付
滝根第3分団第1部1班	滝根町広瀬字宮ノ下 91-4	47.20		1		
滝根第3分団第1部2班	滝根町広瀬字小山崎 97-5	45.32		1		
滝根第3分団第2部1班	滝根町広瀬字道木内 81	47.20		1		
滝根第3分団第2部2班	滝根町広瀬字下町 17-1	42.70		1		
		計	1	10		

●大越地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
大越第1分団第1部1班	上大越字鷹待田 100-3	70.00	1			
大越第1分団第1部2班	上大越字元池 87-22,87-25	19.87		1		

大越第1分団第1部3班	上大越字大田立 15-2	49.50		1		軽積載車
大越第1分団第2部1班	下大越字中田 31	59.00	1			水槽付
大越第1分団第2部2班1	下大越字高屋敷 200-1	15.68		1		軽積載車
大越第1分団第2部2班2	下大越字入ノ作 452	16.40		1		軽積載車
大越第1分団第2部3班1	下大越字川向 316-1	23.10		1		
大越第1分団第2部3班2	下大越字戸ノ内 635-1	7.70		1		軽積載車
大越第2分団第1部1班1	牧野字太夫田 71-1,71-3	33.00		1		
大越第2分団第1部1班2	牧野字鍛冶屋 23-1,24-1	9.90		1		軽積載車
大越第2分団第2部	栗出字中ノ内 126-3	15.00		1		
大越第2分団第3部1班	上大越字中広土 212-2	19.87	1			
大越第2分団第3部2班	上大越字曲田原 71-3,72-3	19.87		1		
大越第2分団第3部3班	上大越字三斗蒔 27-1,27-2	13.65		1		軽積載車
大越第2分団第4部1班1	早稲川字前田 2-1	19.87		1		
	計		3	12		

●都路地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
都路第1分団第1部	古道字寺下 57-1	94.40	1	1		水槽付
都路第1分団第2部	古道字戸屋 12-4	53.00		1		
都路第1分団第2部	古道字前田 27-1	56.40		1		
都路第1分団第3部	古道字春日前 67-1	61.00		1		
都路第2分団第1部	岩井沢字平蔵内 1-1	66.00	1			
都路第2分団第2部	岩井沢字新田 215	53.00		1		
都路第2分団第3部	岩井沢字中ノ内 37-2	50.00		1		
	計		2	5		

●常葉地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
常葉庶務分団女性部	常葉字中町 43-2	53.00		1		
常葉訓練分団訓練部	久保字樋ノ口 5-11	223.58		1		
常葉第1分団第1部			1			
常葉第1分団第2部			1			
常葉第1分団第3部			1			
常葉第1分団第4部	山根字鹿島 28-2,31-1			2		
常葉第2分団第1部	西向字屋形 72-1,81-1			1		
常葉第2分団第2部				1		
常葉第3分団第1部	小檜山字梅ノ木下 25-2,25-4	22.00		1		
常葉第3分団第2部		22.00		1		
常葉第3分団第3部		22.00		1		
		計	3	9		

●船引地区隊

消防屯所	所在地	建物 面積 (㎡)	消防 ポン プ 車 (台)	小型 動力 ポン プ 積載 車 (台)	軽可 搬 ポン プ (台)	備考
船引訓練分団訓練部	北鹿又字下旦ノ平 107-1	20.00		1		
船引第1分団第1部	船引字竹ノ内 42-1	68.00	1			
船引第1分団第1部	船引字南町通 160-1	36.00	1			
船引第1分団第1部	船引字五升車 135-1	166.44	1	1		水槽付
船引第1分団第2部	船引字四城内前 122	26.00		1		

船引第1分団第2部	船引字中ノ内前 58-1	22.00		1		
船引第1分団第2部	今泉字田中 229	31.00	1		1	
船引第2分団第1部	春山字川久保 2-3	10.00		1		
船引第2分団第1部	文珠字一本松 187-1	25.00		1		
船引第2分団第1部	石森字中田 52-1	25.00		1		
船引第2分団第2部	笹山字立石 604-1	28.00		2		
船引第2分団第2部	荒和田字柳内 232-2	37.00		1		
船引第3分団第1部	北鹿又字宮ノ後 77-2	103.19		3		軽積載車 1
船引第3分団第2部	大倉字鑄田 226	25.00		1		
船引第3分団第2部	新館字軽井沢 791-1	28.00		1		
船引第3分団第2部	石沢字佐屋ノ前 86	30.00	1			
船引第4分団第1部	上移字曲山 363	29.00			1	
船引第4分団第1部	上移字折ノ内 55-1	99.73	1	1		
船引第4分団第1部	北移字大鹿田 14-1	133.06	1	1		
船引第4分団第1部	中山字菖蒲谷地 211-42	6.00			1	
船引第4分団第1部	横道字遠下 173	24.00		1		
船引第5分団第1部	門沢字新館		1	2		
船引第5分団第2部	芦沢字高田 162	29.00			1	
船引第5分団第2部	芦沢字橋向 33-1	20.00	1	2		
船引第5分団第2部	芦沢字柏原 405-2	10.00			1	
船引第5分団第2部	芦沢字夜討内 1-2	15.00			1	
	計		9	22	6	
	合計		18	59	6	

1-11-2 ヘリコプター臨時離着陸場

●防災ヘリ等

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根運動場	滝根町神俣字河原 146-1	教育長	滝根公民館	78-2001
2	つつじヶ丘運動公園	大越町下大越字大荷場 1-2	教育長	大越公民館	79-2161
3	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62	市長	大越行政局	79-2111
4	都路運動場	都路町古道字橋向 35	教育長	都路公民館	75-2063
5	常葉運動場	常葉町常葉字猿子田 22	教育長	常葉公民館	77-2013
6	船引運動場	船引町船引字源次郎 120-3	教育長	船引公民館	82-1133
7	陸上競技場駐車場	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
8	移多目的運動広場	船引町上移字折ノ内 54-1	教育長	移出張所	86-2111
9	船引南中学校校庭	船引町堀越字丸森 70	教育長	船引南中学校	85-2811

●ドクターヘリ着陸場

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根運動場	滝根町神俣字河原 146-1	教育長	滝根公民館	78-2001
2	湯舟ヘリポート	滝根町神俣字糠塚 46-20	市長	滝根行政局	78-2111
3	大越つつじヶ丘公園 多目的運動広場	大越町下大越字大荷場 1-2	教育長	大越公民館	79-2115
4	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	市長	大越行政局	79-2111
5	(株)コアテック 福島工場 グランド	大越町牧野字深谷 33-1	コアテック	(株)コアテック 福島工場	85-2929
6	都路運動場	都路町古道字橋向 35	教育長	都路公民館	75-2063
7	グリーンパーク都路 スポーツ広場	都路町古道字山口 148-4	光管財	グリーンパーク	61-4114
8	岩井沢スポーツ広場	都路町岩井沢字下田 143	市長	都路行政局	75-2111
9	都路ヘリポート	都路町古道字北町 102	市長	都路行政局	75-2111
10	常葉運動場	常葉町常葉字猿子田 22	教育長	常葉公民館	77-2013
11	陸上競技場駐車場	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
12	県立船引高等学校	船引町船引字石崎 15-3.	福島県	船引高等学校	82-1511
13	大滝根水環境センター	船引町春山字赤間田 154-3	福島県	県中浄化センター	024-968-1062
14	光ヶ丘公園内運動場	船引町船引字光陽台 38	理事長	(一財)田村西部工業団地振興財団	62-2038

15	旧瀬川小学校	船引町新館字軽井沢 746	教育長	瀬川小学校	84-2218
16	移多目的運動広場 駐車場	船引町上移字折ノ内 54-1	教育長	移出張所	86-2111
17	旧移中学校	船引町上移字橋本 125	教育長	教育総務課	81-1213
18	船引南中学校	船引町堀越字丸森 70	教育長	船引南中学校	85-2811
19	要田地区運動場	船引町笹山字寺屋敷 301	教育長	要田出張所	62-2563

1-11-3 物資受入拠点

番号	名称	所在地	管理者	連絡先	電話番号
1	滝根行政局	滝根町神俣字関場 118	市長	滝根行政局	78-2111
2	大越行政局	大越町上大越字水神宮 62-1	市長	大越行政局	79-2111
3	都路行政局	都路町古道字本町 33-4	市長	都路行政局	75-2111
4	常葉行政局	常葉町常葉字町裏 1	市長	常葉行政局	77-2111
5	田村市総合体育館	船引町船引字遠表 400	教育長	総合体育館	82-0039
6	防災倉庫	船引町船引字遠表 29-1	市長	生活環境課	81-2272

1-12-3 指定避難所・福祉避難所一覧

●滝根行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	収容 可能 面積 (㎡)	畳	炊事	福祉 避難 施設
1	菅谷	入水多目的集会所	菅谷字入水 630	78-1204	78-1204	40	RC 平屋建	120			
2		星の村ふれあい館	菅谷字馬場 168	78-3100	78-3100	43	W平屋建	131	○	○	
3	神俣	滝根体育館	神俣字河原町 154	78-3646	78-2001	421	RC2階建	1264			
4	広瀬	天地人大学	広瀬字針湯 33	78-3700	78-2111	152	S 平屋建	456	○		○
5		老人憩いの家 針湯荘	広瀬字針湯 55	78-2010	78-2010	24	S2 階建	73	○	○	○
6		滝根総合福祉センター	広瀬字針湯 55	78-3822	81-2166	41	S 平屋建	123	○		○
7		滝根保健センター	広瀬字針湯 33	78-1055	78-2111	31	RC2 階建	95	○	○	○

●大越行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	収容 可能 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	上大越	大越公民館	上大越字水神宮 62-1	79-2161	79-2161	49	RC2 階建	147		○	
2		高齢者生活福祉センター みどり荘	上大越字古川 49-2	79-1221	81-2166	53	RC 平屋建	160	○	○	
3		おおごえふるさと館	上大越字水神宮 62-1	79-1201	79-2193	97	RC2 階建	291		○	○
4	下大越	つつじヶ丘公園管理棟	下大越字大荷場 1-2	79-3176	79-2161	150	RC 平屋建	451	○		
5		ふれあい音楽館	下大越字大荷場 1-2	79-3870	79-2161	49	W 平屋建	148	○	○	
6	牧野	牧野多目的交流センター	牧野字太夫田 71-3	85-2293	79-2193	43	W 平屋建	131	○	○	
7	栗出	大越転作技術研修センター	栗出字東畑 26	電話なし	79-2193	31	W 平屋建	93	○	○	

●都路行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収 容 人 数	施設の 構造	収容 可能 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	古道	都路公民館	古道字本町 33-4	75-2111	75-2111	70	RC3 階建	210			
2		都路中学校体育館	古道字北町 4-6	75-2009	75-2009	200	S平屋建	600			
3		古道体育館	古道字遠下前 56	電話なし	75-2063	256	S2階建	770			
4		都路保健センター	古道字寺ノ前 39	75-2725	75-2111	53	RC 平屋建	161	○	○	○
5	岩井沢	岩井沢体育館	岩井沢字平蔵内 181-1	電話なし	75-2063	189	S2 階建	567			

●常葉行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担 当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	収容 可能 面積 (㎡)	畳	炊 事	福祉 避難 施設
1	常葉	常葉行政局	常葉字町裏 1	77-2013	77-2013	16	RC3 階建	49	○	○	
2		常葉中学校体育館	常葉字上野 175	77-2330	77-2330	255	S 平屋建	765			
3		文化の館ときわ	常葉字町裏 1	77-2211	77-2211	44	RC2 階建	132		○	○
4		常葉保健センター	常葉字町裏 1	77-3900	77-2111	40	RC2階建	120		○	○
5		常葉老人福祉センター	常葉字備前作 15	77-2714	81-2166	41	RC 平屋建	123	○	○	○
6	関本	常葉公民館関本分館	関本字岡ノ内 143	電話なし	77-2013	31	W 平屋建	93	○	○	
7	山根	常葉公民館山根分館	山根字鹿島 23	電話なし	77-2013	56	W 平屋建	170		○	

●船引行政局(市外局番:0247)

NO	地区	施設・場所名	住所	施設 電話番号	管理担当 連絡先	収容 人数	施設の 構造	収容 可能 面積 (㎡)	畳	炊事	福祉 避難 施設
1	船引	船引中学校体育館	船引字東部台二丁目 1	82-0102	82-0102	260	S平屋建	780			
2		船引保健センター	船引字源次郎 131	81-1110	81-2271	137	RC 平屋建	411		○	○
3		田村市総合体育館	船引字遠表 400	82-0039	82-0039	819	RC2 階建	2,458			
4		船引高校第 1 体育館	船引字石崎 15-3	82-1511	82-1511	489	RC 平屋建	1,468			
5		船引高校第 2 体育館	船引字石崎 15-3	82-1511	82-1511	308	RC 平屋建	924			
6		船引高校生徒会館	船引字石崎 15-3	82-1511	82-1511	93	RC2 階建	280			
7	文珠	文珠地区公民館	文珠字馬場平 90	82-1522	81-2111	48	RC 平屋建	144	○	○	
8	石森	旧石森小学校体育館	石森字館 108	電話なし	81-1213	120	S平屋建	360			
9	北鹿又	美山小学校体育館	北鹿又字後和田 30	82-1019	82-1019	140	S平屋建	420			
10	新館	瀬川地区公民館	新館字下 459	84-2111	81-2111	40	W 平屋建	121	○	○	
11		旧瀬川小学校体育館	新館字軽井沢 746	84-2218	84-2218	122	S平屋建	368			
12	上移	移地区公民館	上移字町 147	86-2111	81-2111	58	W 平屋建	176	○	○	
13		旧緑小学校体育館	上移字根岸 10	86-2021	86-2021	140	S平屋建	420			
14		旧移中学校体育館	上移字橋本 125	電話なし	81-1213	210	S平屋建	630			
15		船引北部デイサービスセンター	上移字後田 172	86-2691	81-2166	35	RC 平屋建	107	○	○	○
16	北移	活性化施設 北移南移コミュニティプラザ	北移字大鹿田 76-4	86-2579	86-2579	38	W 平屋建	115	○	○	
17	芦沢	旧芦沢小学校体育館	芦沢字大越 293	82-1035	82-1035	125	RC平屋建	375			

田村市地域防災計画「資料編」

18	門沢	七郷地区公民館	門沢字新館 117	85-2111	81-2111	177	RC2 階建	532	○	○	
19		旧門沢小学校体育館	門沢字宮ノ平 182	電話なし	81-1213	122	S平屋建	368.0			
20	堀越	船引南中学校体育館	堀越字丸森 70	85-2811	85-2811	197	S平屋建	592		○	
21	笹山	要田地区公民館	笹山字立石 604-1	62-2563	81-2111	48	W 平屋建	145	○	○	

1-16-3 防災行政無線

i) 無線局の設置場所

行政局	名称	種別	所在地	メーカー	備考
田村市	ぼうさいたむら	防災行政	船引町船引字畑添 76 番地 2	日立国際電気	

ii) 中継局の設置場所

行政局	名称	種別	所在地	備考
都路	ごさんしょ山中継局	中継局	都路町古道字横山 93-2	
常葉	殿上山中継局	中継局	船引町中山字遠中山 153-1	
船引	片曾根山中継局	中継局	船引町船引字平背戸 207-1	
都路	荻田簡易中継局	簡易中継局	都路町荻田地内	
都路	大久保簡易中継局	簡易中継局	都路町大久保地内	
都路	頭ノ巣簡易中継局	簡易中継局	都路町頭ノ巣地内	
船引	瀬川簡易中継局	簡易中継局	船引町石沢字川前 36	
滝根	神俣再送信子局	再送信子局	滝根町神俣字河原 109	
都路	中ノ内再送信子局	再送信子局	都路町岩井沢字中ノ内 42-3	
滝根	広瀬再々送信子局	再々送信子局	滝根町広瀬字殿里 138-1	

iii) 地区子局の設置場所

●滝根行政局

名称	所在地	方式	備考
菅谷局	滝根町菅谷字太子堂 153		
入新田局	滝根町神俣字入新田 174		

●大越行政局

名称	所在地	方式	備考
上大越局	大越町上大越字元池 183-1		
下大越局	大越町下大越字町 105		
牧野局	大越町牧野字塚 68		
早稲川局	大越町早稲川字廣畑 184-2		

●都路行政局

名称	所在地	方式	備考
本町局	都路町古道字本町 53-2		
下ノ久保局	都路町古道字下ノ久保 119-1		
後ノ前局	都路町古道字後ノ前 72-1		
新田局	都路町岩井沢字新田 111-1		
下田局	都路町岩井沢字下田 32-2		

●常葉行政局

名称	所在地	方式	備考
常葉局	常葉町常葉字上野 132-1		
山根局	常葉町山根字鹿島 14-2		
堀田局	常葉町堀田字堰下 69-4		
早稲川局	常葉町早稲川字一本松 135-1		
小檜山局	常葉町小檜山字梅ノ木下 30-1		
西向局	常葉町西向字屋形 83		

●船引行政局

名称	所在地	方式	備考
文珠局	船引町文珠字馬場平 90		
美山局	船引町北鹿又字下旦の平 107-1		
瀬川局	船引町新館字下 459		
移局	船引町上移字町 147		
芦沢局	船引町芦沢字霜田 46-1		
七郷局	船引町門沢字新館 109-1		
要田局	船引町笹山字立石 604-1		
今泉局	船引町今泉字田中 83		

1-17-4① し尿収集車(バキューム車)保有数

名称	所在地	電話 (0247-)	台数	積載量
たむら衛生処理センター	船引町船引字三合内 258	82-1272	10	2トﾝ～5.5トﾝ

1-17-4② 塵芥処理施設

名称	所在地	電話 (0247-)	処理能力
たむらクリーンセンター	滝根町広瀬字矢大臣 48-29	78-2723	30トﾝ／1日
船引清掃センター	船引町大倉字後田 43	84-2840	

1-17-4③ 一般廃棄物処理施設(ごみ・し尿)

名称	所在地	電話 (0247-)	処理能力
たむら衛生処理センター	船引町船引字三合内 258	82-1272	100kl／1日

1-19-1 ボランティア団体一覧

行政局	団体名	備考
滝根	滝根町赤十字奉仕団	
大越	大越町赤十字奉仕団	
	田村市食生活改善推進協議会大越班	
都路	都路町赤十字奉仕団	
常葉	常葉町赤十字奉仕団	
	常葉町老人クラブ連合会	
	田村市食生活改善推進協議会常葉班	
船引	船引町赤十字奉仕団	
	船引町ボランティア会	
	手話サークルつみき会	
	田村市食生活改善推進協議会船引班	

災害時職員行動マニュアル

第1 目的および防災対策の基本

1 本マニュアルの目的

このマニュアルは、田村市地域防災計画の目的を遂行するため、特に緊急時における初動体制の早期確立および災害対策活動の迅速性、適時性、有効性ならびに効率性に重点を置き、災害発生時には「迅速な配備の決定」「職員の参集」「情報の収集・伝達」「災害対策本部等の設置」を速やかに行う必要があることから、災害発生時の職員個々の役割を明確にするとともに、平時における心構えや配備体制および参集要領等を具体的に示すことにより、自身の役割を理解し迅速かつ適正に対応することを目的とする。

2 気象警報および配備基準

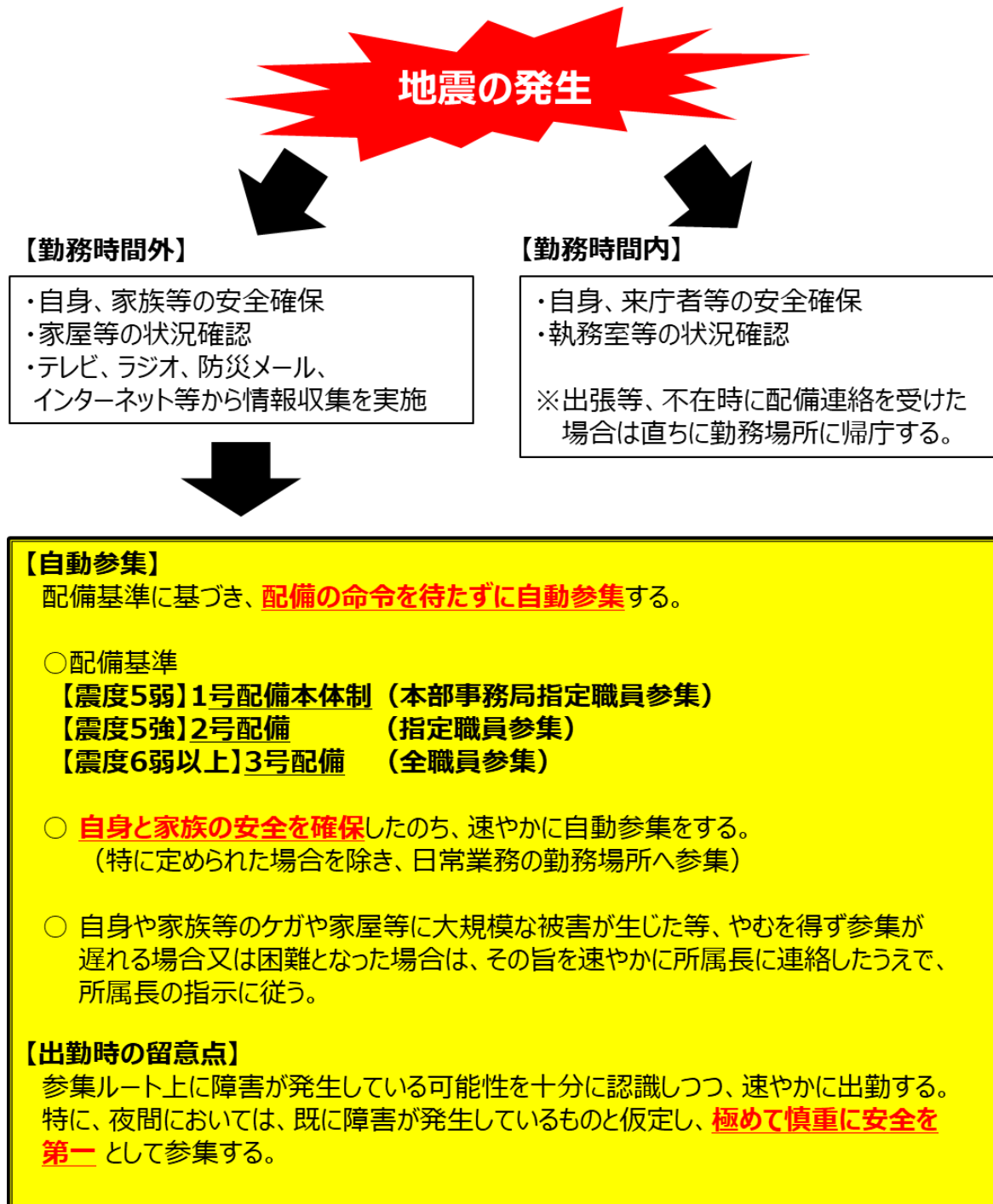
気象注意報が発表された場合は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報により、今後の天候の推移を踏まえ自宅待機等をするとともに、気象注意報から気象警報に変わった場合に、即時対応できるよう心がける。

配備体制	発令基準（主な事象など）	備考
1号配備	気象警報の発表 → 初動体制 震度5弱の地震発生 → 本体制 (具体的事象例) 倒木、道路の路肩崩れ、側溝の溢水 (参考) 大滝根川 中島水位 2.0m→水防団待機水位 " 2.8m→水防団出動要請 (河川監視)	P.4より記載 (必要な場合、情報所長の判断により、2号配備に移行する。)
2号配備	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まった場合 震度5強の地震発生 (具体的事象例) 通行規制を伴う災害の発生 (参考) 大滝根川 中島水位 3.5m→高齢者等避難目安 (警戒レベル3) " 4.2m→避難指示相当 (警戒レベル4)	P.6より記載 (必要な場合、警戒本部長の判断により、3号配備に移行する。)
3号配備	【大雨特別警報】の発表(警戒レベル5) 大雨により重大な災害が発生する恐れが著しく大きいと予想される場合 (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨) 【重大な災害 (大雨・洪水・土砂)】 大雨、洪水等により災害が 広範囲 で発生、更に拡大の恐れがある場合 (市内で大規模な災害が発生した場合) 【重大な災害 (地震)】震度6以上の地震発生	P.9より記載 ◎全職員対応

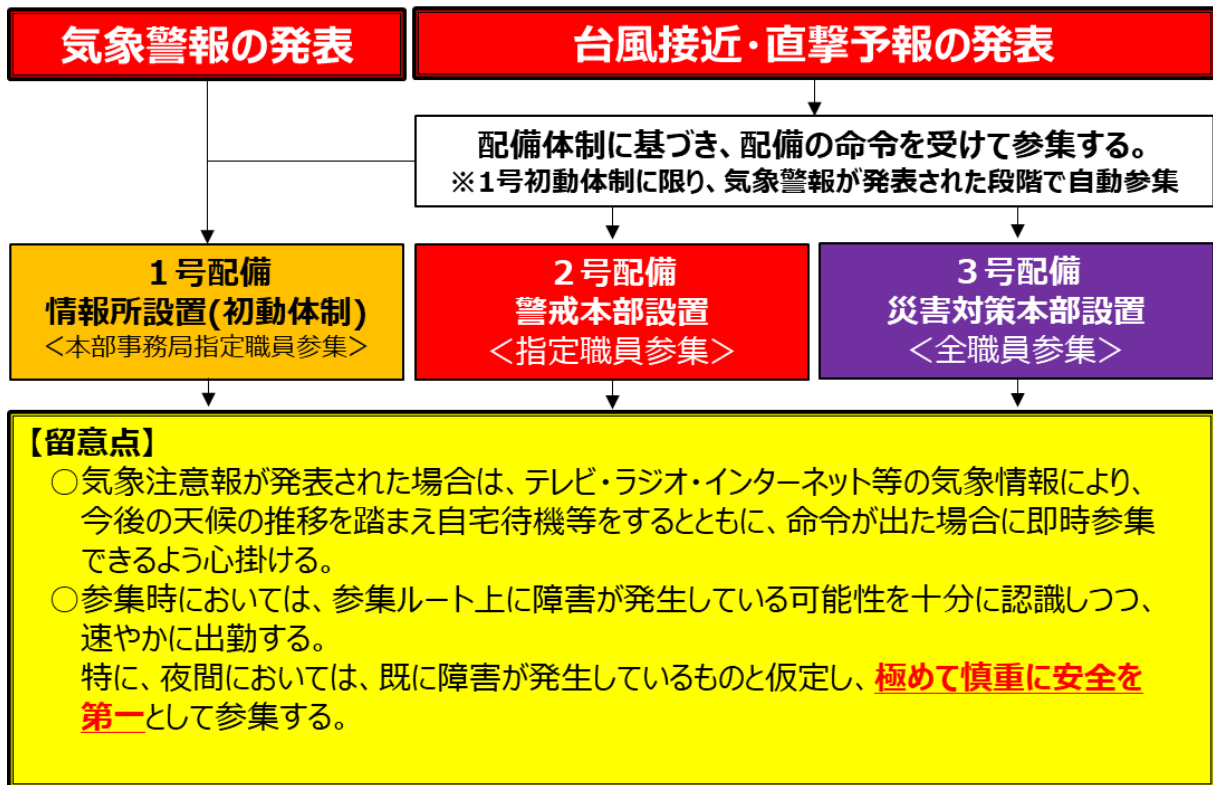
3 災害発生時における職員の行動フロー

職員は、地震発生時及び風水害等が発生する恐れがある場合の初動対応について、以下を基準として行動すること。

(1) 地震発生時



(2) 風水害



4 配備体制の周知

地震発生時を除き、配備体制に関する周知は「L o G oチャット」を使用し、体制に応じて指定職員、全職員へ周知を行う。

諸般の事情により「L o G oチャット」の使用が難しい職員については、所属長を通じて情報を得る等、事前に連絡体制を確保すること。

第2 市および職員の責務

1 市の責務

市は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第1次的責務者として、災害から市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施しなければならない。

2 職員の責務と心得

(1) 職員の責務

市民の生命、身体および財産を災害から守るという重要な責務が課せられていることを自覚し、災害応急活動に従事しなければならない。

(2) 職員の心得

① 職員の心構え

職員は、「自己の安全が確保できて初めて市民に貢献できる」を災害対応の基本原則とし、まずは自己の安全確保を最優先とする認識を徹底すること。

その上で、「全ての職員が災害対策本部の一員」であることを自覚し、自らの役割を果たすべく応急対策に当たること。

② 各課における災害対応体制の整備

各課においては、緊急時の所属職員の連絡先のほか、災害時の対応業務内容を踏まえ、各配備体制で参集する職員を事前に決めておく等、災害対応体制の整備を行うこと。

また、所属長は、災害発生時における所属職員の安否確認方法及び参集想定時間をあらかじめ把握し、参集状況を踏まえた災害対応を事前に想定すること。

③ 登庁時・帰宅時のルート確認

職員は、普段から通勤経路上の危険箇所を確認するとともに、迂回ルートやより安全性が高い別ルートの確保に努めること。

また、発災時の登庁においては、ルート上に既に障害が発生しているものと仮定し、極めて慎重に、安全を第一として参集すること。

④ 所在の明確化

勤務地を離れる際、あるいは既に離れている場合でも常に所在、連絡方法を明らかにすること。また、出張や休暇による旅行中であっても、災害発生時には直ちに所属長に連絡し、当地に留まるか、即時帰庁するか上司の指示に従うこと。

⑤ 職員自身又は家族が被災した場合の対応

職員自身又は家族のケガや家屋等に大規模な被害が生じた等、やむを得ず参集が遅れる場合又は困難となった場合は、その旨を速やかに所属長に連絡し指示を仰ぐこと。

⑥ 登退庁途上での緊急事態への遭遇

登退庁途上に、緊急事態（火災、災害等）に遭遇した場合、最寄りの消防・警察機関に通報するとともに、被害情報の収集に努めるとともに、所属長にその情報を連絡し指示を仰ぐこと。

⑦ 配備体制解除後の対応について

災害配備体制解除後の帰宅については、2次被害防止のため帰宅ルートの被害状況等を確認し、少しでも危険がある場合は庁舎内に留まるなど安全第一の行動を心がけること。

⑧ その他

日頃から、職員行動マニュアルや地域防災計画の内容を把握するとともに、防災マップ等により避難所や避難場所、避難経路等の習熟に努め、緊急事態に対し冷静、迅速な対応を心がけること。

第3 災害活動体制の整備

1 活動体制

災害が発生、または発生する恐れがある場合に市民の生命および財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度にとどめ、その責務の遂行および応急災害対策を行うため、次の防災組織体制を整備する。

(1) 事前の対応確認

気象予報の発表等を受け、警戒すべき事案である場合等は、今後の災害対応に向けた関係者会議を開催し、発災時の行動内容等を確認しておくこととする。

(2) 動員配備

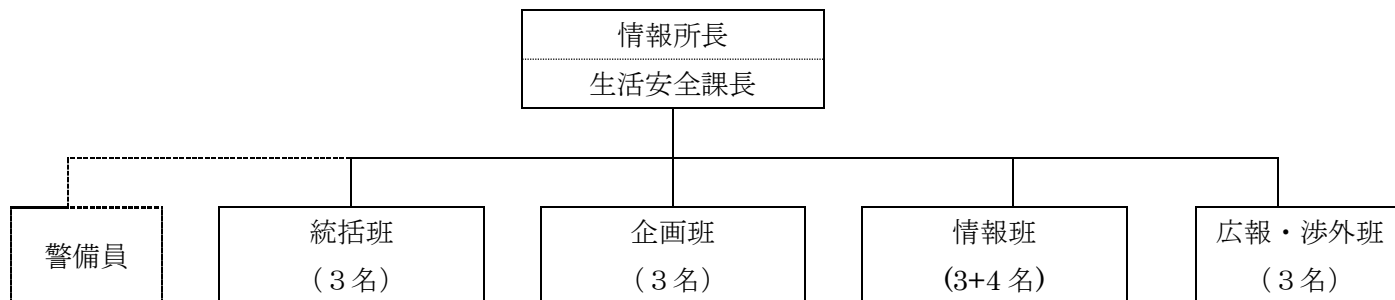
① 1号配備（情報所設置）

情報所長(生活安全課長)は、注意体制となる情報所を設置した場合、情報収集に努めるとともに、必要に応じて警戒本部設置に備えるものとする。

ア 発令権者：情報所長（生活安全課長）

イ 職務権限の代行：情報所長不在時は統括班長、企画班長、情報班長の順により代行する。

ウ 1号配備（情報所）組織図



エ 配備職員および分掌事務

班名等	分掌事務
【統括班】 班長：総務課長補佐 生活安全課①、 企画調整課 1 ー合計 3 名ー	1 職員の招集、動員 2 情報所の設置、運営および警戒本部の設置準備 3 会議の開催および進行管理 4 情報所業務の統制および調整 5 県その他防災関係機関との連絡調整 6 その他、情報所長の指示する事項
【企画班】 班長：企画調整課長補佐 総務課①、市民課 1 ー合計 3 名ー	1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 災害警戒および注意喚起の発信 4 防災関係機関等との応急災害対策に係る調整会議の開催 5 その他、情報所長の指示する事項

<p>【情報班】 班長：観光交流課長補佐 農林課①、建設課①、各行政局①×4局 ※行政局職員は局へ参集 -合計 3名+4名-</p>	<p>1 災害応急対策に資する情報の収集 2 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 3 情報所 各班および市民への情報提供 4 その他、情報所長の指示する事項</p>
<p>【広報・渉外班】 班長：生涯学習課長補佐 総務課 1、税務課 1 -合計 3名-</p>	<p>1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 県の災害対応に関する情報提供および呼びかけ 3 報道機関への情報提供および報道要請 4 被害状況の把握、記録、整理協力および活用 5 その他、情報所長の指示する事項</p>

※ ○数字は初動態勢での参集者

オ 1号配備における参集体制

○初動体制：各種気象警報の発表

【統括班】生活安全課 1【企画班】総務課 1【情報班】農林課 1、建設課 1【各行政局】

○本体制：震度5弱の地震発生または情報所長の判断により招集

カ 配備職員の派遣

○情報所長が必要と認める事象が発生した場合、情報所長は初動体制を編成する。

また、状況の変化により情報所長が必要と認めた場合、本体制の指示を出し、各部課長へ職員の招集を依頼する。各部課長は情報所への配備職員を派遣する。

※情報所は、状況変化により2号配備又は3号配備へ移行する場合、現体制を増強し上位配備体制へ移行する。

※災害発生が確認された場合は、直ちに情報班に報告するとともに、情報班長より情報所長へ報告を行い、情報所長は市民部長および関係部長等へ連絡する。

キ 重視して収集すべき情報

情報項目	情報の内容
気象情報の収集	○予警報の内容、予想される降雨および災害の程度 ○降雨量 ○先行降雨量 ○市内全域の降雨量（特に上流域）○時間雨量の変化 ○河川、ため池等の水位状況や流量の変化
市内の災害危険情報の収集	○河川、ため池等の災害危険箇所における災害発生危険状況 ○河川、ため池等の予想される氾濫時期や場所など ○土砂災害の発生が予想される箇所の前兆現象の有無

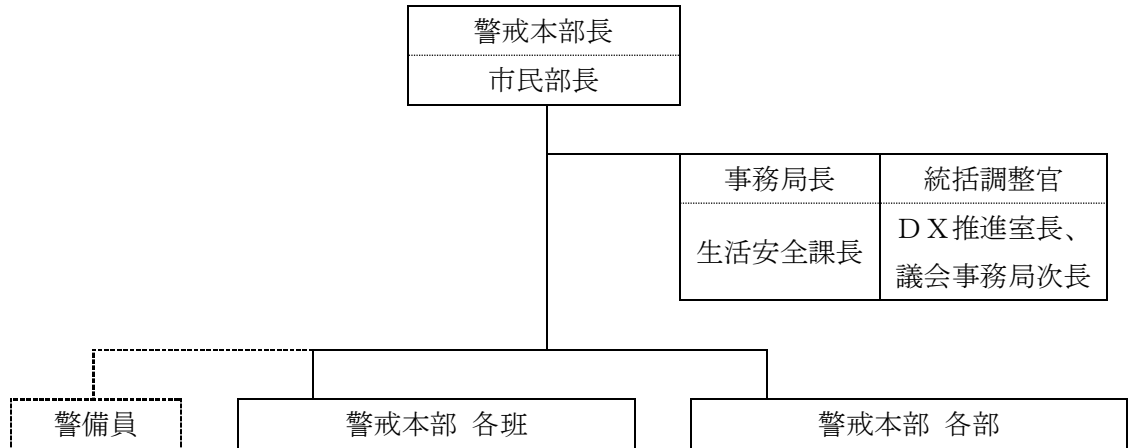
② 2号配備（警戒本部設置）

警戒本部長は、本部を設置した場合、1号配備時に収集された情報を把握・精査し、引き続き情報収集を継続するとともに、応急対策を行うものとする。

ア 発令権者：警戒本部長（市民部長）

イ 職務権限の代行：警戒本部長不在時は事務局長、統括調整官、統括班長の順により代行する。

ウ 2号配備（警戒本部）組織図



エ 配備職員および分掌事務

班名等	分掌事務
【統括調整官】 DX推進室長 議会事務局次長	1 警戒本部長・事務局長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【統括班】 班長：総務課長補佐 総務課 1、企画調整課 1、生活安全課 1、社会福祉課 1、商工課 1、教育総務課 1 ー合計7名ー	1 職員の招集、動員 2 警戒本部の設置、運営および災害対策本部の設置準備 3 警戒本部会議の開催および進行管理 4 警戒本部業務の統制および調整 5 県その他防災関係機関との連絡調整
【企画班】 班長：企画調整課長補佐 総務課 1、財政課 1、市民課 1、こども未来課 1、都市計画課 1、生涯学習課 1 ー合計7名ー	1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 災害警戒および注意喚起の発信 4 防災関係機関等との災害応急対策にかかる調整会議の開催

<p>【情報班】 班長：観光交流課長補佐 DX推進室 1、環境課 1、高齢福祉課 1、農林課 1、観光交流課 1、建設課 1、教育総務課 1 ー合計 8 名ー 各行政局 4 局 各出張所 7 所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に資する情報の収集 2 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 3 災害情報の県への報告 4 警戒本部各部への情報提供 5 重要な情報の確認および警戒本部長への報告 6 被害状況の把握、記録および整理(災害全般)
<p>【広報・渉外班】 班長：生涯学習課長補佐 総務課 1、税務課 1、保健課 1、社会福祉課 1、こども未来課 1、高齢福祉課 1、学校教育課 1、生涯学習課 1 ー合計 9 名ー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 災害の発生が予想される地域への巡回および広報 3 県の災害対応に関する情報提供および呼びかけ 4 報道機関への情報提供および報道要請 5 被害状況の把握、記録、整理協力および活用
<p>【原子力災害対策班】 班長：生活安全課長補佐 商工課 1 (情報班)、市民課 1(企画班)、保健課 1 (企画班)、上下水道課 1 (情報班) ー合計 5 名ー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 福島第 1、第 2 原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候に関する情報資料の収集 2 モニタリングデータの把握、分析、評価および管理 3 原発災害に係る国、県(原子力班)、電源事業者および関係機関等との連絡調整

※招集後、原災が発生しない場合は、() 班でそれぞれ対応する。

班 名 等	分 掌 事 務
<p>警戒本部 各部</p> <p>【救 援 対 策 部】 【避 難 者 対 策 部】 【医 療 保 健 対 策 部】 【生 活 基 盤 対 策 部】 【産 業 再 建 対 策 部】 【教 育 対 策 部】 【行 政 局 災 害 対 策 部】</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒本部の動向および災害情報等を入手し、各部長に報告する(報告時は、情報班長の了承を受けるもの) 2 局災害対策部の活動状況および行政局管内の災害情報を適時本部に報告する(局 情報員と連携すること) 3 要請により、事務局情報班の情報収集等を援助する 4 各部業務の準備および遂行(業務内容は 3 号配備を参照) 5 その他警戒本部長の命ずる事項 <p>※参集者は統括調整官と、調整官の指示により招集される部員(編成に必要な人員を招集する)</p> <p>※ 3 号配備(災対本部)移行時、速やかに部の運営に移行する</p>

※ 3 号配備に移行した場合、警戒本部事務局は災害対策本部事務局へ移行する。

※ 状況に応じ、避難所の開設(市民課、こども未来課)、生徒等の避難準備態勢(こども未来課、教育委員会)、要配慮者等の避難準備態勢(社会福祉課、高齢福祉課)を準備する。

(高齢者等避難[警戒レベル 3]発令に注意)

オ 2号配備における参集体制

○土砂災害警戒情報の発表、地震の発生(震度5強)

統括班、情報班、企画班、広報・渉外班 全員参集

警戒本部 各部は統括調整官と、班長の指示により招集される部員

(行政局災害対策部は市民係、産業建設係の各係より参集)

カ 配備職員の派遣

各部長は、警戒本部へ配備職員を派遣するものとし、3号配備に速やかに移行できるように、課長等職員を招集する。

キ 災害対策本部体制への移行

警戒本部長は、被害が拡大するおそれがあり、総合的な対策が必要と認められるときは、市長に災害対策本部体制への移行を進言するものとする。

ク 警戒体制および発災後に重視して収集すべき情報

情報区分		細 部 内 容	
気象情報等		○天気現象等（過去・現在・予測） ○地震の情報	
災害の状況		○河川、ため池等のはん濫状況（越水、浸水、決壊等） ○浸水区域、浸水高 ○拡大増水傾向の状況 ○土砂災害、崖崩れ等の発生状況（場所・規模等） ○発災による被害状況（死者・不明者・負傷者の発生、家屋の倒壊等）	
被害情報	人的被害	○発生場所、原因および被害者数 ○被災者の情報等 ○負傷者の負傷程度および収容先	死者 不明者 負傷者
	建物被害	○被災棟数および被害程度 ○建物の名称および所在地 ○り災世帯 および り災者数	住宅等 事業者
	ライフライン被害等	○被害箇所と被害程度 ○断水状況 ○ガス供給停止状況 ○応急措置等の対応状況 ○交通機関の運行状況	上下水道・交通 電気・通信 ガス関係
	公共施設被害	○被災棟数および被害程度 ○施設の名称および所在地 ○入所者の被災状況および避難状況 ○児童、生徒の避難の状況	福祉・教育・ 清掃施設 斎場・所管施設
	土木施設被害	○被害箇所と被害状況 ○応急措置等の対応状況 ○道路の通行止め箇所	砂防ダム・河川 道路・橋梁
	農林関係被害	○被害箇所と被害程度	
医療救護関係		○医療関係の被害状況 ○応急救護所等の設置状況	
避難情報		○避難所の設置状況 ○自主避難の状況 ○避難指示の発令状況 ○避難世帯数および避難者数	
消防関係		○119番通報の入電状況 ○火災発生状況および延焼状況 ○救助、救急事案の発生状況、対応状況 ○危険物施設等の被害状況 ○ガス漏れ等の発生状況	
防災関係		○自衛隊 ○警察 ○消防 ○その他の機関	

第4 災害対策本部

1 災害対策本部（3号配備）

市は、市の地域において災害が発生し、災害の規模、その他の状況により被害が拡大するおそれの

ある場合、基本法第23条および市災害対策本部条例（平成17年田村市条例第17号）の規定に基づ

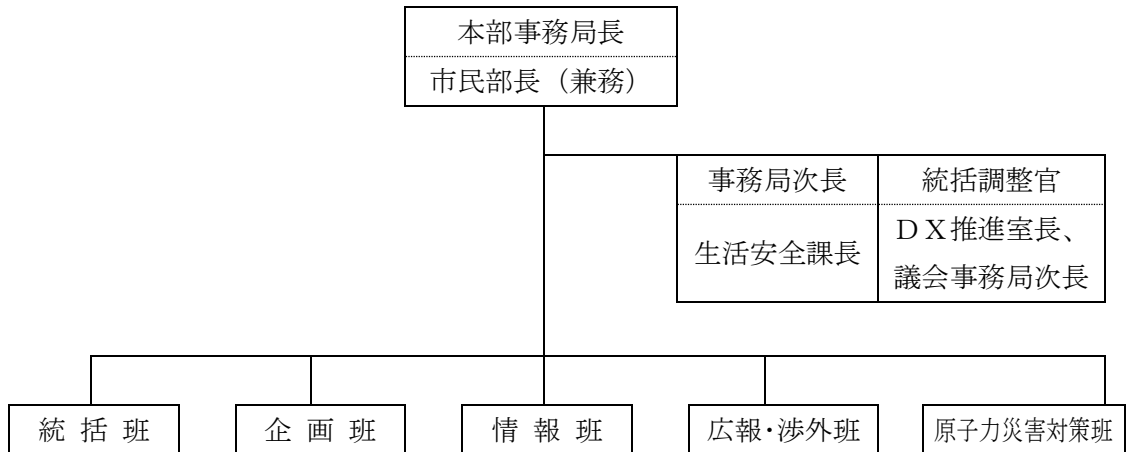
き設置する機関であり、市長を災害対策本部長として、防災関係機関および市の全職員をもって組織し、

災害対策を実施する機関である。

(1) 設置場所

原則として市役所内に設置する。なお、庁舎が被災し、使用が困難な場合または災害の状況により災害対策本部の機能が維持できない事態に陥った場合は、総合体育館・各行政局を代替えとして使用するものとする。

① 災害対策本部 事務局 組織図



② 災害対策本部事務局配備職員および分掌事務

班名等	分掌事務
【統括調整官】 DX推進室長 議会事務局次長	1 本部事務局長・事務局次長の補佐 2 事務局内業務の統制・調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援


<p>【統括班】 班長:総務課長補佐</p> <p>総務課 1 企画調整課 1 生活安全課 1 社会福祉課 1 商工課 1 教育総務課 1</p> <p>－合計7名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の招集、動員 2 災害対策本部の設置、運営および廃止 3 災害対策本部会議の開催および進行管理 4 災害警戒および注意喚起の判断 5 高齢者等避難、避難指示の発令および解除 6 避難指示、警戒区域設定の居住者への伝達および防災関係機関への通知 7 災害対策本部 各部業務の統制、調整および復旧状況の把握 8 県その他防災関係機関との連絡調整 9 災害対策本部長からの指示事項の伝達 10 事務局内の業務の統制および調整 11 災害対策本部会議等の議事録および本部活動状況の記録 12 災害対策予算の準備 13 防災会議の招集、議事録の作成および保管 14 総括班業務日誌の作成および保管
<p>【企画班】 班長:企画調整課 課長補佐</p> <p>総務課 1 財政課 1 市民課 1 こども未来課 1 都市計画課 1 生涯学習課 1</p> <p>－合計7名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の方針等の企画および立案 2 災害応急対策に係る全体調整、進行管理および実行の確認 3 警戒区域の設定、解除および当該区域への立入制限、禁止または退去命令 4 防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、県各市町村および 応援協定締結事業者等への応援要請要否の検討 5 救急、救助の実施および行方不明者の捜索にかかる関係機関との連絡・調整 6 県、防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、関係機関団体、 他市町村および消防団の活動調整 7 災害対策本部各部の分掌外事案に係る対応の調整等 8 防火対象物、危険物施設および高圧ガス施設の応急措置の調整等 9 国、県への要望および要請 10 応援ヘリコプター(消防防災ヘリ)の活動要請 11 開設する避難所の選定 12 避難所の設置、廃止および統制 13 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力 14 避難者支援に関する、行政局との連絡調整 15 企画班主催会議等の記録 16 企画班業務日誌の作成および保管 (○は原子力災害時の対応) ⑰ 事象拡大阻止のための応急対策活動状況(国、県、原子力事業者)の把握 ⑱ 屋内退避、避難収容、飲食物摂取制限等、防護活動についての準備および実施

<p>【情報班】 班長:観光交流課 課長補佐</p> <p>D X 推進室 1 環境課 1 高齢福祉課 1 農林課 1 観光交流課 1 建設課 1 教育総務課 1</p> <p>－合計 8 名－</p> <p>行政局 1×4 局 出張所 1×7 所</p> <p>※行政局、出張所職員は 勤務場所へ参集 － 4 名 + 7 名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策に資する情報資料の収集に関する企画および進行管理 2 情報資料の収集手段等の決定および運用 3 被災地への情報資料の収集要員の派遣の要否の決定 4 事務局各班、各対策部および行政局等が収集した情報資料の整理および分類 5 災害応急対策に資する収集した情報資料の分析および評価 6 警察、消防、防災関係機関との被害に関する情報の相互提供および確認 7 災害情報の県への報告（県防災事務連絡システム） 8 重要な情報の確認および本部事務局長への報告 9 被害状況の把握、記録および整理（災害全般） 10 情報班主催会議等の記録 11 情報班業務日誌の作成および保管 ⑫ 原子力災害対策班の支援 ⑬ 原子力発電所等の状況(特に特定事象発生施設や事象内容)の把握、分析、評価 ⑭ 放射性物質等の拡散に関する情報の収集 ⑮ 気象現況の把握および地形データの分析、評価 ⑯ 事象発生の原因の把握、分析 ⑰ 機動モニタリング隊の運用 ⑱ 県および関係機関等への情報共有（○は原子力災害時の対応）
<p>【広報・渉外班】 班長:生涯学習課 課長補佐</p> <p>総務課 1 税務課 1 保健課 1 社会福祉課 1 こども未来課 1 高齢福祉課 1 学校教育課 1 生涯学習課 1</p> <p>－合計 9 名－</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への災害広報、防災行政無線の運用 2 安否情報および生活関連情報等の提供 3 在日外国人への災害情報等の提供（外国語対応を含む） 4 災害の発生が予想される地域への巡回および広報 5 県、関係機関への広報等 6 県の災害対応に関する情報提供および呼び掛け 7 報道機関の対応等 8 国の機関および特殊法人、県等との協力体制 9 写真等による情報の収集および記録対応 10 被害状況の把握、記録、整理協力および活用 11 渉外 全般（災害視察者、見舞者、慰問、激励、大臣、議員等） 12 市議会との連絡調整および緊急会議 13 広報・渉外班主催会議等の記録 14 広報・渉外班業務日誌の作成および保管

<p>【原子力災害対策班】 班長:生活安全課 課長補佐(兼) 商 工 課 1 (情報班) 市 民 課 1(企画班) 保 健 課 1 (企画班) 上下水道課 1 (情報班) ー合計5名ー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力災害対策班としての現行任務の継続 2 福島第1・第2原子力発電所の状況、特に放射性物質の大量放出の兆候把握に関する情報資料の収集、分析、評価（プラント状況の把握） 3 原発災害に係る避難の要否 4 放射性物質が放出した場合の拡散方向等の予測および避難方向等の選定 5 放射線を測定する時期、場所等の選定 6 モニタリングデータの把握、分析、評価および管理 7 放射線測定要員の派遣の要否の決定および派遣 8 原発災害に係る国、県(原子力班)、電源事業者および関係機関等との連絡調整 9 飲料水および食品等の放射能測定 10 緊急時モニタリング実施計画の策定および実施 11 予測線量および緊急時モニタリングデータ等の収集、分析、評価および集計整理 12 原子力災害対策班主催会議等の記録 13 原子力災害対策班業務日誌の作成および保管
--	--

※招集後、原災が発生しない場合は、() 班でそれぞれ対応する。

(2) 災害対策本部 全体組織図

<table border="1"> <tr><td>本部長</td></tr> <tr><td>市長</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>副本部長</td></tr> <tr><td>副市長</td></tr> <tr><td>教育長</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>本部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>保健福祉部長</td></tr> <tr><td>産業部長</td></tr> <tr><td>建設部長</td></tr> <tr><td>会計管理者</td></tr> <tr><td>教育部長</td></tr> <tr><td>議会事務局長</td></tr> </table>	本部長	市長	副本部長	副市長	教育長	本部長	総務部長	保健福祉部長	産業部長	建設部長	会計管理者	教育部長	議会事務局長	<table border="1"> <tr><td>本部事務局</td></tr> <tr><td>(2号配備より継続)</td></tr> </table>  <p>各部へ情報提供 および支援要請</p>	本部事務局	(2号配備より継続)	<table border="1"> <tr><td>事務局長 (市民部長兼務)</td></tr> <tr><td>統括班</td></tr> <tr><td>企画班</td></tr> <tr><td>情報班</td></tr> <tr><td>広報・渉外班</td></tr> <tr><td>原子力災害対策班(原子力災害発生時のみ)</td></tr> </table>	事務局長 (市民部長兼務)	統括班	企画班	情報班	広報・渉外班	原子力災害対策班(原子力災害発生時のみ)
	本部長																						
	市長																						
	副本部長																						
	副市長																						
教育長																							
本部長																							
総務部長																							
保健福祉部長																							
産業部長																							
建設部長																							
会計管理者																							
教育部長																							
議会事務局長																							
本部事務局																							
(2号配備より継続)																							
事務局長 (市民部長兼務)																							
統括班																							
企画班																							
情報班																							
広報・渉外班																							
原子力災害対策班(原子力災害発生時のみ)																							
	<table border="1"> <tr><td>救援対策部</td></tr> <tr><td>(総務部長)</td></tr> </table>	救援対策部	(総務部長)	<table border="1"> <tr><td>統括調整官 (総務課長)</td></tr> <tr><td>総合支援班 (総務課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局)</td></tr> <tr><td>食料供給班 (議会事務局・会計課・財政課)</td></tr> <tr><td>物資供給班 (財政課)</td></tr> <tr><td>輸送班 (企画調整課)</td></tr> </table>	統括調整官 (総務課長)	総合支援班 (総務課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局)	食料供給班 (議会事務局・会計課・財政課)	物資供給班 (財政課)	輸送班 (企画調整課)														
救援対策部																							
(総務部長)																							
統括調整官 (総務課長)																							
総合支援班 (総務課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局)																							
食料供給班 (議会事務局・会計課・財政課)																							
物資供給班 (財政課)																							
輸送班 (企画調整課)																							
	<table border="1"> <tr><td>避難者対策部</td></tr> <tr><td>(市民部長)</td></tr> </table>	避難者対策部	(市民部長)	<table border="1"> <tr><td>統括調整官 (市民課長)</td></tr> <tr><td>避難者支援班 (市民課・こども未来課)</td></tr> <tr><td>生活再建支援班 (税務課・社会福祉課)</td></tr> <tr><td>環境衛生班 (環境課)</td></tr> <tr><td>消防・防犯・交通対策班 (生活安全課)</td></tr> </table>	統括調整官 (市民課長)	避難者支援班 (市民課・こども未来課)	生活再建支援班 (税務課・社会福祉課)	環境衛生班 (環境課)	消防・防犯・交通対策班 (生活安全課)														
避難者対策部																							
(市民部長)																							
統括調整官 (市民課長)																							
避難者支援班 (市民課・こども未来課)																							
生活再建支援班 (税務課・社会福祉課)																							
環境衛生班 (環境課)																							
消防・防犯・交通対策班 (生活安全課)																							
	<table border="1"> <tr><td>医療保健対策部</td></tr> <tr><td>(保健福祉部長)</td></tr> </table>	医療保健対策部	(保健福祉部長)	<table border="1"> <tr><td>統括調整官 (こども未来課長)</td></tr> <tr><td>医療救護班 (保健課・環境課)</td></tr> <tr><td>保健福祉班 (社会福祉課・こども未来課)</td></tr> <tr><td>要配慮者支援班 (高齢福祉課)</td></tr> </table>	統括調整官 (こども未来課長)	医療救護班 (保健課・環境課)	保健福祉班 (社会福祉課・こども未来課)	要配慮者支援班 (高齢福祉課)															
医療保健対策部																							
(保健福祉部長)																							
統括調整官 (こども未来課長)																							
医療救護班 (保健課・環境課)																							
保健福祉班 (社会福祉課・こども未来課)																							
要配慮者支援班 (高齢福祉課)																							
	<table border="1"> <tr><td>生活基盤対策部</td></tr> <tr><td>(建設部長)</td></tr> </table>	生活基盤対策部	(建設部長)	<table border="1"> <tr><td>統括調整官 (建設課長)</td></tr> <tr><td>公共土木対策班 (建設課)</td></tr> <tr><td>住宅等対策班 (都市計画課)</td></tr> <tr><td>下水道対策班 (上下水道課)</td></tr> <tr><td>応急給水班 (上下水道課)</td></tr> </table>	統括調整官 (建設課長)	公共土木対策班 (建設課)	住宅等対策班 (都市計画課)	下水道対策班 (上下水道課)	応急給水班 (上下水道課)														
生活基盤対策部																							
(建設部長)																							
統括調整官 (建設課長)																							
公共土木対策班 (建設課)																							
住宅等対策班 (都市計画課)																							
下水道対策班 (上下水道課)																							
応急給水班 (上下水道課)																							
	<table border="1"> <tr><td>産業再建対策部</td></tr> <tr><td>(産業部長)</td></tr> </table>	産業再建対策部	(産業部長)	<table border="1"> <tr><td>統括調整官 (観光交流課長)</td></tr> <tr><td>農林対策班 (農林課・農業委員会事務局)</td></tr> <tr><td>事業再建支援班 (商工課・観光交流課)</td></tr> </table>	統括調整官 (観光交流課長)	農林対策班 (農林課・農業委員会事務局)	事業再建支援班 (商工課・観光交流課)																
産業再建対策部																							
(産業部長)																							
統括調整官 (観光交流課長)																							
農林対策班 (農林課・農業委員会事務局)																							
事業再建支援班 (商工課・観光交流課)																							

教育対策部 (教育部長)	統括調整官 (生涯学習課長)
	施設対策班 (教育総務課・生涯学習課)
	児童・生徒支援班(学校教育課・こども未来課)
行政局災害対策部 (総務部長(兼務))	統括調整官 (行政局長)
	局統括班 (行政局)
	局支援班 (行政局)

① 災害対策本部長および災害対策本部員の職務権限の代行

ア 災害対策本部長不在時は副本部長が職務を代理し、その順序は副市長、教育長の順とする。

本部長、副本部長が不在時の代行順位は、災害対策本部員のうち、市民部長を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順により代行する。

イ 災害対策本部員不在時は、部統括調整官が職務を代理し、本部員、部統括調整官が不在時は部の選任者とする。

② 災害対策本部会議

ア 災害対策本部会議の構成

災害対策本部長、副本部長、本部員、本部事務局統括調整官及び各班長、行政局災害対策部統括調整官をもって構成し、必要に応じて本部長は国、県および防災関係機関等の職員や学識経験者等に出席を求め、助言を得ることができるものとする。

イ 災害対策本部会議の地位・役割

災害対策本部における最高意思決定機関として、本部員の災害状況に係る認識の統一を図るとともに災害対策に関する重要な事項について決定する。

ウ 本部会議の分掌業務

1. 災害対策の方針の決定に関すること。
2. 災害応急対策の実施および調整に関すること。
3. 高齢者等避難、避難指示に関すること。
4. 救助法の適用申請に関すること。

※救助法の適用基準 (災害救助法施行令 第1条)

災害救助法 適用基準 (田村市の場合)

- 1) 市内で 60 世帯以上の世帯が滅失したとき
- 2) 県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上に達し、市内の被害世帯数が 30 世帯以上に達したとき
- 3) 県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達し、市内において被害世帯が多数である場合

- 4)災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、市内において被害世帯が多数である場合
 - 5)多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合
 - 5.国、県、他都市(協定締結市町村を含む)および自衛隊等への応援要請に関する事。
 - 6.災害広報に関する事。
 - 7.被災市民等に対する支援策に関する事。
 - 8.応急対策に要する予算および資金に関する事。
 - 9.職員の応援に関する事。
 - 10.国会、政府関係機関に対する要望および陳情に関する事。
 - 11.その他災害応急対策の重要事項に関する事。
- エ 災害対策本部会議の招集
災害対策本部長が必要に応じて招集し、その会議を主宰する。
- オ 災害対策本部会議の開催場所
開催場所は、原則として市役所会議室とする。
- カ 関係部長等会議
災害対策本部長の命を受け、本部事務局長が統括し、特定の災害対策について協議する必要がある場合、関係部長等で構成する「関係部長等会議」を開催するものとする。
- ③ 災害対策本部 各対策部および各班
災害対策本部 各対策部および各班は、本部が設置された場合は、次に掲げる分掌事務を行うとともに、田村市行政組織規則および市教育委員会事務局等組織規則に定める分掌事務にかかる被害の調査、およびその応急対策、復旧対策を行う。また災害の態様・状況に応じて、事務分掌にかかわらず、災害対策本部長の命ずるところにより、他対策部および他班の行う事項について応援するものとする。
- ア 市民部長は、主管部長として本部各部の業務を統制するものとし、事務局長を兼ね、事務局の業務を統括する。
- イ 各対策部長は、対策部が実施する応急対策活動等において、対策部の職員が不足し、人員の増強が必要であると認めた場合、他の対策部長と相互に、支援職員の派遣を要請することができる
ものとする。また、本部の設置と同時に対策部内に連絡調整室を設置し、対策部における指揮体制および情報連絡体制を確保するとともに、統括調整官に業務を統括させる。

ウ 各対策部・各班共回事務分掌

- 1.所属職員および家族の被害状況の把握・報告
- 2.管理する施設、備品の被害状況および業務報告の提出
- 3.関係各対策部・各班に対する業務予定および業務報告の提出
- 4.所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整
- 5.班所属職員の勤務管理および健康管理
- 6.事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣
- 7.所掌事務に係る応急復旧計画の作成および実行
- 8.公用令書の発行およびこれに伴う損失の補償
- 9.被災者等からの相談、苦情、要望等の受付

④ 災害対策本部各部配備職員および分掌事務

ア 救援対策部（長：総務部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：総務課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【総合支援班】 班長：総務課長(兼) 総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (〇は原子力災害時の対応)	1 各部の国、県に対する要望の総括および資料作成の総合調整 2 職員の服務、給与および福利厚生 3 本部、行政局等の人員調整 4 本部職員等の保健衛生、食料、寝具等の確保 5 本部業務に必要な場所および会議室用備品の確保 6 関係機関連絡員室の設置 7 災害対策活動に関わる経費等の総括 8 緊急通行車両の確認手続きおよび車両証の交付 9 各部の災害応急対策に係る資機材等調達要求の総合調整および調達 10 災害対策に必要な車両、物資等の調達および輸送並びに工事の契約 11 通信事業者等外部団体との通信に係わる連携 12 救助法の適用要請事務の総括 13 各行政区長の対応調整 14 総合支援班主催会議等の記録 15 総合支援班業務日誌の作成、保管 ⑩ 災害対策に従事する職員の被ばく管理
【食料供給班】 班長：財政課管財係長 議会事務局 会計課 財政課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (〇は原子力災害時の対応)	1 災害初期における避難所等への緊急食料の供給および炊出し 2 避難所等の献立の作成および食材の配分並びに厨房資機材の設置 3 被災者への食料配分 4 救援食料の受入れおよび配分 5 食料（食材等）の調達 6 食料供給に係る協定締結団体等への要請 7 学校給食調理施設等を利用した災害時給食への協力 8 県への食料供給応援要請および把握 9 職員および防災従事者の給食 10 食料供給班主催会議等の記録 11 食料供給班業務日誌の作成、保管 ⑫ 配給する食料等の放射能汚染調査

<p>【物資供給班】 班長：財政課長 財政課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 必要な物資の把握および救援物資集配拠点の開設 2 生活必需品および救援物資等に係るニーズの把握 3 救援物資の受入れおよび配給 4 救援物資等の配送先別の仕分け 5 県および他市町村への生活必需品供給に係る応援要請 6 各種業界団体からの被災者用食料、生活必需品等物資の調達 7 生活必需品等供給に係る協定締結団体への要請 8 物資の一次集積、保管、分類および在庫管理 9 日本赤十字社に対する生活必需品等の供給の要請 10 行政局、避難所等からの生活必需品等供給要請の受付および把握 11 寒冷期対策としての生活必需品等の確保 12 物資供給班主催会議等の記録 13 物資供給班業務日誌の作成、保管 ⑭ 原子力災害対策班の支援 ⑮ 防護資器材等の調達
<p>【輸送班】 班長：企画調整課長 企画調整課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通情報の収集 2 緊急輸送ルートの指定および確保 3 食料、物資、要員等の緊急輸送手段および輸送経路の決定 4 人員、物資の輸送 5 公用車の運行調整および車両借上げ 6 輸送事業者への輸送応援要請 7 作業用車両の調達および配車 8 救援物資等の緊急輸送に関する調整 9 食料、物資の一次集積場所および輸送中継基地の確保 10 車両、暖房用燃料等各種燃料のニーズの把握および調達 11 臨時ヘリポートの確保 12 緊急空中輸送の調整 13 輸送班主催会議等の記録 14 輸送班業務日誌の作成、保管 ⑮ 原子力災害対策班の支援 ⑯ 車両の除染

イ 避難者対策部（長：市民部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：市民課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【避難者支援班】 班長：市民課長(兼) 市民課 こども未来課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (〇は原子力災害時の対応)	1 避難所の開設、運営、閉鎖 2 避難者の受入れに係る連絡調整 3 避難者の誘導、受入れおよび救護 4 避難所に受入れた避難者に対する情報の提供および広報 5 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理、記録 6 帰宅困難者の避難所受入れ 7 避難所内における食料、物資の配分 8 避難所運営に係るボランティアとの調整 9 避難者支援班主催会議等の記録 10 避難者支援班業務日誌の作成、保管 ⑪ 医療救護班の実施する安定ヨウ素剤の配布支援
【生活再建支援班】 班長：税務課長 税務課 社会福祉課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (〇は原子力災害時の対応)	1 住家および家屋等の被害状況の把握、整理および記録 2 住家および家屋等の被害認定並びに災証明書の発行 3 被災者生活再建支援法に関すること 4 市税に係る納期限延長、執行猶予、減免の特別措置の実施 5 各種特例措置等に係る住民への情報提供(被災者支援ガイドブックの作成) 6 各種支援計画の実施窓口(総合相談窓口)の開設および住民への周知 7 義援金品の窓口の開設 8 義援金および災害見舞金の受入れ、管理および配分 9 義援金の配分委員会の設置および配分額等の決定 10 義援金品受付、受入れの周知 11 義援金品受領証の発行 12 義援金品の公表 13 礼状の作成および送付 14 生活再建支援班主催会議等の記録 15 生活再建支援班業務日誌の作成、保管 ⑫ 家屋等の財物賠償の支援

<p>【環境衛生班】 班長：環境課長 環境課 (課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 し尿処理 3 し尿処理に係る市町村広域対応の調整および県ならびに関係団体への応援要請 4 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整および設置 5 災害時の廃棄物の応急収集および処分 6 一般廃棄物の処理 7 廃棄物収集処理業者との連絡調整 8 廃棄物廃棄排出事業者の指導 9 廃棄物の収集場所(仮置き場等含む)および処分方法の指定 10 ゴミ処理に係る市町村広域対応の調整および県並びに関係団体への応援要請 11 他市町村圏廃棄物処理施設使用に係る応援要請 12 被災地における被災動物の保護対策 13 斎場の災害防止、被害調査および応急復旧 14 災害応急対策に必要な清掃、衛生関係労務者の雇用 15 他市町村廃棄物処理施設の被害状況の把握 16 災害時における大気汚染の防止 17 環境衛生班主催会議等の記録 18 環境衛生班業務日誌の作成、保管
<p>【消防・防犯・交通対策班】 班長：生活安全課 生活安全係長 生活安全課 (課に必要とする最少人員を除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 災害時における防犯活動 3 消防団との連絡調整 4 他機関および防犯並びに交通安全関係諸団体との連絡調整 5 消防・防犯・交通対策班主催会議等の記録 6 消防・防犯・交通対策班業務日誌の作成、保管 ⑦原子力災害対策班の支援

ウ 医療保健対策部（長：保健福祉部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：こども未来課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【医療救護班】 班長：保健課長 保健課 環境課 ※各課保健技師及び看護技師 （課に必要とする最少人員を 除く職員）	1 医療機関の活動状況に関する情報収集および提供 2 医療機関の被害状況の把握 3 初動時の緊急医療体制の確立 4 医療救護班の編成 5 応急救護所、避難所救護所の開設、管理、医療救護班の活動および負傷者の救護 6 被災地域および避難所における保健衛生および食品衛生 7 防疫用薬剤・資機材の調達および配分 8 緊急食品の配給に係る食品衛生確保 9 医師会および医療機関との連絡および協力要請 10 被災者（避難者）の医療、助産、救護活動の統括、被災者(避難者)に対する心のケア、保健相談および指導 11 被災者（避難者）の健康調査および健康診断 12 被災者（避難者）および被災地域住民に対する各種栄養相談および指導の実施 13 被災者（避難者）のエコノミー症候群および感染症予防 14 被災地域および避難所における防疫 15 被災地の防疫の総括、防疫班の編成 16 被災地域の巡回保健指導の実施並びに健康相談の実施 17 防疫および保健衛生対応に必要な情報の収集 18 防疫および保健衛生対応に係る広域応援の要請、各種防疫指導の実施 19 臨時予防接種および検診の実施 20 医薬品、医療器具の調達および配分 21 医師等医療従事者の確保 22 医療ボランティアの活動の支援 23 患者搬送に係る広域的搬送体制の確保 24 関係機関への医療資機材の供給要請 25 医療機関への医療活動情報の提供 26 後方病院における医療救護活動

<p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<p>27 医療救護班主催会議等の記録 28 医療救護班業務日誌の作成、保管 ⑳ 県の実施する原子力災害医療の協力 ㉑ 安定ヨウ素剤の調達、配分および服用 ㉒ 食料品等の汚染調査等および公表 ㉓ 市民の避難退域時検査 ㉔ 被ばく患者(被ばくのおそれのある者を含む)等の負傷者数、負傷程度 および収容先病院の把握</p>
<p>【保健福祉班】 班長：社会福祉課長 社会福祉課 こども未来課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<p>1 所管施設の被害状況の把握、整理および記録 2 社会福祉施設の被害状況の把握 3 収容可能な社会福祉施設等の把握および収容調整 4 福祉ボランティアとの調整および運用 5 遺体の収容、安置場所の確保、検案、引渡しおよび埋火葬の総括 6 葬祭業者との連絡調整 7 遺体の検視・検分の把握 8 遺体安置所の開設および運営 9 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援 10 医師会および日本赤十字社に対する死体検案および処理に係る応援要 請 11 各種相談窓口の設置および電話相談等の実施 12 災害弔慰金 13 保育園児等の避難誘導および収容保護 14 収容保護した保育園児等の保護者または身元引受人の調査 15 私立保育園等との連絡 16 保健福祉班主催会議等の記録 17 保健福祉班業務日誌の作成・保管 18 医療救護班への業務支援 19 手話ボランティア等の要請 20 障害者等の被災状況調査および収容保護並びに身元引受人の調査</p>

<p>【要配慮者支援班】 班長：高齢福祉課長 高齢福祉課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況の把握、整理および記録 2 要配慮者のうち、特にひとり暮らし高齢者等の安否および所在の確認 3 要配慮者の救護、避難誘導および避難所への収容 4 要配慮者等の避難所への収容、移動記録の作成および保管 5 避難支援等関係団体との連絡調整 6 要配慮者の緊急援護の受付および入所調整 7 被災あるいは自宅に取り残された要配慮者に対し、避難所への収容等 8 避難所へ避難した要配慮者の保健福祉ニーズの把握および保健師等の巡回サービス 9 要配慮者に対する巡回相談等の実施 10 看護師、介護士、ガイドヘルパー等の福祉ボランティアの要請 11 災害時のひとり暮らし高齢者等の被災状況調査および収容保護並びに身元引受人の調査 12 要配慮者の心のケア対策 13 福祉避難所の設置および運営 14 介護資器材等の調達および配分 15 要配慮者支援班主催会議等の記録 16 要配慮者支援班業務日誌の作成・保管 17 医療救護班への業務支援
---	---

エ 生活基盤対策部（長：建設部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：建設課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援 5 電気、電話、その他ライフライン関係事業所等との連絡、調整
【公共土木対策班】 班長：建設課長(兼) 建設課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 道路、橋梁、河川の被害状況の把握、整理および記録 2 道路、橋梁、河川の応急復旧工事 3 災害対策上重要な所管道路の緊急警戒 4 交通不能箇所の指示および迂回路の決定 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇用 6 急傾斜地および擁壁等の危険箇所の応急措置(二次災害防止) 7 建設業者に対する連絡調整および緊急工事の契約 8 街路樹等の災害防止、被害調査および応急復旧の集約 9 パトロール車、道路掲示板等による通行者への道路情報提供 10 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理 11 公共土木対策班主催会議等の記録 12 公共土木対策班業務日誌の作成・保管 ⑬ 復旧工事等に関する建材等の汚染調査および公表 ⑭ 復旧工事に従事する作業員等の被ばく防止(放射線管理等)
【住宅等対策班】 班長：都市計画課長 都市計画課 (課に必要とする最少人員を除く職員) (○は原子力災害時の対応)	1 市営住宅の被害状況の把握 2 市営住宅の応急修理および障害物の除去の決定並びに建設業者との契約 3 市営住宅の被災者への提供に係る調整、斡旋に関すること 4 住宅相談の実施およびそれに係る関係団体との連携調整に関すること 5 民間賃貸住宅紹介および斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する こと 6 住宅等対策班主催会議等の記録に関すること 7 住宅等対策班業務日誌の作成、保管に関すること 8 都市公園および付帯設備の保全 ⑨ 住宅建設地の汚染調査 ⑩ 住宅用建材等の汚染調査

<p>【下水道対策班】 班長：上下水道課長 上下水道課 (課に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況の把握、整理および記録 2 下水道施設の応急対策 3 下水道区域の排水対策等 4 下水道事業者所管施設の被害の情報資料の収集、整理および記録 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡および要請 6 災害時における公共用水域等の水質汚濁の防止 7 下水道料金の減免 8 電気・ガス事業所等との連絡、調整 9 下水道対策班主催会議等の記録 10 下水道対策班業務日誌の作成、保管
<p>【応急給水班】 班長：上下水道課長(兼) 上下水道課 (課に必要とする最少人員を 除く職員) (○は原子力災害時の対応)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設等の被害状況の調査、点検および整理並びに記録 2 災害時の飲料水の供給 3 応急給水所等の設置、市民への周知 4 応急復旧資材の調達 5 水質検査の実施に係る検査機関との連絡および要請 6 給水施設の応急復旧 7 二次被害防止のための指示および要請 8 災害応急復旧工事に必要な労務者の雇用 9 関係団体等への支援および協力の要請 10 災害応急対策経費の予算措置 11 水道料金の減免 12 応急給水班主催会議等の記録 13 応急給水班業務日誌の作成、保管 ⑭ 水道水の汚染調査および公表

オ 産業再建対策部 (長：産業部長)

班 名 等	分 掌 事 務
<p>統括調整官：観光交流課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
<p>【農林対策班】 班長：農林課長 農林課 農業委員会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物・林産物・畜産物および農林業用施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供 3 二次災害防止のための農業協同組合、農家等への指導又は指示 4 農林業用施設の点検およびパトロールの実施並びに調整

<p>(課に必要とする最少人員を除く職員)</p> <p>(○は原子力災害時の対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5 農林畜産物の災害対策および応急対策、救護 6 被災した農家、畜産家、林業家に対する支援対応 7 農林業に係わる災害の応急復旧 8 農地等の応急対策資材の調達および確保 9 家畜の防疫 10 農業委員の緊急会議 11 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理 12 被災施設の応急復旧の実施および調整 13 応急対策の実施または農協、農家等による応急対策の実施に係る指導 14 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請 15 農林対策班主催会議等の記録 16 農林対策班業務日誌の作成、保管 17 農村公園および付帯設備の保全 18 営農指導 ①⑨ 農林産物の汚染調査および公表 ②⑩ 農用地等の汚染調査および除染 ③⑪ 試験栽培
<p>【事業再建支援班】</p> <p>班長：商工課長</p> <p>商工課</p> <p>観光交流課</p> <p>(課に必要とする最少人員を除く職員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 商業施設、観光施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 商工業関係の復旧資金の斡旋 3 商工業者の被害状況の情報収集 4 風評被害対策 5 二次被害防止のための指示および要請 6 事業再開に係る支援(専門家の派遣等) 7 共同施設等の復旧支援 8 関係団体等への支援および協力の要請 9 相談窓口の開設 10 金融対策(災害復旧資金制度の創設等) 11 事業再建支援班主催会議等の記録 12 事業再建支援班業務日誌の作成・保管 13 雇用の確保 14 企業誘致 15 市内生産物産の販売促進

カ 教育対策部（長：教育部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：生涯学習課長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【施設対策班】 班長：教育総務課長 教育総務課 生涯学習課 （課に必要とする最少人員を除く職員） （○は原子力災害時の対応）	1 教育施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 災害応急対策経費の予算措置 3 教育施設の応急復旧 4 学校等教育施設が避難所に指定された場合の開放措置対策 5 学校が避難所となった場合の避難所運営への協力 6 文化財の保全 7 私立幼稚園との連絡(施設罹災に対する支援等) 8 施設対策班主催会議等の記録 9 施設対策班業務日誌の作成、保管 10 児童公園および付帯設備の保全 ⑪ 所管施設の除染 ⑫ 学校敷地内の継続的なモニタリングおよび公表
【児童・生徒支援班】 班長：学校教育課長 学校教育課 こども未来課 （課に必要とする最少人員を除く職員）	1 教職員の動員 2 災害応急対策経費の予算措置 3 応急教育 4 幼稚園児および児童生徒の避難誘導並びに保護者への引渡し 5 被災児童、生徒に対する学用品等の調達、支給 6 災害時の児童、生徒の保健管理 7 災害時の応急給食 8 私立幼稚園との連絡（児童等被災者に対する支援等） 9 児童、生徒支援班主催会議等の記録 10 児童、生徒支援班業務日誌の作成、保管

キ 行政局災害対策部（長：総務部長）

班 名 等	分 掌 事 務
統括調整官：行政局長	1 部内の統括 2 部内業務の統制、調整 3 他部との調整 4 他部との相互応援
【局統括班】 班長：市民係長 行政局 （係に必要とする最少人員を 除く職員）	1 災害被害情報の収集および伝達 2 行政局災害対策部の設置、運営および廃止の検討 3 行政局災害対策部会議等の開催および進行 4 災害応急対策活動の総合調整および全体の進行管理 5 各班業務の統制、調整および復旧状況の把握 6 災害対策本部長の指示の伝達 7 行政局災害対策部会議等の議事録および活動状況の記録 8 災害に関する市民への広報活動 9 局管内の防犯パトロール 10 保健衛生および環境衛生 11 局管内奉仕団体等との連絡および協力要請 12 局管内に開設される避難所への避難者の誘導、受入れおよび記録作成 13 避難所運営等にかかる職員の応援派遣の要請および協力 14 避難所内における物資の配分 15 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理および記録 16 非常配置人員の把握および調整 17 通信連絡の確保 18 行政局災害対策部および関係機関団体との連絡調整 19 公用車の配車および緊急輸送 20 被災地の清掃および消毒等 21 見舞金の取次ぎ 22 義援金品の受付受入窓口の開設 23 消防団各地区隊との連絡、協議 24 救援物資の調達および供給 25 各行政区長の対応調整 26 局統括班主催会議等の記録 27 局統括班業務日誌の作成および保管

<p>【局支援班】 班長：産業建設係長 行政局 (係に必要とする最少人員を 除く職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害状況の把握、整理および記録 2 危険箇所にかかる立入禁止区域の設定等の安全管理 3 災害対策用品および資材の調達要求 4 応急対策のための労務供給の要請 5 農林畜産物、農林業用施設等の被害状況の整理および記録 6 商工業者、観光施設等の被害状況の把握、整理および記録 7 農林業関係被害状況の関係機関への情報提供 8 相談窓口の開設 9 被災した農家、商工業者、畜産家、林業家に対する支援対応 10 被災施設の応急復旧の調整 11 二次被害防止のための指示および要請 12 局支援班主催会議等の記録 13 局支援班業務日誌の作成および保管
--	--

第5 災害応急対策

1 災害情報の収集伝達および広報活動

(1) 情報の収集、報告

気象情報、市内の災害危険情報、避難指示等の判断のための情報を収集し、本部へ伝達するとともに、被害が発生した場合は、福島県総合情報通信ネットワーク(防災事務連絡システム)により県へ報告する。

(2) 通信の手段

通 信 手 段	通 信 内 容 等
市防災行政無線	○各種気象警報等が発表され、市民の生命および財産に重大な危険が発生する恐れがある場合 ○災害が発生し、高齢者等避難、避難指示が発令された場合 *放送の内容が聞き取れなかった場合など、放送の内容を再度確認したい時は、電話(82-0200/82-0035)で確認することができる。
防災事務連絡システム	○気象警報等が発表された場合における被害状況等の報告 ○避難所開設をした場合における避難者収容世帯・人員数の報告
Jアラート (全国瞬時警報システム)	○大地震や大津波等の大災害や、武力攻撃等が発生した場合、自動的に防災無線を通じ、市民に情報伝達が行われる。
E m - N e t (エムネット) (緊急情報ネットワークシステム)	○国が行政機関に対して緊急情報を送信する場合、専用回線を通じて通報がなされる。
Lアラート (災害情報共有システム)	○避難指示・避難所開設を行った場合、NHKデータ放送、ヤフーデータ放送で市内外の市民へ情報伝達を行う場合
安否情報システム	○災害発生時における負傷者発生状況、収容先、死者の発生等を県・国へ報告する場合
情報メール配信サービス (災害情報メール)	○仕事・旅行等の理由により市内不在の市民に対し、上記防災行政無線の内容をメールでお知らせする。
災害時優先電話	○災害発生によりNTT回線、携帯電話による情報伝達に支障を来たした場合に、発信専用として使用する。

(3) 災害広報活動

① 災害発生後、緊急に市民に伝えるべき情報

区 分	広 報 内 容 等
災害発生直後	1 地震・余震情報 2 災害の発生状況 3 本部等の設置情報 4 被害状況の概要 5 救援活動の状況 6 避難所等の開設状況・避難情報 7 二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、倒壊建物等） 8 高齢者等避難、避難指示の情報 9 災害応急対策の実施状況 10 救急医療情報（救護所・医療機関の開設状況） 11 緊急道路・交通規制状況 12 水・食料・燃料等の物資供給状況 13 市民への注意事項（出火防止・初期消火・救助救護への協力およびデマ防止）

② 広報の方法

- 防災行政無線による広報 ○テレビ・ラジオ・SNS等による広報
 ○車両による広報（行政・消防団・その他） ○報道機関との連携による広報

2 避難対策

(1) 避難指示等および配備体制の発令基準等

区 分	発 令 基 準
高齢者等避難 発令の目安 【警戒レベル3】 危険な場所から 高齢者等は避難	<p>【一般災害時】</p> 1 大雨警報が発表され、かつ、災害の発生が予想される場合 2 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 3 河川水位が避難判断水位に達してはいないが、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合
	<p>【地震災害時】</p> 1 地震による火災の延焼、崖崩れ等の恐れにより二次被害の発生する恐れがある場合 2 その他状況により市長が必要と認めるとき
	※要配慮者等の避難行動に時間を要する者に対し、避難を促す必要があります。

<p>避難指示</p> <p>発令の目安</p> <p>【警戒レベル4】 危険な場所から避難</p>	<p>1 高齢者等避難が発令され、かつ、災害が発生する恐れがさらに高まった場合</p> <p>2 大雨警報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3 土砂災害警戒情報が発令され、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>4 河川水位が避難判断水位を超えた状態で、今後、急激な水位上昇の恐れがある場合</p> <p>5 有毒物の流出または危険物の爆発により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>6 大規模延焼火災により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>7 その他自然災害、または大規模な事故災害等により危険がおよぶと認められた場合</p> <p>【地震災害の場合】</p> <p>1 市民の生命に危険がおよぶと認められるとき。</p> <p>2 その他、状況により市長が必要と認めるとき。</p>
<p>緊急安全確保</p> <p>発令の目安</p> <p>【警戒レベル5】 直ちに安全確保</p>	<p>1 大雨特別警報が発令された場合</p> <p>2 土砂災害や河川の越水等の災害が発生し又は切迫している場合</p> <p>3 立ち退き避難をすることがかえって危険であると考えられる状況において、「立ち退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合</p>

※災害対策本部長は、対象区域の近隣で土砂災害前兆現象、土砂移動現象又は土砂災害が発生した場合、上記の基準にとらわれることなく、発生状況に応じ避難指示等を発令するものとする。

(2) 原子力災害時の避難指示の発令基準

区分	発令基準
屋内待避	<p>1 原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合</p> <p>2 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合</p>
避難指示	<p>1 原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指示された場合</p> <p>2 500μSv/h以上が観測された場合</p> <p>3 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合</p>

(3) 避難指示等の伝達担当および方法

連絡担当	連絡先等	報告・通知等の方法
事務局 統括班	市役所各部・各班・各行政局、 教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭、 その他迅速な伝達手段

	監査委員会事務局	
	県(危機管理部)、自衛隊、田村警察署、 田村消防署、田村市消防団	県総合情報通信ネットワークシステム、 電話、FAX、その他迅速な伝達手段
	防災関係機関、防災会議委員	電話、FAX、口頭、その他迅速な 伝達手段
事務局 広報・渉外班	市民・観光客等	防災行政無線、広報車、SNS、 携帯端末等による緊急速報メール、 その他 迅速な伝達手段
	報道機関	電話、FAX、口頭
事務局 情報班	文珠・美山・瀬川・移・芦沢・七郷・ 要田地区の各出張所	防災行政無線・電話、FAX、 その他 迅速な伝達手段

(4) 自主避難

- ① 災害発生時において、避難指示が発令された時以外に、市民が自らの判断により自主的に避難をする場合においては、市指定の避難所のみに関わらず自主避難者の最寄りの集会所・公民館等を一時避難所として、地域の協力により開設する。

なお、この場合においては、その集会所を管理する区長等施設管理者に連絡をし、集会所の開錠を手配するとともに、災害が落ち着き、安全確保できた時点で、区長等施設管理者とともに避難所に移動する。

また避難に際しては、持病の薬や飲用水、食料などの必要物資を準備の上、避難を行うこと。

(5) 指定避難所

① 指定避難所

市内の指定避難所については、P.29 から P.30 の「指定避難所一覧」のとおり。また、指定避難所まで距離がある場合や危険箇所を通過しなければならない場合は、区長等施設管理者の了承を得て、各地区内の集会所等を一時避難所とするが、災害が落ち着き、安全が確保できた時点で、指定避難所へ区長等施設管理者とともに移動する。

② 指定避難所の開設

避難者の受入れ開始前に、避難所指定施設について施設管理者等への問い合わせ、または職員を派遣する等により、施設の安全性を確認する。

③ 安全が確認された施設については、施設管理者へ要請し、避難所のすべてまたは一部を開設する。

④ 避難状況等の報告

施設管理責任者は、下記の状況を本部へ報告し、本部はこれを避難所別に取りまとめ、本部避難者救援部へ報告する。

- ア 避難所開設の日時および場所
 - イ 収容人数、世帯数、傷病者および要配慮者の数等
 - ウ 必要物資（毛布、食料、飲料水等）
 - エ 周囲の被害状況
 - オ その他必要な事項
- ⑤ 指定避難所の管理運営
- ア 避難所運営本部の設置
 - 避難所運営本部は、施設管理者、学校職員および災害救援ボランティア等と連携し、避難者を収容後、避難所の管理・運営のバックアップを図るため、下記の業務を行う。
 - 1.連絡体制等の確保（本部～避難所間、臨時公衆電話、携帯電話充電器の設置等）
 - 2.必要物資等の手配（毛布、食料、飲料水・生活用水、衣類、食器、日用品等）
 - 3.復旧情報の提供（上下水道、ガス、電気、電話、道路等）
 - 4.その他の支援業務
 - イ 管理運営責任者の設置
 - 避難者支援部は、管理運営責任者として担当職員を定め、派遣し、下記の業務を行う。この際、管理運営業務は複雑多岐にわたることからバックアップ要員を指定し、適宜交代させる。
 - 1.本部との連絡調整等の対外業務および施設管理
 - 2.避難所内の居住スペースの割り振り
 - 3.世帯ごとの避難者名簿（カード等）の配付および作成整理
 - 問い合わせが殺到することが予想されることから、避難者名簿を作成し、避難者本人の了解が得られた場合には、問い合わせ等の対応に便宜を図る。
 - 4.避難者ニーズの確認
 - 5.食料、生活必需品の請求、受取および配給
 - 毛布、食料、暖房機器、扇風機等の必要な物資の確保を本部へ依頼する。
 - 6.避難所の運営状況記録の作成および報告
- ⑥ 避難者名簿等の整備
- 避難している被災者の状況等を把握するため、避難所には次の名簿等を備えるものとする。
 - ア 避難者名簿：世帯単位で作成する。
 - イ 避難者入出記録簿：避難者の入出を記録する。
 - ウ 避難者日々集計表：成人、学生、幼児、要配慮者について、男女別の収容人数を集計する。
 - エ 避難所用物資受払簿：物資、食料品等の受払を記録する。

⑦ 指定避難所維持管理・運営長期化対策

ア 指定避難所運営委員会の設置

避難者で構成する避難所運営委員会を設置し、災害救援ボランティア等との協力の下に自主的な管理・運営体制を確立するものとする。(避難所生活が概ね1週間以上見込まれる場合)

(6) 福島県原子力災害広域避難計画

田村市は、市内全域がUPZ圏内にあたるため、緊急事態発生時には市内全域において次の対応が求められ、避難を要する場合は、避難誘導計画および広域避難計画に基づき実施する。

① 警戒事象発生時【EAL1】

ア 警戒事象の発生およびその後の状況等の情報収集

イ 連絡体制の立ち上げとその確認

② 施設敷地緊急事態発生時【EAL2】※原災法第10条事象(特定事象)

ア 施設敷地緊急事態発生およびその後の状況等の情報収集

イ 予防的防護措置(屋内退避準備等)

③ 全面緊急事態発生時【EAL3】※原災法第15条事象(緊急事態宣言)

ア 全面緊急事態発生およびその後の状況等の情報収集

イ 予防的防護措置(屋内退避)

ウ 屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示

エ 確認等必要な緊急事態応急対策、安定ヨウ素剤配布の実施

広域避難準備(受入れ調整、移動手段確保、行政区ごとに避難先指示)、安定ヨウ素剤配布方法等

④ 早期防護措置【OIL2】

ア 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する

イ 1週間程度内に一時移転

⑤ 緊急防護措置【OIL1】

ア 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施

3 要配慮者への対策

(1) 要配慮者支援班の設置

要配慮者の把握や避難支援等関係者の選任など、日頃から要配慮者を支援する体制を整備するとともに、災害時に情報伝達や安否確認および避難所における支援等を行うため医療保健支援部に要配慮者支援班を設置するものとする。

(2) 要配慮者への避難支援

市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者に対し、その生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ずるものとする。

① 避難時に支援が必要な者の把握

あらかじめ支援が必要な者の名簿を作成するとともに、その名簿を最新の状態にするため、転入者の把握、要介護認定等の変更、死亡や転出、長期入院・入所の情報収集に努めるものとする。

② 避難行動要支援者名簿の利用および提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等実施のため内部で利用するとともに、災害発生時において円滑かつ迅速な避難を支援するため、要支援者本人の同意確認を行ったうえで、下記の関係機関に避難支援に必要な限度で提供し、災害発生時の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

ア 行政区長会および自主防災組織

イ 民生児童委員連絡協議会

ウ 田村市社会福祉協議会

エ 田村市消防団

オ 田村消防署

カ 田村警察署

キ 赤十字奉仕団等

③ 避難行動要支援者の避難支援

安全かつ適切な避難誘導ができるよう、避難支援等関係者を中心とした連携・協力体制を整備し、避難行動要支援者名簿に基づき要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を推進する。

(3) 要配慮者のための避難所の整備

① 福祉避難所の指定

ア 施設自体の安全性が確保されていること。

イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。

ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること。

② 福祉避難所における必要な物資・器材の確保

市は、施設管理者等と協定を締結し、福祉避難所における必要な物資・器材（ベッドおよび寝具、車いす、歩行器、つえ、衛生資機材等）の確保に努める。

③ 福祉避難所要員の確保

要配慮者の避難生活を支援するための必要な専門的人材について、社会福祉協議会等の支援団体と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る

とともに、支援の要請先リストを整備する。

④ 福祉避難所の開設期間

福祉避難所の設置期間は、できる限り最短とすることが望ましいため、福祉仮設住宅等への入居促進を図る。

災害の知識

○避難指示等の判断に資する情報（河川）

水位名称	水位の位置づけ
水防団待機水位 (指定水位)	○水防団が出動のために待機する水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	○水防団の出動の目安 ○市の避難判断準備情報等の発令基準の目安 ○住民への氾濫に関する情報の注意喚起
避難判断水位 (特別警戒水位)	○市長の避難指示等の発令判断の目安 ○住民の避難判断の目安

○田村市の水位観測所

河川名（場所）	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大滝根川（船引字中島）	2.00m	2.80m	3.50m	4.20m

○地震の揺れと大きさ

一般的に地震の大きさをマグニチュード、そして地震の揺れの大きさを震度という。マグニチュードが大きくても震源の遠い場合や深い場合は揺れが小さく、逆にマグニチュードが小さくても震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなる。

(参考 震度3以上)

震度	揺れの状況
3	室内にいる人のほとんどが揺れを感じる。
4	電灯等の吊り下げ物は大きく揺れる。(1号配備、初動体制)
5弱	棚にある食器類や本の落下、固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。(1号・本体制)
5強	物につかまらなると歩くことが難しい。棚にある食器類や本が落ち、固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が倒れることがある。(2号配備)
6弱	立っていることが困難。ドアが開かなくなる。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。耐震性の低い木造建物は瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒壊するものがある。(3号配備)

6強	這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。大きな地割れが生じたり、大規模な地滑りが発生する。
7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

原子力災害発生時における職員参集体制

配備体制	設置基準	備考
1号配備 (本体制)	【情報収集事態】 ・震度5弱又は震度5強を観測する地震が発生したとき ・原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通報された場合	P.4より記載
	【警戒事態AL1】 警戒事態と認める自然災害 ・県内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき ・県内で大津波警報が発令されたとき 【警戒事態AL2】 原子力規制委員会が判断する警戒事態 ・原子力施設の重要な故障等が発生した場合	
2号配備	【施設敷地緊急事態SE】 ・原災法第10条に定める通報を覚知または通報があったとき ・発電所周辺の環境放射線モニタリングが $5\mu\text{Sv/h}$ を超えるとき ・特定事象の発生を覚知、通報があったとき ・国、県が事故警戒本部を設置したとき	P.6より記載
3号配備	【施設敷地緊急事態SE】 ・原災法第10条に定める特定事象の拡大の恐れがある場合 【全面緊急事態GE】 ・原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき ・国、県が事故警戒本部を設置したとき ・その他市長が認めたとき	P.9より記載 ◎全職員対応

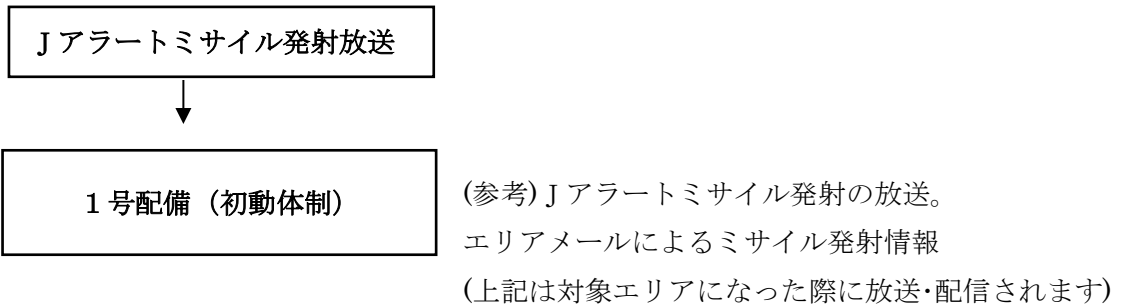
【減災法第10条事象・・施設敷地緊急事態】

原子炉冷却材の漏えい、全ての交流電源喪失（5分以上継続）、原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失 等

【減災法第15条事象・・全面緊急事態】

原子炉冷却材の漏えい、非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失（5分以上継続）、敷地境界の空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ （10分以上継続）等

ミサイル発射における職員参集体制



○情報所長（生活環境課長）

- ・ Jアラート放送により参集
- ・ 状況等を市民部長へ報告

○1号配備 対応職員（初動体制）

- ・ ミサイルや落下物等の情報収集
- ・ 被害情報の収集
- ・ 市民への対応

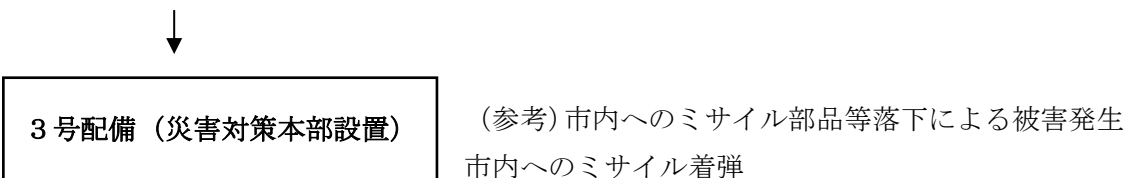
【情報所長】生活安全課長

【統括班】生活安全課 1

【企画班】総務課 1

【情報班】農林課 1、建設課 1、各行政局 4局

※ミサイル落下位置が市外と確認され、福島県上空を通過しなかった場合は配備解除。



○災害対策本部長（市長）

- ・ 3号配備発令(全職員対応)、災害対策本部会議の招集

○全職員

- ・ 災害時職員行動マニュアルによる対応。

→ミサイル着弾等、緊急を要する場合は初動より3号配備の対応とする。

※ 着弾などの重大事態を知り得たら、招集指示が無くとも速やかに参集する。

田村市業務継続計画

第1章 業務継続計画とは

1 業務継続計画（BCP）の目的

業務継続計画とは、災害時に田村市役所自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害時にあっても、適切な業務執行を実施することを目的とした計画である。

2 計画の基本方針

- (1) 災害発生時には、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えることが第一の責務であるため、地域防災計画に定められた業務に万全を尽くす。
- (2) 非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・抑制し、その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (3) 業務継続を図るため市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人員の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源確保に努める。

3 対象とする事象

この業務継続計画の対象となる事象は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（自然災害、大規模火災、爆発、その他事故等）とする。

4 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、田村市防災会議が策定する法定計画であり、市や防災関係機関が連携して実施すべき業務を総合的に示す計画である。

これに対して、業務継続計画は、災害発生時に優先すべき業務を「非常時優先業務」として抽出し、制約された資源を効率的に運用することにより、非常時優先業務遂行の確実性を確保する計画である。

【地域防災計画と業務継続計画の比較】

	地 域 防 災 計 画	業 務 継 続 計 画
計画の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の被災は、特に想定する必要がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策業務等だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等に係る記載は、必要事項ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。

第2章 業務継続計画の発動と解除

1 業務継続計画の発動基準

項目	基準
発動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に震度6弱以上の地震が発生したと発表（気象庁）されたときは、本計画を発動する。 ・ 震度5強以下の地震が発生した場合であっても、災害対策本部長が業務継続計画の発動を宣言して本計画を発動する。 ・ 大雨、洪水、暴風等により、災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大するおそれがあるときは、本計画を発動する。 ・ 市内の全域に大規模な災害（火災、爆発等を含む）が発生したとき、または全域に拡大することが予想されるときは、本計画を発動する。
解除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めたときに、本計画に定める体制の解除を決定する。

2 発動権者

田村市地域防災計画における災害対策本部（3号配備）に則り、災害対策本部長（市長）が本計画を発動する。

本部長不在時は、次の序列をもって意思決定を行うものとする。

順位	役職
第一順位	副市長
第二順位	教育長
第三順位	総務部長
第四順位	市民部長

※いずれも困難な場合は、議会出席部長の順とする

3 解除

市災害対策本部長は、災害の危険がなくなったとき、また非常時優先業務の進捗状況等に基づき、解除について決定する。

なお、解除決定がなされる前においても、非常時優先業務の進捗や資源の確保状況等によっては、通常業務（休止業務）を順次再開していくものとする。

第3章 想定する地震と被害

1 想定地震

本市における東日本大震災と同じ震度6弱の震度以上を想定。

発生時刻等の条件により、被害や市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）への影響は極めて多岐なものとなるため、本計画では執務時間内の被災と執務時間外の被災という区分で設定。

2 被害想定

大規模地震の発生時には、建物・交通施設の損傷、電気・水道・ガス・通信等のライフラインの物理的被害のほか、多数の人的被害が予想されるが、本計画では、市の業務継続に必要な資源（人、物、情報及びライフライン等）に影響を与える要因として以下の定性的な状況を被害想定とする。

- 大規模地震の影響により、市有施設を含め、多数の建物被害が発生。
一部地域では、液状化による被害も発生する。
- 地震による建物被害等により避難者が多数発生。
- 道路、鉄道等の損傷により公共交通機関の運行が一定期間停止。
市職員は、公共交通機関や自家用車を利用した参集が困難となる。
- 電気・水道・ガス・通信等のライフラインが一定期間停止。

第4章 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については、市民への行政サービスとして継続しなければならない。

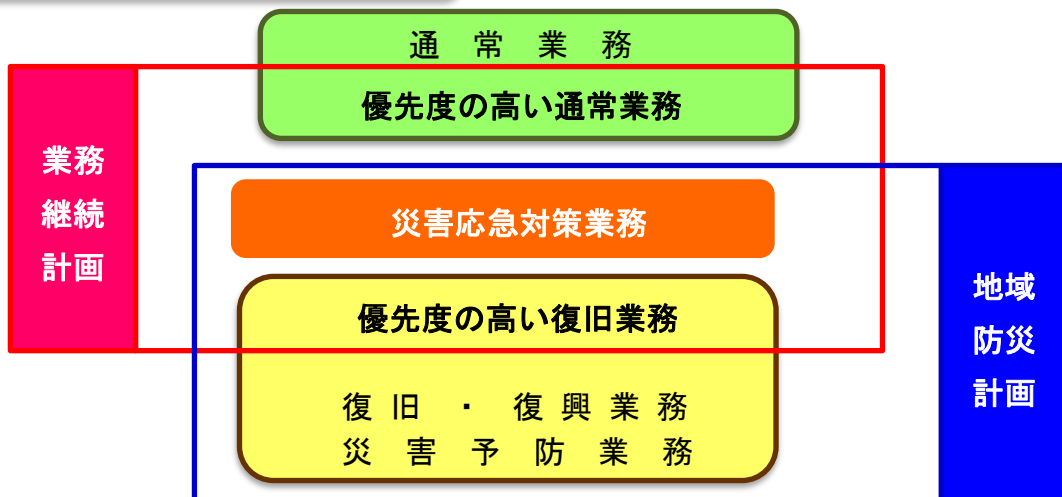
ただし、地震が勤務時間外に発生した時は、職員自身も被災する場合があります、十分な人数での対応ができない可能性があり、マンパワーなどの資源が制約される中で、災害対応と通常業務すべての業務を行うことは困難となる。

本計画では、災害対応と通常業務をすべて洗い出した上で、災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

選定にあたっての留意事項

- たり休止した場合の影響度を分析したうえで、候補業務の特定を行うこと。
- ② 他部署等との連携が必要となるケースも想定されることから、必要に応じて協議すること。
 - ③ 災害発生後においても実施可能かどうかという「可能性」の視点ではなく、市民にとって当該業務が早期に開始される必要があるかどうかという「必要性」の視点から検討すること。
 - ④ 非常時優先業務（通常業務）として選定した業務以外の日常業務は、休止業務として発災後、しばらくの間は原則停止するものとする。

非常時優先業務の概念図



【非常時優先業務の順位付け】

優先順位	優先基準
A	発災後ただちに（概ね3時間以内）に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
B	遅くとも発災後1日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
C	遅くとも発災後3日以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
D	遅くとも発災後1週間以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
E	遅くとも発災後1か月以内に業務に着手しないと、市民の生命、身体及び財産、又は市機能維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。

【業務開始目標時間別の業務の選定基準表】

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
A ただちに (概ね3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助、救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
B 1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助、救急以外）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援の開始 ・重大な行事の手続き 	<p>険箇所における避難等)</p> <ul style="list-style-type: none"> b. 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e. 遺体の取り扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
<p>C 3日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 市街地の清掃に係る業務（ごみ、瓦礫処理等） c. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） d. 業務システムの再開等に係る業務
<p>D 1週間以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧、復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）

E 1か月以内	・その他の行政機能の回復	a. その他の業務
---------	--------------	-----------

2 活動時期

- A：発災後ただちに（概ね3時間以内）に業務着手すべきもの
- B：発災後1日以内に業務着手すべきもの
- C：発災後3日以内に業務着手すべきもの
- D：発災後1週間以内に業務着手すべきもの
- E：発災後1か月以内に業務着手すべきもの

第5章 執行体制の確保

1 業務執行体制の確保

大規模な危機が発生した場合、市の庁舎の被災、職員・家族の被災等により業務執行体制に制約が生ずる可能性がある。

災害対策本部の設置基準、職員の動員、班体制等は田村市職員行動マニュアルに定めるとおりとする。

2 職員参集体制

(1) 執務時間内に被災した場合

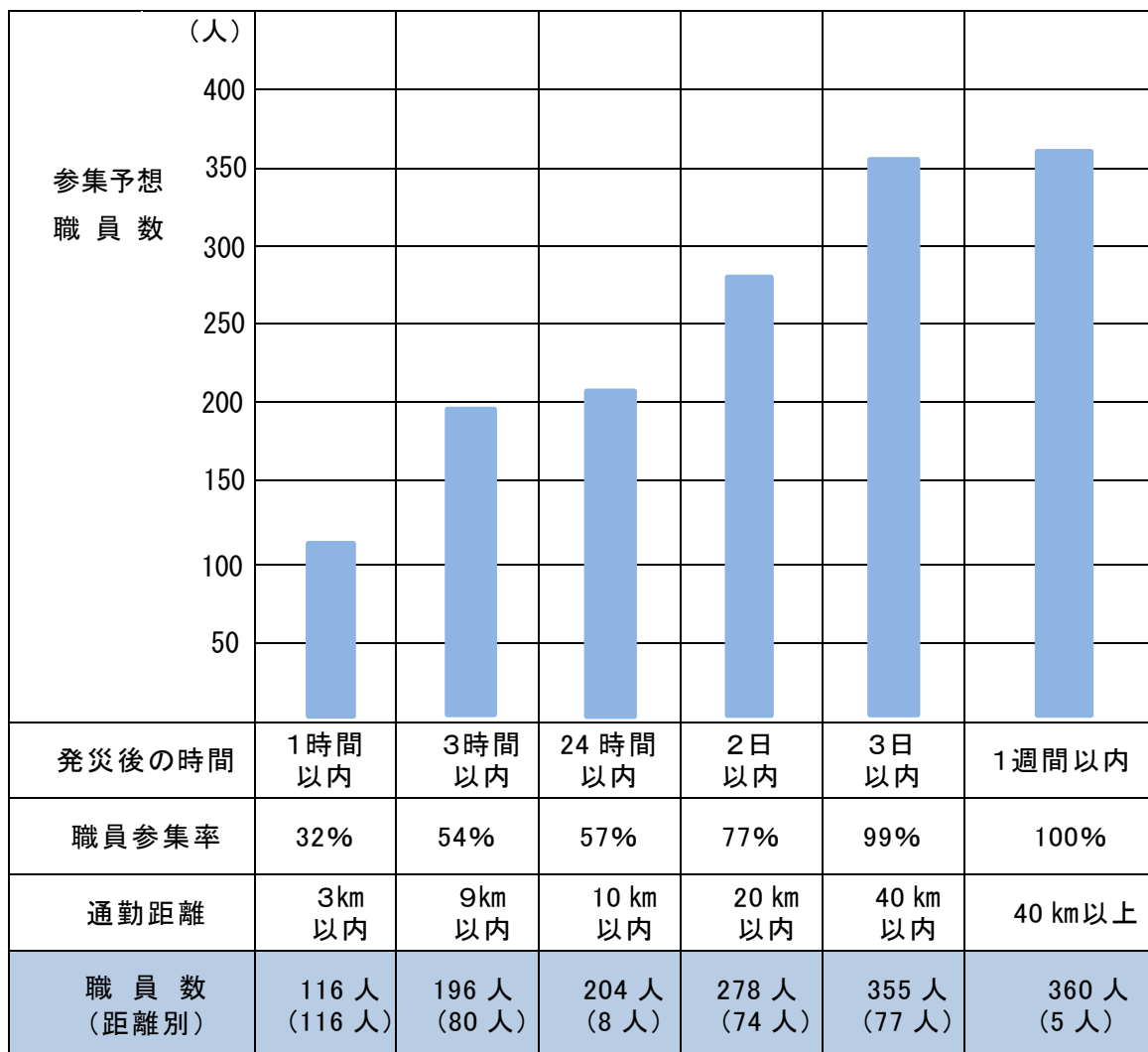
勤務時間内に大規模な地震が発生した場合、執務内のロッカーやキャビネットの転倒やガラスの飛散等により職員の安全に影響が及ぶおそれがあるが、大部分の職員は被災後も業務への従事が可能であり、非常時優先業務実施に必要な人数は確保できると想定される。

(2) 執務時間外に被災した場合

勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、各勤務公署に参集可能な職員数を時系列で把握するため、以下の条件にあてはめ、居住地からの通勤距離を基に参集時間と参集職員数を予測した職員参集予測結果は図1のとおり。

- (1) 対象者は正職員及び再任用職員 360名（令和5年5月現在）
- (2) 居住地から、徒歩で参集することを想定。家族の安否確認、事象によっては通行困難な道路状況となることから、通常の歩行速度よりも遅い時速3kmで所要時間を算出した。
- (3) 遠距離通勤者については、徒歩による参集が困難であることから、各自通勤手段を確保するまでの時間も考慮し、10kmから20kmまでが2日程度、20kmから40kmまでが3日程度と想定する。また、40kmを超える者も1週間程度で参集が可能になるものと想定する。

図1 職員参集予測結果



第6章 執務環境の確保

1 庁舎の耐震化と代替施設の確保

本庁舎は平成27年に建築し、建築基準法で定める基準を満たしており、免震構造となっていることから、震災時に防災拠点として機能し、全壊・半壊等の被害は発生しないものとする。

万一、本庁舎が機能しない状態となった場合、次の施設の中から、当該施設の被災状況に応じた的確な代替施設を選定する。

なお、これらの代替施設は指定避難所となっているため、避難所機能が低下しないよう配慮し確保することとする。

施設名	所在地
田村市総合体育館	田村市船引町船引字遠表 400
田村市文化センター	田村市船引町船引字南元町 29-2

2 電力・上下水道・食料の確保

(1) 電力

本庁は、停電により外部からの電力供給がストップした場合、非常用発電機が起動し、太陽光発電システムによる蓄電池設備も備えている。

この非常用電源は、災害対策本部の運営や基幹的な情報通信ネットワーク等の維持のための最低限の容量であることから、使用を制限し最低限必要な電力として確保するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の電力復旧を図る。

(2) 上下水道

水道施設が被災し断水になった場合は、飲料水の供給が不可能となることが予測される。

非常時優先業務に従事する職員の飲料水については、使用可能な他の公共施設の飲料水を使用するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の確保を図る。

また、トイレ用の雑用水についても確保が困難であることから、速やかに仮設トイレ等での対応を図る。

(3) 食料

大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を執行する相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まらなければならない可能性がある。

食料については、全職員の1日分の水及び食料の備蓄を行っているところであるが、長期化に備え田村市学校給食センター等の協力により食料を確保するとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の確保を図る。

3 通信手段の確保

本庁の電話設備は、大部分が庁舎内の交換機を經由してN T T回線と接続されており、この交換機または電話回線の損傷がなければ、非常用電源からの電力供給がある間は使用可能である。

また、災害発生時にN T Tの発信規制を受けない「災害時優先電話」を本庁に設置している。

さらに、固定電話のほか、I P無線の活用及び防災行政無線可搬型の移動局による通信手段の確保を図るとともに、災害時応援協定による協力を得ながら早期の通信復旧を図る。

4 情報システム

災害時において、地域住民の安全確保のために継続しなければならない重要な業務を遂行するためには、情報システムの稼働が必要不可欠となる。

本庁に災害が発生した場合、税・住民情報等の基幹系システムについては、市外のデータセンターで稼働しているため、庁内及び外部とのネットワークに問題がなければ業務継続が可能である。

それ以外の情報系システム・ネットワーク機器については、その本体の大部分を、免震構造である本庁舎内サーバ室のラック内に格納しており、定期的なバックアップによりデータの確保を図る。

第7章 計画の推進

1 全体的な取り組み

本計画を実効性のあるものとするため、定期的な点検作業を通じて計画の問題点を洗い出すとともに、個々の非常時優先業務を実施していくうえで必要な資源（人員、執務環境、電力・上下水道・食料、通信手段等）の確保に向けた課題の解決と対策に、市が一丸となって取り組むこととする。

2 計画の見直し

本計画は、定期的な点検作業や訓練等を通じて問題点の洗い出しや課題の検討を踏まえ、継続的に改善を行うこととする。

非常時優先業務一覧表

業務区分	NO	業務内容	非常時 優先業務
総務課		(1) 行政係	
	1	議会に関すること。	E
	2	庁議、部・課長等会に関すること。	E
	3	行政組織に関すること。	E
	4	広域行政に関すること。	E
	5	表彰に関すること。	E
	6	式典に関すること。	E
	7	各種委員等の任免に関すること。	E
	8	行政区に関すること。	B
	9	市の名義後援に関すること。	E
	10	行政相談に関すること。	E
	11	自衛官募集に関すること。	E
	12	固定資産評価審査委員会に関すること。	E
	13	公印の管理に関すること。(公印押印許可)	A
	14	公告式に関すること。	E
	15	条例等審査会に関すること。	E
	16	法令及び例規に関すること。	E
	17	文書の收受、配布、発送に関すること。	E
	18	行政回覧文書の配送に関すること。	E
	19	文書管理に関すること。	E
	20	情報公開及び個人情報の保護に関すること。	E
	21	行政不服審査法に関すること。	E
	22	行政評価に関すること。	E
	23	合併の記録に関すること。	E
	24	出張所に関すること。	A
25	総合賠償補償保険に関すること。	E	

	26	統計調査に関すること。	E
	27	統計資料の収集及び保管に関すること。	E
	28	統計調査の普及に関すること。	E
	29	教育に関する大綱の策定及び総合教育会議に関すること。	E
	30	本庁の他の課の所管に属さないこと。	E
		(2) 人事係	
	1	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。	D
	2	給与事務に関すること。	E
	3	地方公務員制度に関すること。	E
	4	職員の定員管理に関すること。	E
	5	会計年度任用職員の任用に関すること。	D
	6	職員共済、社会保険及び労働保険に関すること。	D
	7	職員の福利厚生に関すること。	D
	8	公務災害補償に関すること。	D
	9	職員の人材育成及び能力開発に関すること。	E
	10	職員の研修に関すること。	E
		(3) 秘書広報公聴係	
	1	市長及び副市長の秘書に関すること。(災害対策本部長)	A
	2	市長の資産公開に関すること。	E
	3	市長会に関すること。(状況に応じ緊急支援要請事務)	A
	4	栄典に関すること。	E
	5	市長への陳情、要望等に関すること。(緊急性の高い要望への対応)	B
	6	広報誌の編集及び発行に関すること。	C
	7	市勢要覧の編集及び発行に関すること。	E
	8	報道機関との連携に関すること。(緊急性の高い情報提供)	A
	9	ホームページの管理に関すること。(緊急性の高い情報提供)	B
	10	広聴に関すること。(緊急性の高い情報収集)	B
企画調整課		(1) 企画調整係	

	1	市長及び副市長の特命事項に関すること。	C
	2	政策の総合的な調整に関すること。	E
	3	行政施策の調査、研究及び立案に関すること。	E
	4	行政改革に関すること。	E
	5	経営戦略アドバイザーに関すること	E
	6	市の重要事業の進行管理に関すること。	E
	7	基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。	E
	8	新市建設計画に関すること。	E
	9	過疎辺地計画に関すること。	E
	10	地域の自立・連携の促進に関すること。	E
	11	地域創生総合戦略に関すること。	E
	12	交通、運輸及び難視聴対策に関すること。	B
	13	電源三法交付金事業に関すること。	E
	14	水資源に関すること。	E
	15	震災復興に関すること。	E
	16	新エネルギー・再生エネルギーに関すること。	E
	17	産学官連携に関すること。	E
	18	こおりやま広域連携中枢都市圏に関すること。	C
	(2) 地域振興係		
	1	移住定住に関すること。	E
	2	まちづくり担い手の育成及び連携に関すること。	E
	3	市民協働による地域活性化事業に関すること。	E
	4	空き家・空き地情報バンクに関すること。	E
	5	他の所管に係るまちづくり関連事業との連携に関すること。	E
財政課	(1) 財政係		
	1	予算編成に関すること。	C
	2	財政運営に関すること。	E
	3	地方交付税に関すること。	E
	4	市債及び一時借入金に関すること。	E

	5	決算統計に関すること。	E
	6	財政公表に関すること。	E
	7	財政分析及び財政計画に関すること。	E
	8	基金に関すること。	E
		(2) 管財係	
	1	財産の管理及び処分に関すること。	E
	2	建物及び公用車の管理に関すること。	A
	3	物品の調達に関すること。	B
	4	入札に関すること。	E
	5	指定管理者制度に関すること。	E
	6	ふるさと納税に関すること。	B
DX推進室		(1) 情報化推進係	
	1	電子計算組織の管理運営に関すること。	E
	2	広域イントラネットに関すること。	A
	3	情報セキュリティに関すること。	E
	4	総合行政ネットワークに関すること。	A
	5	情報化施策の推進に関すること。	E
	6	デジタル化による業務改革に関すること。	E
	7	行政手続きのオンライン化に関すること。	D
市民課		(1) 戸籍住民係	
	1	戸籍に関すること。	A
	2	住民基本台帳に関すること。	A
	3	印鑑登録に関すること。	B
	4	中長期在留者届出に関すること。	B
	5	人口統計事務に関すること。	D
	6	諸証明に関すること。	B
	7	埋葬及び火葬並びに改葬の許可証の発行に関すること。	A
	8	自動車臨時運行許可に関すること。	D
			(2) 国保年金係

	1	国民健康保険に關すること。	B
	2	国民年金に關すること。	D
	3	後期高齢者医療に關すること。	B
		(3) 生活改善支援係	
	1	保健事業に關すること。	E
	2	高齢者の生活機能改善に關すること。	E
税務課		(1) 課税係	
	1	税制に關すること。	E
	2	市民税（個人県民税含む。）、軽自動車税、市たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課に關すること。	D
	3	税証明に關すること。	D
		(2) 資産税係	
	1	固定資産税の賦課に關すること。	D
	2	国有資産等所在市町村交付金及び特別土地保有税に關すること。	D
	3	土地、家屋、償却資産の評価に關すること。	D
		(3) 収税係	
	1	市税及び国民健康保険税の収納に關すること。	D
	2	滞納金の整理処分に關すること。	D
	3	納税思想の普及に關すること。	E
	生活安全課		(1) 危機管理係
1		危機管理体制の整備に關すること。	C
2		危機管理業務の調査、推進に關すること	C
3		災害対策に關すること。	A
4		地域防災計画に關すること。	A
5		地域自主防災組織に關すること。	A
6		防災及び災害対策にかかる情報化の推進に關すること。	C
7		水防に關すること。	A
8		国民保護に關すること。	A
9		原子力防災に關すること。	A

	10	原子力災害関係情報の収集及び広報に関する事。	A
		(2) 生活安全係	
	1	消防団の運営及び活動に関する事。	A
	2	消防団員の表彰及び公務災害に関する事。	E
	3	広域消防に関する事。	A
	4	交通安全に関する事。	A
	5	防犯に関する事。	A
	6	市民交通災害共済に関する事。	E
	7	消費者行政に関する事。	D
環境課		(1) 環境衛生係	
	1	環境保全に関する事。	D
	2	生活衛生に関する事。	C
	3	地球温暖化防止に関する事。	E
	4	公害に関する事。	A
	5	犬の登録及び狂犬病予防に関する事。	E
	6	野犬の捕獲に関する事。	D
	7	斎場に関する事。	A
	8	墓地に関する事	E
	9	環境放射線の監視に関する事。	E
		(2) 廃棄物対策係	
	1	ごみの収集、運搬及び処理に関する事。	A
	2	ごみの減量化及び資源化に関する事。	A
	3	一般廃棄物処理施設に関する事。	A
	4	生活排水対策に関する事。	A
	5	不法投棄の防止に関する事。	E
	6	犬猫等の死骸の回収処理に関する事。	D
社会福祉課		(1) 社会福祉係	
	1	社会福祉施策の企画に関する事。	E
	2	人権及び更生保護に関する事。	D

	3	民生・児童委員に関すること。	C
	4	社会福祉関係団体に関すること。	D
	5	男女共同参画社会の推進に関すること。	E
	6	災害罹災者の援護に関すること。	A
	7	総合福祉センターに関すること。	C
	8	戦傷病者及び戦没者遺族に関すること。	E
	9	生活保護及び生活困窮者自立支援に関すること。	C
	10	福祉事務所の庶務に関すること。	C
	11	社会福祉現場実習に関すること。	E
		(2) 障害福祉係	
	1	障害者（児）福祉施策の企画に関すること。	E
	2	障害者（児）に対する更生援護に関すること。	D
	3	障害者団体に関すること。	E
	4	障害福祉サービスに関すること。	A
	5	障害者福祉施設等に関すること。	A
	6	障害者総合支援認定審査会に関すること。	E
こども未来課		(1) 子育て応援係	
	1	青少年に関すること。	D
	2	児童福祉施策の企画に関すること。	E
	3	子育て支援センターに関すること。	A
	4	家庭児童相談に関すること。	C
	5	児童虐待防止及び要保護児童対策に関すること。	C
	6	子どもの貧困対策に関すること。	D
	7	母子保健に関すること。	D
	8	予防接種に関すること。	D
	9	歯科保健に関すること。	E
	10	子育て世代包括支援センターに関すること。	B
		(2) こども育成係	
	1	子ども・子育て支援に関すること。	D

	2	地域型保育事業に関する事。	A
	3	幼児・児童の放課後支援に関する事。	A
	4	保育所、こども園及び幼稚園に関する事。	A
	5	児童館及び児童生活センターに関する事。	A
	6	子どもの遊び場に関する事。	A
	7	認可外保育所に関する事。	A
	8	私立幼稚園の助成及び就園奨励に関する事。	D
	9	児童の手当に関する事。	D
	10	乳幼児、児童及び妊産婦の医療費助成に関する事。	D
	11	ひとり親家庭の支援に関する事。	D
	12	子ども及び子育て世帯への給付・助成に関する事。	D
保健課		(1) 市民病院整備室	
	1	市民病院の整備に関する事。	D
	2	地域医療に関する事。	A
		(1) 健康増進係	
	1	健康づくり施策の企画に関する事。	E
	3	都路診療所及び歯科診療所に関する事。	A
	4	田村地方夜間診療所に関する事。	B
	5	健康づくり事業に関する事。	E
	6	栄養改善に関する事。	E
	7	健康づくり組織育成に関する事。	E
	8	精神保健に関する事。	C
	9	感染症予防対策に関する事。	B
	10	放射線対策健康管理に関する事。	A
11	献血に関する事。	E	
12	保健センターに関する事。	E	
都路診療所	1	国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、これが模範的診療及び一般患者の診療を行い、市民の健康保持増進に努める事。	A

	2	市における保健施設の中核として疾病の予防、公衆衛生の向上、増進に寄与すること。	C
	3	保健施設に関する調査研究を行い、診療所の健全なる運営に貢献すること。	E
	4	健康の診断及び相談	C
	5	療養の指導及び相談	C
	6	薬剤又は治療材料の投与及び支給	A
	7	処置、手術及びその他の治療	A
高齢福祉課		(1) 高齢福祉係	
	1	高齢者福祉施策の企画に関すること。	D
	2	高齢者団体に関すること。	D
	3	高齢者の生活支援に関すること。	D
	4	高齢者の更生援護に関すること。	D
	5	長寿者褒賞及び敬老祝に関すること。	D
	6	高齢者福祉施設に関すること。	A
	7	災害時避難行動要支援者の支援に関すること。	A
		(2) 介護保険係	
	1	介護保険に関すること。	D
	2	介護保険料に関すること。	D
	3	介護認定審査会に関すること。	D
		(3) 地域ケア推進係	
	1	介護予防に関すること。	D
2	地域包括ケア推進に関すること。	D	
農林課		(1) 農政係	
	1	農政の企画及び調整に関すること。	E
	2	農村集会施設に関すること。	A
	3	農業振興地域の調整に関すること。	E
	4	農作物の振興に関すること。	E
	5	特別栽培等各種施策に関すること。	E
	6	農業後継者の育成に関すること。	E

	7	農業経営及び畜産経営の指導及び奨励に関すること。	E
	8	農業団体に関すること。	D
	9	農業災害に関すること。	B
	10	山村地域振興計画に関すること。	E
	11	鳥獣の保護及び狩猟に関すること。	D
		(2) 農地整備係	
	1	土地改良及び農業土木に関すること。	D
	2	土地改良団体に関すること。	D
	3	法定外公共物の管理に関すること。	D
	4	農業施設災害復旧事業に関すること。	A
		(2) 林業係	
	1	林業団体に関すること。	D
	2	林業の振興に関すること。	E
	3	公有林の維持管理に関すること。	E
	4	国土緑化に関すること。	E
	5	治山事業及び保安林に関すること。	B
	6	林業施設災害復旧事業に関すること。	A
商工課		(1) 商工振興係	
	1	商工業の振興に関すること。	E
	2	制度資金及び融資に関すること。	E
	3	商工団体に関すること。	E
	4	中心市街地の活性化に関すること。	E
	5	鉱業に関すること。	E
	6	計量器に関すること。	E
		(2) 企業立地係	
	1	企業誘致に関すること。	E
	2	工業立地の支援に関すること。	E
	3	工業団地に関すること。	C
	4	エコノミックガーデニングに関すること。	E

	5	雇用及び労働に関すること。	E
観光交流課		(1) 観光係	
	1	観光の企画及び調整に関すること。	E
	2	観光イベントに関すること。	E
	3	観光宣伝事業に関すること。	E
	4	観光資源の開発調査に関すること。	E
	5	観光施設に関すること。 (来場者の避難指導/被害情報の収集/被害個所の封鎖等の安全確認)	A
	6	観光施設に関すること。(上記5以外)	E
	7	観光公社等に関すること。	E
		(2) 交流係	
	1	観光団体に関すること。	E
	2	観光大使事業に関すること。	E
	3	広域観光の振興に関すること。	E
	4	国際化、地域間交流に関すること。	E
	5	ふるさと会に関すること。	E
	6	外国人の避難等に係る対応(多言語対応)	A
	建設課		(1) 事業係
1		道路、橋梁及び河川の計画・整備に関すること。	E
2		用地取得及び補償に関すること。	E
3		土地収用に関すること。	E
4		国県補助及び交付金事業に関すること。	E
5		工事台帳の整備に関すること。	E
		(2) 管理係	
1		市道の認定及び廃止に関すること。	E
2		道路及び河川の占用並びに使用に関すること。	E
3		道路法(昭和27年6月10日法律第180号)第24条に関すること。	E
4		道路台帳に関すること。	E

	5	道路、橋梁及び河川の維持管理に関すること。	A
	6	道路作業員に関すること。	D
	7	道路河川愛護に関すること。	E
	8	砂防及び急傾斜地に関すること。	A
	9	高速道、国道、県道及び河川の整備促進に関すること。	E
	10	公共土木施設災害復旧事業に関すること。	B
	11	国土調査事業に関すること。	E
都市計画課		(1) 都市整備係	
	1	都市計画事業に関すること。	D
	2	区画整理及び宅地造成事業に関すること。	E
	3	都市公園及び街路事業に関すること。	D
	4	開発許可に関すること。	E
	5	屋外広告物に関すること。	E
	6	公有地拡大の推進に関すること。	E
	7	都市施設災害復旧事業に関すること。	A
	8	国土利用計画に関すること。	E
		(2) 建築住宅係	
	1	市営住宅に関すること。	A
	2	優良住宅に関すること。	E
	3	建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に関すること。	D
	4	景観行政に関すること。	E
5	空き家等の対策に関すること。	E	
会計課	1	出納簿等の記録管理に関すること。	A
	2	財産の記録管理に関すること。（公印・通帳・小切手・証書）	A
	3	口座振替及び公金振替に関すること。	E
	4	ペイオフ対策に関すること。	E
	5	決算の調整に関すること。	E
	6	支出負担行為の確認に関すること。	E

	7	収入及び支出命令の審査に関する事。	B	
	8	歳入に関する帳票（歳入簿等）の整理及び記録管理に関する事。	E	
	9	歳出に関する帳票（歳出簿等）の整理及び記録管理に関する事。	E	
	10	例月出納検査等に関する事。	E	
	11	指定金融機関に関する事。	D	
教育総務課		(1) 教育総務係		
	1	教育委員会の会議に関する事。	E	
	2	公告式並びに教育委員会の規則等の制定及び改廃に関する事。	E	
	3	教育委員会委員及び教育長の秘書事務に関する事。	D	
	4	教育行政の企画調整、広報及び広聴に関する事。	E	
	5	職員の任免、人事及び服務、福利、厚生、研修等に関する事。	D	
	6	式典及び表彰に関する事。	E	
	7	教育委員会所管の予算及び決算に関する事。	E	
	8	教育委員会所管の物品の取得、管理及び処分に関する事。	E	
	9	学校教職員の保健衛生、福利、厚生等に関する事。	E	
	10	園児、児童及び生徒の通学に関する事。	A	
	11	教育統計調査に関する事。	E	
	12	奨学資金に関する事。	E	
	13	その他、他の課の所管に属さない事。	E	
			(2) 教育施設係	
		1	学校教育施設の設置及び廃止に関する事。	E
		2	学校教育施設の整備、維持管理及び使用許可に関する事。	B
		3	学校教育財産の管理に関する事。	B
		4	学校教育施設に係る統計調査に関する事。	E
学校教育課		(1) 教育振興係		
	1	学級編制に関する事。	D	

	2	児童、生徒の就学及び通学区域に関する事。	A
	3	園児、児童及び生徒の保健衛生に関する事。	A
	4	児童、生徒の研修事業に関する事。	E
	5	要保護、準要保護児童生徒の就学援助に関する事。	D
	6	教科書、その他の教材の取扱いに関する事。	B
	7	教材、教具の整備に関する事。	B
	8	学校給食に関する事。	A
	9	英語指導助手に関する事。	B
	10	その他学校教育に関する調査及び統計等に関する事。	E
		(2) 指導管理係	
	1	学校の組織編制に関する事。	D
	2	教育課程の内容及びその取扱いに関する事。	A
	3	学校教育の指導及び奨励に関する事。	D
	4	生徒指導及び進路指導に関する事。	A
	5	学力向上対策に関する事。	B
	6	県費負担教職員の免許状、任免、分限、服務、身分等人事に関する事。	E
	7	県費負担教職員の研修に関する事。	D
	8	学校教育団体及び学習評価に関する事。	E
	9	副読本等教育資料の作成に関する事。	E
	10	幼稚園教育の指導及び奨励に関する事。	A
	11	特別支援教育に関する事。	B
	12	学校教育指導委員会に関する事。	E
	13	児童生徒の安全確保に関する事	A
	14	その他学校教育の指導助言に関する事。	A
生涯学習課		(1) 生涯学習係	
	1	社会教育委員、文化財保護審議会委員等に関する事。	E
	2	公民館運営審議会に関する事。	E
	3	生涯学習推進本部に関する事。	E

4	青少年健全育成市民会議に関する事。	E
5	生涯学習の振興を図るための企画、立案及び奨励に関する事。	E
6	青少年教育、成人教育及び家庭教育に関する事。	E
7	視聴覚教育及び生涯学習に必要な設備、器材及び資料に関する事。	C
8	生涯学習に関する情報の交換及び調査、研究並びに資料の刊行及び配布に関する事。	E
9	社会教育関係団体の育成、指導、助言及び援助に関する事。	E
10	社会教育施設の維持管理に関する事。	A
11	文化財の保護保存及び活用に関する事。	E
12	市史に関する事。	E
13	文化団体に関する事。	E
14	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。	E
15	公民館、図書館及び文化センターの連絡調整に関する事。	E
16	前各号に掲げるもののほか、生涯学習、文化の振興及び文化財保護に関する事。	C
	(2) スポーツ振興係	
1	社会体育及びスポーツの振興を図るための企画、立案及び奨励に関する事。	E
2	スポーツ推進委員に関する事。	E
3	各種スポーツ大会等の開催及びその奨励に関する事。	E
4	社会体育及びスポーツに必要な設備、器材及び資料に関する事。	C
5	社会体育及びスポーツに関する情報の交換及び調査、研究並びに資料の刊行及び配布に関する事。	E
6	社会体育及びスポーツ関係団体の育成、指導、助言及び援助に関する事。	E
7	社会体育施設の維持管理に関する事。	A
8	前各号に掲げるもののほか、生涯スポーツの振興に関する事。	E

上下水道課		(1) 業務係		
	1	職員の服務管理に関すること。	E	
	2	条例及び規程の制定及び改廃に関すること。	E	
	3	公印及び文書の管理に関すること。	B	
	4	事業経営の基本計画及び運営審議会に関すること。	E	
	5	予算、決算並びに出納検査に関すること。	E	
	6	金融機関等に関すること。	E	
	7	財政計画及び企業債に関すること。	E	
	8	公共下水道の普及促進に関すること。	E	
	9	公共下水道処理区域の告示に関すること。	E	
	10	水道利用加入台帳及び下水道事業受益者負担金賦課台帳の整理に関すること。	E	
	11	水道料金、下水道使用料の調定及び徴収等に関すること。	E	
	12	水道加入金、下水道受益者負担金等の調定及び徴収等に関すること。	E	
	13	未収金の徴収及び督促事務に関すること。	E	
	14	使用水量の計量及び排水量の算定に関すること。	E	
	15	水道及び公共下水道の使用開始及び中止等の受付に関すること。	C	
	16	水道の開栓、閉栓に関すること。	B	
	17	指定給水装置工事業者に関すること。	D	
	18	排水設備指定工事店、排水設備工事責任技術者に関すること。	D	
			(2) 施設係	
	1	水道及び下水道事業の事業計画に関すること。	E	
	2	水道施設及び下水道施設の整備に関すること。	C	
	3	水道施設及び下水道施設の維持管理に関すること。	B	
	4	水道及び下水道事業の資産管理に関すること。	E	
	5	取水、送水ポンプ、及び上下水道の管路施設の点検に関すること。	A	
	6	導、送、配水管の漏水修繕に関すること。	A	

	7	工事の入札に関する事。	E
	8	水道及び下水道施設台帳の整理に関する事。	E
	9	受託、委託工事の工程管理及び設計監督に関する事。	D
	10	給水装置工事、排水設備工事の設計及び施工の確認に関する事。	D
	11	各種占有許可申請及び更新に関する事。	D
	12	工事の竣工検査に関する事。	E
	13	水質検査に関する事。	A
	14	国県補助金及び交付金等の交付申請に関する事。	E
	15	流域下水道事業に関する事。	D
	16	合併浄化槽事業に関する事。	D
議会事務局	1	議長及び副議長の秘書に関する事。	A
	2	儀式、接待、交際及び慶弔に関する事。	B
	3	例規の制定及び改廃に関する事。	E
	4	議員名簿の作成（履歴簿、役員簿、勤務年数調を含む。）及び保存に関する事。	E
	5	議員の出欠（出席簿の作成、保管、欠席届の受理）に関する事。	C
	6	議員の報酬、費用弁償、期末手当その他諸給与に関する事。	B
	7	議会費の予算要求、決算資料の作成等に関する事。	E
	8	議会費の予算執行に伴う事項並びに物品の購入、保管及び貸与の要求に関する事。	D
	9	統計資料の作成に関する事。	E
	10	各種行政に関する世論、情報及び資料の収集整理に関する事。	D
	11	各種法規の調査研究に関する事。	E
	12	議員の調査研究に関する事。	E
	13	図書の整備及び管理に関する事。	E
	14	議会用市有車両の管理に関する事。	B
	15	文書物件の収受、発送及び保管に関する事。	C

	16	公印の制定及び保管に関する事。	A
	17	議会の広報資料に関する事。	E
	18	議長会に関する事。	D
	19	議員互助に関する事。	D
	20	議員共済会に関する事。	D
	21	議員の公務災害補償等に関する事。	C
	22	職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。	D
	23	職員の服務及び規律、厚生に関する事。	D
	24	政務活動費に関する事。	C
	25	議事日程に関する事。	D
	26	議案、請願及び陳情の收受、配布及び送付に関する事。	D
	27	議会の本会議の議事に関する事。	C
	28	議会における選挙に関する事。	D
	29	議事次第書に関する事。	C
	30	会議録の調製及び保管に関する事。	E
	31	議会の傍聴に関する事。	D
	32	議場その他委員会室の管理取締りに関する事。	D
	33	議会運営委員会に関する事。	C
	34	常任委員会に関する事。	C
	35	特別委員会に関する事。	C
	36	委員会の記録調製及び保管に関する事。	E
	37	公聴会に関する事。	D
	38	請願、陳情及び決議、意見書等に関する事。	C
	39	議案審議に必要な資料の調製に関する事。	C
	40	事業及び事務の調査及び検査に関する事。	D
	41	全員協議会に関する事。	B
	42	会議の議決、決定等の通知及び報告に関する事。	C
選挙管理委員会	1	委員会の運営及び会議に関する事。	D
事務局	2	告示及び公表に関する事。	D

	3	公印の保管に関する事。	A	
	4	条例、規則及び規程の制定改廃に関する事。	E	
	5	文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。	E	
	6	人事及び諸給与に関する事。	E	
	7	職員の服務に関する事。	E	
	8	予算及び経理に関する事。	E	
	9	物品の購入、修繕及び保管に関する事。	D	
	10	政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する事。	D	
	11	選挙啓発事業の企画、立案及び実施に関する事。	E	
	12	選挙啓発資料に関する事。	E	
	13	「明るい選挙推進協議会」の事務に関する事。	E	
	14	選挙統計に関する事。	E	
	15	永久選挙人名簿に関する事。	D	
	16	各種選挙人名簿の調製に関する事。	D	
	17	法律に基づく選挙の管理執行及び結果報告に関する事。	E	
	18	最高裁判所裁判官国民審査に関する事。	E	
	19	選挙争訟に関する事。	E	
	20	投票区及び開票区並びに選挙区の設定及び改廃に関する事。	E	
	21	直接請求に関する事。	E	
	22	裁判員及び検察審査員候補者の選定に関する事。	E	
	23	その他委員会の所管に関する事。	E	
	監査委員事務局	1	公印の保管に関する事。	A
		2	文書物件の收受、発送及び保管に関する事。	A
3		委員の報酬に関する事。	D	
4		予算の執行に関する事。	D	
5		物品、消耗品等の受理連絡等に関する事。	D	
6		職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。	D	
7		職員の服務及び規律に関する事。	D	

	8	委員の関係諸規程等の制定及び改廃に関する事。	D
	9	監査、検査及び審査の計画実施及び結果の報告に関する事。	D
	10	監査に必要な資料の収集に関する事。	D
	11	その他監査委員に関する事。	D
行政局		(1) 市民係	
	1	行政局の庶務に関する事。	A
	2	情報公開及び個人情報の保護に関する事。	E
	3	行政不服審査法に関する事。	E
	4	行政区に関する事。	B
	5	選挙に関する事。	D
	6	公印の管理に関する事。	A
	7	広報及び広聴に関する事。	D
	8	情報機器の管理に関する事。	A
	9	統計調査に関する事。	E
	10	国際交流に関する事。	E
	11	ふるさと会に関する事。	E
	12	行政局の予算及び決算に関する事。	E
	13	行政局の建物及び公用車に関する事。	A
	14	行政局の財産に関する事。	A
	15	物品の調達に関する事。	A
	16	原動機付自転車等の申告及び標識交付に関する事。	E
	17	市税等の相談に関する事。	E
	18	市税及び各種料金の収納に関する事。	C
	19	本庁及び行政局各係の連絡調整に関する事。	A
	20	戸籍届書の受付及び受理に関する事。	A
	21	住民基本台帳に関する事。	A
	22	印鑑登録に関する事。	B
23	中長期在留者届出に関する事。	B	

24	各種証明書の交付に関する事。	B
25	埋葬及び火葬並びに改葬の許可証の発行に関する事。	B
26	国民年金に関する事。	D
27	国民健康保険に関する事。	C
28	後期高齢者医療に関する事。	C
29	消防に関する事。	A
30	防災に関する事。	A
31	防犯に関する事。	A
32	水防に関する事。	A
33	災害対策に関する事。	A
34	交通安全に関する事。	B
35	市民交通災害共済に関する事。	E
36	一般廃棄物処理に関する事。	C
37	不法投棄の防止に関する事。	C
38	公害に関する苦情及び相談窓口に関する事。	C
39	伝染病予防及び防疫に関する事。	A
40	犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事。	E
41	野犬の捕獲及び犬猫等の死骸の回収処理に関する事。	B
42	自動車臨時運行許可に関する事。	B
43	行政局の他の係の所管に属さない事。	A
44	福祉及び支援事業に関する事。	B
45	民生・児童委員に関する事。	C
46	福祉の手当に関する事。	D
47	児童の手当に関する事。	D
48	生活保護及び生活困窮者の相談に関する事。	C
49	敬老会に関する事。	E
50	災害時避難行動要支援者の支援に関する事。	A
51	障害福祉に関する事。	B
52	介護保険に関する事。	D

53	要支援者の相談及び同行訪問に関する事。	A
54	保健センターに関する事。	E
55	献血に関する事。	E
56	健康づくり組織の支援に関する事。	E
57	公民館の運営に関する事	E
	(2) 産業建設係	
1	農業の振興に関する事。	E
2	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に関する事。	E
3	農道及び林道の新設改良及び維持管理に関する事。	B
4	土地改良事業に関する事。	E
5	国県事業の連絡調整に関する事。	B
6	林業の振興に関する事。	E
7	公有林の維持管理に関する事。	E
8	法定外公共物の管理に関する事。	B
9	農村集会施設に関する事。	C
10	商工業の振興に関する事。	E
11	雇用及び労働に関する事。	E
12	観光の振興に関する事。	E
13	農業災害に関する事。	B
14	農林業施設災害復旧事業に関する事。	A
15	道路、橋梁及び河川の整備に関する事。	D
16	道路河川占有等に関する事。	E
17	市道の維持管理に関する事。	A
18	公共土木施設災害復旧事業に関する事。	A
19	国県事業の連絡調整に関する事。	B
20	道路作業員に関する事。	C
21	国土調査事業に関する事。	E
22	市営住宅に関する事。	B
23	建築確認申請に関する事。	E

	24	都市計画事業に関すること。	E
	25	都市公園に関すること。	D
	26	屋外広告物に関すること。	E
	27	公民館の運営に関すること	E

田村市災害時受援計画

計画の目的と位置づけ

計画の背景と目的

福島県では、平成 23 年 3 月の東日本大震災において、全国知事会等による他都道府県の支援や国・自衛隊による物資供給等、多方面からの人的・物的支援を受けたものの、大規模災害の発生を想定した受援体制が整備されておらず、必要とする情報を応援団体に適切に伝達することや、多方面からの人的・物的支援を十分に活用することができない事態となった（資料：福島県「福島県災害時受援応援計画」）。

また、本市でも、令和元年東日本台風等において受援体制が整っていなかったため、他の地方公共団体への応援要請を躊躇し、災害対応業務に遅れが生じる課題が浮き彫りとなった。

災害が発生した場合、職員や庁舎の被災等により人的・物的資源が不足した場合であっても、非常時優先業務を適切に実施する必要があるため、他の地方公共団体や民間企業・ボランティアなどの支援を受けながら、迅速かつ的確に業務を処理していくことが求められる。

本計画は、「福島県災害時受援応援計画」や内閣府が取りまとめた「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」等の内容を踏まえ、本市における災害発生時の人的・物的資源の受け入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定めることを目的として策定した。

計画の位置づけ

本計画は、大規模災害が発生した場合の受援体制を定めたものであり、「田村市地域防災計画」に定められた広域連携体制等を具体化した下位計画として位置づけ、「田村市業務継続計画」の実効性を高めるための計画として位置づける。

計画の対象

人的応援の受入

本計画で対象とする人的応援は、災害対策本部を通して支援を受ける地方公共団体職員や民間事業者、ボランティア等とする。

図表 1 計画の対象とする人的応援の枠組み

応援の枠組み	応援内容
県による枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定 その他県が協定を締結する地方公共団体や民間企業等による応援等
市町村による枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 総務省の「応急対策職員派遣制度」を経由した応援 その他協定締結地方公共団体からの応援 応援協定を締結している民間企業等からの応援

全国地方公共団体間の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> • 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 • 全国市長会・全国町村会の調整による応援等
その他	<ul style="list-style-type: none"> • NPOやボランティア等による応援

物的応援の受入

本計画で対象とする物的応援は、物資の調達とともに、物資集積場所の開設・運営や物資輸送等も対象とする。なお、個人からの義援物資については本計画では対象としない。

図表 2 計画の対象とする物的応援の枠組み

応援の枠組み	応援内容
物資の調達	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時協定を締結している事業者等から調達 • 国や他の地方公共団体からの支援物資
物資の輸送	<ul style="list-style-type: none"> • 物資集積場所の開設・運営 • 物資の輸送、保管

費用負担

応援職員の旅費、業務従事中の負傷による公務災害補償に要する費用、第三者に損害を与えてしまった場合の補償費用、応援物資の調達・輸送費等、応援に必要な費用の本市と応援団体との負担割合について、応援団体との協定に基づいた応援で当該協定に定めがある場合には、協定に基づくものとする。その他の場合については原則として本市の負担とする。

なお、災害救助法が適用された場合、災害救助法に基づく応急対策業務の場合には応援職員の時間外勤務手当や出張旅費について支弁が得られる場合がある。

また、被害を受けた地方公共団体等の応援等に要した経費（相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

新型コロナウイルス等の感染症への対応

応援職員の受入にあたっては、職員活動場所における十分な換気等による「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避をより一層推進することや、感染症対策に必要な消毒液等の必要な物資・資機材の平時からの確保、応援職員における感染が発生した場合の地元保健所との連携体制の構築など、新型コロナウイルス等の感染症への対応を行う（参考：「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員に派遣における新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項について」（令和2年5月22日付け総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知））。

個別の受援対象業務の実施に際しても、国からの指針等を参考として、新型コロナウイルス等の感染症への対策を十分に行うこととする。

受援体制

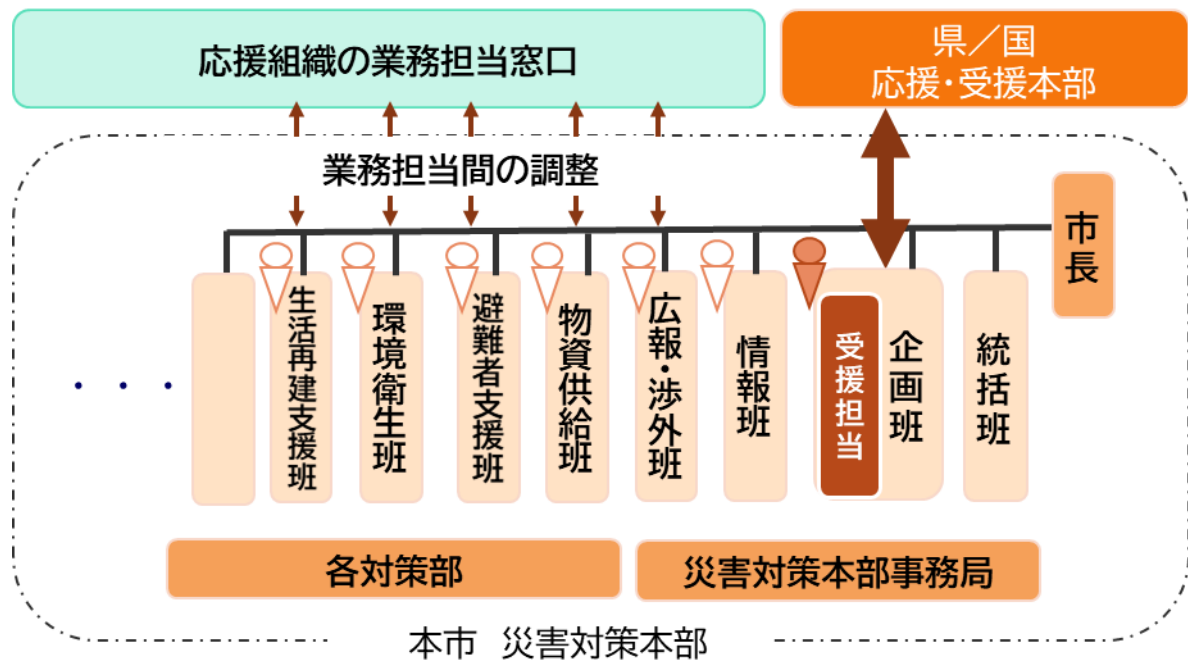
受援を統括する組織の設置

受援組織

受援を統括する組織として、災害対策本部の企画班の中に「受援担当」を設置する。企画班は、従来の業務に加えて、他機関への応援調整や庁内調整など受援の全体調整に関する業務を担うこととし、その中に別途人的受援担当、物的受援担当を配置する。

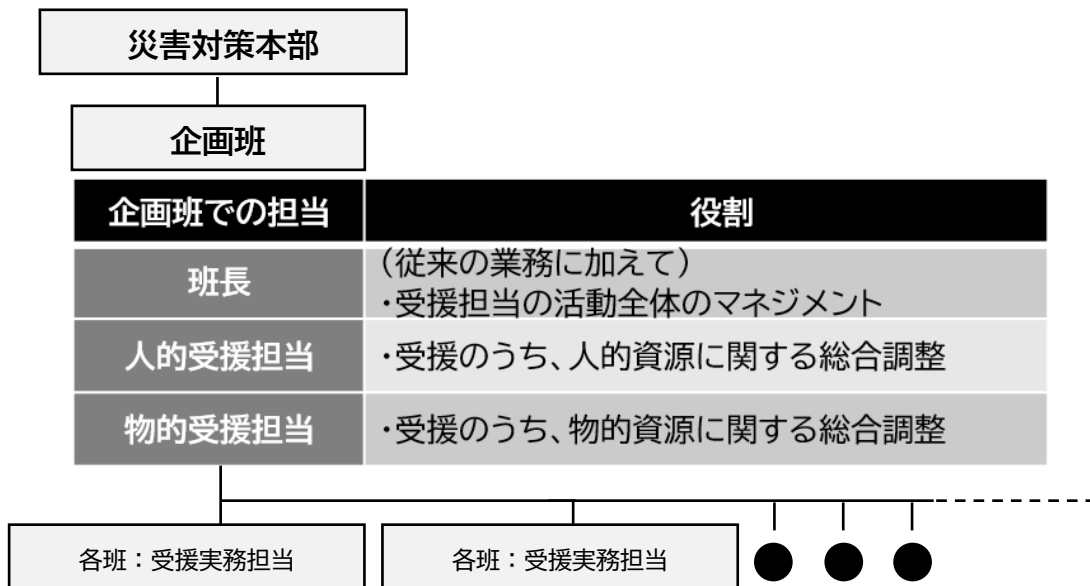
あわせて、受援対象業務の各業務別の受援実務担当を設置する。（詳細は、「0 各部（各課）の受援実務担当の設置」を参照）

図表 3 受援組織の概念図



📍: 庁内全体の受援担当 📍: 各業務の受援実務担当

図表 4 企画班内の役割分担



受援組織の責任者と役割

受援を担当する企画班における班長は、以下に示すように企画調整課 課長補佐職が担当し、受援活動全体のマネジメントを行う。

図表 5 受援組織の責任者

班内の役割	構成員		連絡先
班長	部署名	総務部 企画調整課	0247-81-2111 (代表番号)
	役職名	課長補佐	

班長が被災等により業務を遂行できない場合は、企画班内で担当者が階級順に代行する。

図表 6 受援組織の責任者の代行順位

代行順位	構成員		連絡先
第1位	部署名	災害対策本部事務局 企画班	0247-81-2111 (代表番号)
	役職名	副班長割当職員	

班長の役割

- ・ 受援活動全体のマネジメント
- ・ 調整会議の設置判断・統括

人的受援担当の体制と役割

人的受援担当について、統括担当を次のとおり定める。人的受援統括担当は人的応援の受入れに関する具体的なニーズのとりまとめや応援要請、受入人員の配分や調整等を行う。

また、統括が被災等により業務を遂行できない場合は、担当者が階級順に代行する。

図表 7 人的受援担当の体制

班内の役割		構成員		連絡先
人的受援担当	統括担当	部署名	災害対策本部事務局 企画班	0247-81-2111 (代表番号)
		役職名	企画班担当職員 (総務部総務課割当職員)	

人的受援担当の役割

- ・ 人員に関する受援の統括
- ・ 受援対象業務の実施上必要な人的ニーズの取りまとめ
- ・ 他地方公共団体等への応援要請
- ・ 応援職員の受入れ・配分等に関する調整
- ・ 受援対象業務の進捗把握(人員の受入れ状況の把握)
- ・ 応援職員のケア
- ・ 調整会議の運営

物的受援担当の体制と役割

物的受援担当については、災害対策本部事務局企画班に総括担当を配置するとともに、救援対策部に物資供給班及び輸送班を物的受援担当として配置し、統括及び担当を次のとおり定める。物的受援担当は物的応援の受入れに関する具体的なニーズのとりまとめや応援要請の他、物資輸送に関する在庫情報や配送状況等の管理を行う。

また、総括が被災等により業務を遂行できない場合は、物資管理担当が階級順に代行する。

図表 8 物的受援担当の体制

班内の役割		構成員		連絡先
物的受援担当	統括	部署名	災害対策本部事務局 企画班	0247-81-2111 (代表番号)
		役職名	企画班担当職員 (総務部財政課割当職員)	
	担当	物資管理担当 部署(班)名	【救援対策部 物資供給班】 総務部 財政課	0247-81-2118
		調達担当 部署(班)名	【救援対策部 物資供給班】 総務部 財政課	0247-81-2118
		物資拠点担当 部署(班)名	【救援対策部 物資供給班】 総務部 財政課	0247-81-2118
		輸送担当 部署(班)名	【救援対策部 輸送班】 総務部 企画調整課	0247-61-7615

物的受援担当の役割

【統括】

- ・ 物資に関する受援の統括
- ・ 他地方公共団体・団体等への物資調達要請

【物資管理担当】

- ・ 需要と調達の調整
- ・ 調達、配分に関する調整
- ・ 調整会議の運営
- ・ 業務実施上必要な物的ニーズの取りまとめ
- ・ 避難所の物的ニーズの取りまとめ
- ・ 物的資源の過不足の確認(避難所ニーズの把握)

【調達担当】

- ・ 調達状況の管理
- ・ 調整会議の運営

【物資拠点担当】

- ・ プッシュ型支援への対応
- ・ 物資集積拠点の在庫管理
- ・ 調整会議の運営

【輸送担当】

- ・ 輸送や配送の実施及び状況の管理
- ・ 調整会議の運営

各部(各課)の受援実務担当の設置

主要な受援対象業務 7 業務を実施する各部（各課）における受援実務担当を以下のとおり定める。

図表 9 各部(各課)受援実務担当

受援対象業務		受援実務担当の担当部署・役職		連絡先
1	災害マネジメント	部署名	【災害対策本部事務局】 生活安全課	0247-82-1116
		役職名	危機管理係長	
2	避難所運営	部署名	【避難者支援班】 市民課	0247-82-1112
		役職名	戸籍住民係長	
3	支援物資に係る業務	部署名	【物資供給班／輸送班】 財政課／企画調整課	0247-81-2118
		役職名	管財係長	
4	災害廃棄物の処理	部署名	【環境衛生班】 環境課	0247-81-2272
		役職名	廃棄物対策係長	
5	住家の被害認定調査	部署名	【生活再建支援班】 税務課	0247-81-2119
		役職名	資産税係長	
6	罹災証明書の交付	部署名	【生活再建支援班】 税務課	0247-81-2119
		役職名	資産税係長	
7	被災者支援・相談業務	部署名	【生活再建支援班】 社会福祉課	0247-81-2273
		役職名	社会福祉係長	

各部(各課)受援実務担当の役割

- ・ 人的受援総括担当との連絡調整窓口
- ・ 人的受援総括担当への報告や応援要請の依頼
- ・ 部(課)の業務での受援に関するニーズの取りまとめ
- ・ 部(課)で締結している協定に基づく応援要請
- ・ 応援職員の受入れ
- ・ 部(課)内の人員の受入れ状況の把握・調整
- ・ 応援職員の業務に必要な引継ぎやスペース等の確保

人的応援の受入れの流れ

人的応援の受入れの基本的な枠組み

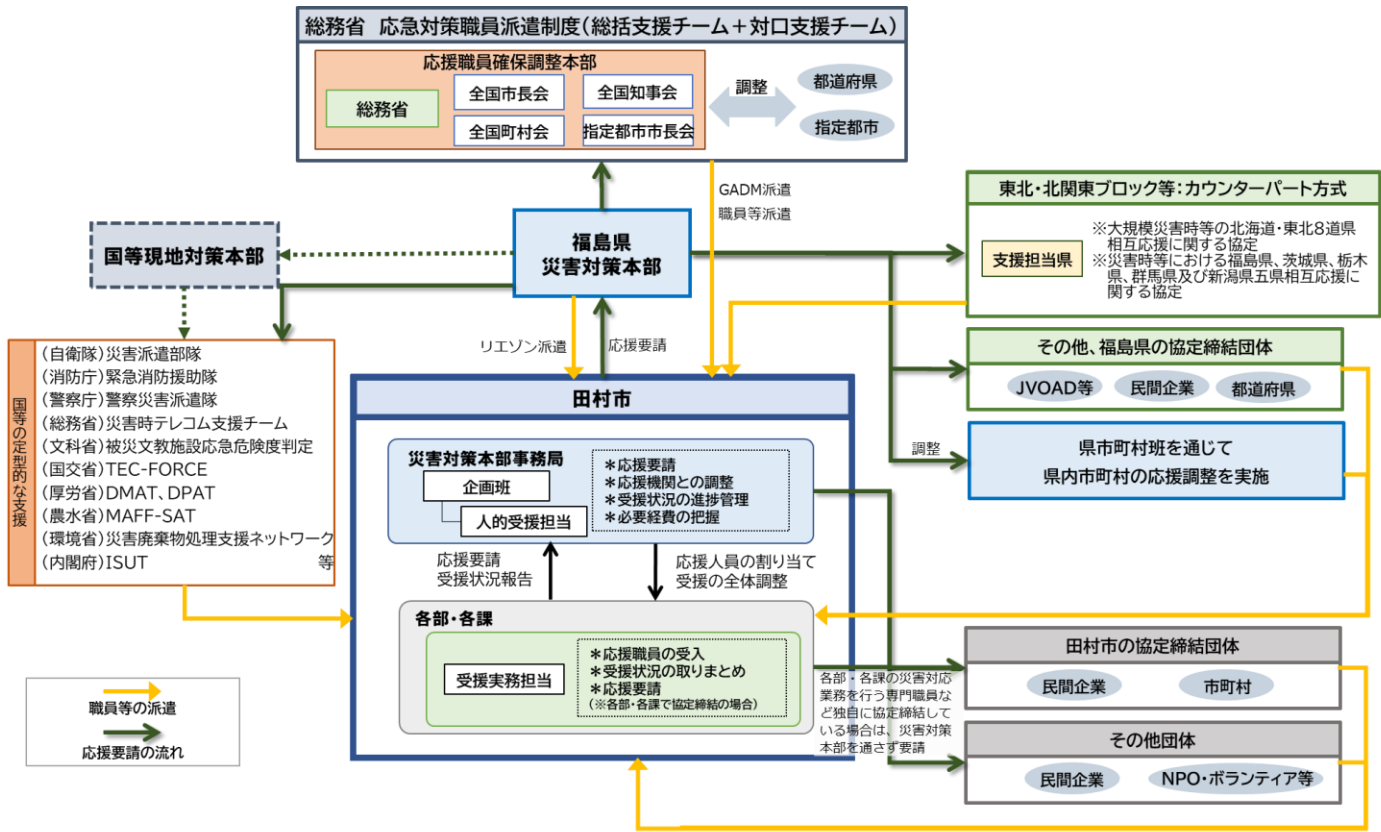
人的応援の受入れに関する基本的な枠組みは次の通り。

人的応援の受入れには、災害対策のマネジメントに関する支援のための支援要員の受入れと、業務を実施する上で不足するマンパワーを確保するために実施する職員等の受入れがある。

また、総務省の応急対策職員派遣制度では、災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援チームを派遣する仕組みと、一般職員を派遣する仕組みとがある。

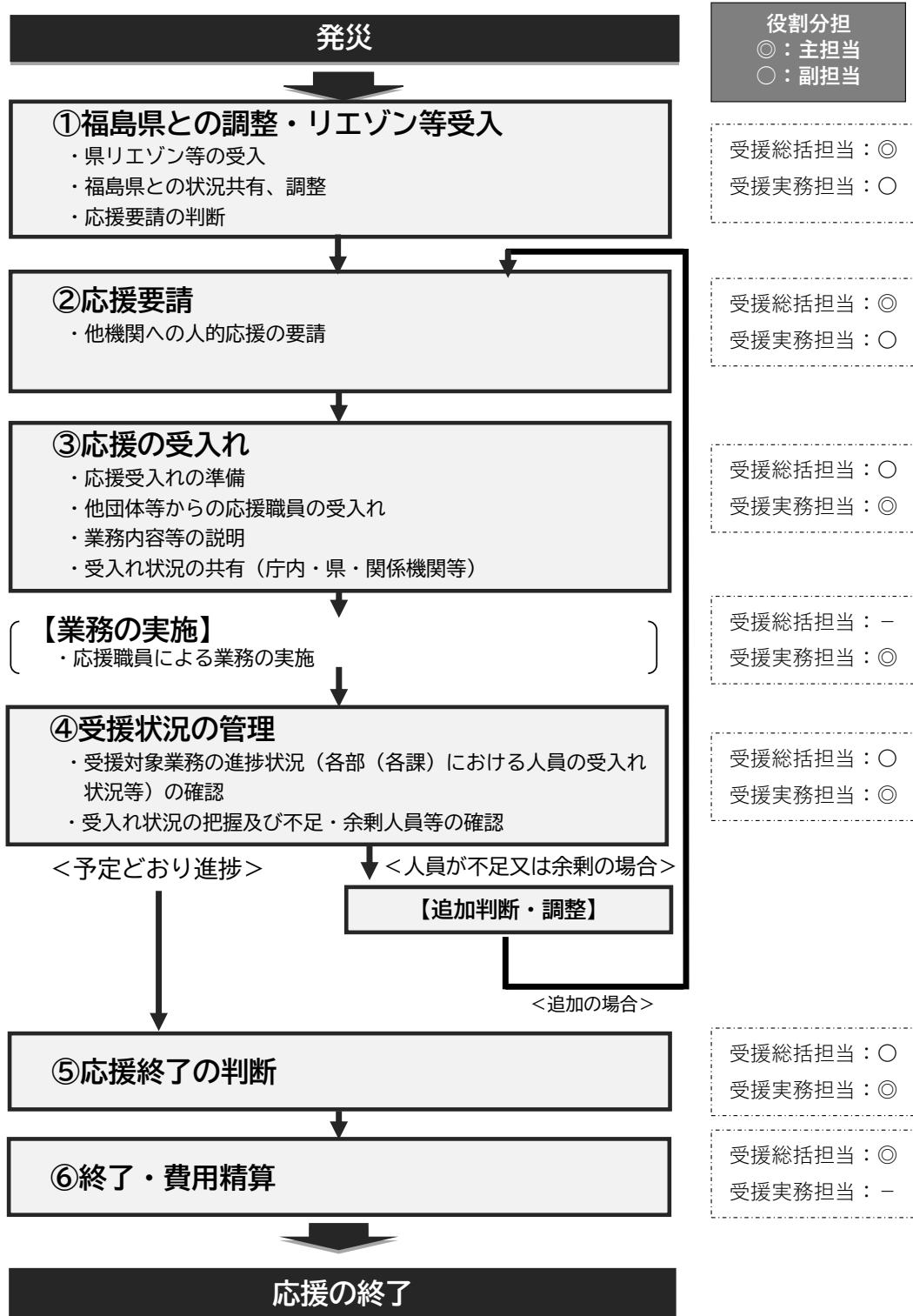
一方で、本市が人的応援協定を締結している団体については、人的受援総括担当もしくは各部・各課の受援実務担当から協定締結団体に対して支援を要請し、職員等の受入れを行う。

図表 10 人的応援の受入れの基本的な枠組み



人的応援の受入れのフロー

人的応援は以下のフローで受け入れる。



福島県との調整・リエゾン等受入

県リエゾンの受入れ・マネジメント支援員の受入れ

福島県から派遣されるリエゾン職員の受入を行う。

災害対策本部において、被災状況や職員の参集状況を踏まえて、今後の災害対策を行うにあたってそのマネジメント業務について不安があると判断し、市長による指示があった場合に、人的受援総括担当は福島県受援連携ユニット等を通じて災害マネジメント支援を行う総括支援チームの派遣を要請する。

福島県リエゾンや総括支援チームには災害対策本部会議への参加を要請し、この後行う人的応援ニーズの把握等について支援を受ける。

また、あらかじめこれら職員の受入れにあたっては、事前に「田村市地域防災計画」や管内地図等の関連資料の準備や宿泊施設の確保等を行う。

福島県との情報共有・調整

人的受援総括担当は、災害発生への恐れがある段階における被害・事態の予測、災害発生時の被災状況や職員の参集状況などの状況について、福島県リエゾンを通じて県と共有し、応援の必要性や必要となる応援の内容・応援規模等について相談する。

応援要請の判断

人的受援総括担当は、必要に応じて福島県リエゾン等の助言を得ながら、各業務の受援実務担当に対し、「受援業務・応援要請シート」の内容を活用しつつ、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な人数が難しい場合は概数）を整理するように依頼する。

なお、必要人員の見積りが難しい場合には、福島県リエゾン等の助言を得ながら躊躇せずに大まかに人員を見積もり、応援要請を行う。

各業務の受援実務担当は、被災状況や職員の参集状況等を鑑み、災害対応業務を実施するために必要な応援人員を見積もる。

応援要請

各業務の受援実務担当は、応援人員が必要となった場合、応援要請を行う。

応援要請は、各部・課が協定締結している（実質的に協定締結先と平時から関係性がある場合も含む）団体の場合は、各協定の定める内容に従って直接要請を行い、その旨を人的受援総括担当に報告する。

一般的な行政職員を要請する場合など、上記に該当しない場合には、人的受援総括担当に対して応援要請を行う。人的受援総括担当は当該要請を取りまとめ、福島県に対して、県及び県内市町村への応援要請、応急対策職員派遣制度に基づく行政職員の応援要請のほか、協定締結団体に対し、協定に基づいた手続きに則り応援要請を行う。

応援要請を行う場合は、いずれの場合でも、「受援業務・応援要請シート」を活用する。

■福島県連絡先

内容	組織	連絡先
災害廃棄物の処理	一般廃棄物課	024-521-7249
上記以外の受援対象業務／その他応援要請に係る事項	災害対策課	024-521-7194

■人的応援に関する災害時応援協定締結先

ア 地方公共団体（主なもの）

協定名	協定締結先			本市 協定運用 担当
	地方公共団体名	所属	連絡先	
災害時における 相互応援協定	いわき市 三春町 小野町	いわき市:危機管理部危機管理課 三春町:総務課 庶務グループ 小野町:町民生活課	いわき市:0246-22-1206 三春町:0247-62-2111 小野町:0247-72-6933	市民部 生活安全課
災害相互応援協定	郡山市 三春町 小野町	郡山市:総務部防災危機管理課 三春町:総務課 庶務グループ 小野町:町民生活課	郡山市:024-924-2161 三春町:0247-62-2111 小野町:0247-72-6933	市民部 生活安全課
災害相互応援協定	川内村	総務課 総務係	0240-38-2111	市民部 生活安全課
災害時における相互 応援に関する協定	東京都中野区	総務部 防災危機管理課	03-3228-8932	市民部 生活安全課

イ 民間企業・団体（主なもの）

協定名	応援要請内容	協定締結先			本市（町・村） 協定運用担当
		企業名 団体名	所属	連絡先	
地震災害時の建築物 等の被災情報収集に 関する協定	被災建築物の応急 危険度判定調査 等	公益社団法人 福島県建築士会	-	024-523-1532	建設部 都市計画課

応援の受入

応援受入の準備

各業務の受援実務担当は、あらかじめ「受援業務・応援要請シート」に記載している執務スペースや資機材・マニュアル等について準備する。

他団体からの応援職員の受入れ

各業務の受援実務担当は応援職員等の受付を行い、団体名・氏名・活動期間・宿泊場所を把握し、「応援職員等名簿」に記載する。「応援職員等名簿」は各課にて保存する。

また、「受援状況報告書」を作成し、人的受援総括担当に受援状況の報告を行う。

業務内容等の説明

各業務の指揮命令者・受援実務担当は、被災地の状況や応援職員等が行う業務の内容や手順について、応援職員等に説明を行う。

説明の内容

- ・ 現在の状況（判明している被災の規模、業務の進捗状況や課題）
- ・ 関係者のリスト、連絡先
- ・ 執務場所、休憩場所、その他飲食物等の調達可能な場所
- ・ 業務上必要な資機材の取得場所
- ・ 1日のスケジュール
- ・ 業務の目的、業務内容及び手順等

受入れ状況の共有

各業務の受援実務担当は、受援した人員等について人的受援総括担当に報告する。

受援状況の管理

各業務の受援実務担当は、別途定める「業務作業日報」を活用して応援職員等による業務の実施状況を把握する。その結果を踏まえ、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

応援職員の交代がある場合には、応援職員に対して「業務引継書」の作成を依頼し、交代要員に対する業務引継を行う。

応援終了の判断

各業務の受援実務担当は、受援対象業務が終了する、又は、業務に必要な人員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行った上で応援終了の判断を行い、「受援状況報告書」に記載し、人的受援総括担当に連絡する。

終了・費用精算

応援終了にあたって応援団体と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

受援対象業務

以下の業務を受援対象業務とし、他団体等からの人的応援を受け入れることを想定する。

No.	業務名	災害対策本部班名	主担当部署	シート 有無 (○：有)
1	災害マネジメント	本部事務局	生活安全課	○
2	避難所運営	避難者支援班	市民課	○
3	支援物資に係る業務	物資供給班／輸送班	財政課／企画調整課	○
4	災害廃棄物の処理	環境衛生班	環境課	○
5	住家の被害認定調査	生活再建支援班	税務課	○
6	罹災証明書の交付	生活再建支援班	税務課	○
7	被災者支援・相談業務	生活再建支援班	社会福祉課	○
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				

受援対象業務ごとの「受援業務・応援要請シート」

受援対象業務ごとに、業務内容や受援体制・応援要請内容について整理した「受援業務・応援要請シート」を作成する。

シートは受援業務ごとに表面・裏面があり、災害発生時には、表面に必要事項を追記し、応援要請先に送付する。裏面には、応援要請時に確認・把握すべき留意点や参考情報などを記載する。

【表面：災害発生時には必要事項を追記して応援要請先に送付】

受援業務・応援要請シート - 以下の内容で応援職員派遣を要請します				要請日時	
要請先		要請元			
①		市町村名	所属		
		氏名	連絡先		
業務の概要と流れ					
受援対象業務名		担当課（受入れ部署）			
②	業務の概要				
業務項目					
	発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月	
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
応援要請する業務内容					
④	区分	内容			
	マネジメント業務への支援				
	実務への支援				
応援要請する人員・規模					
⑤	必要人数	応援職員に求める技能・資格等	派遣依頼期間		
受援体制					
業務責任者及び受援実務担当者					
⑥	区分	部署・役職名	連絡先		備考
			電話	メール	
	業務責任者 (業務項目別に異なる場合それぞれ記入)				
	受援実務担当者 (業務項目別に異なる場合それぞれ記入)				
集合場所及び活動場所					
⑦	区分	施設・場所名	住所	備考	
	集合場所				
	活動場所（屋内）				
	活動場所（屋外）				
業務に必要な資機材					
⑧	区分	内容			
	マニュアル				
	資機材				
補足事項等					
⑨					

- 太字は事前に記入
- ①【発災時】要請時に記入
- ②【事前】業務の所管部署と業務概要を記入
- ③【事前】業務項目と時系列単位での具体的な業務内容を記入 発災時には必要に応じて修正
- ④【事前】応援要請する業務内容を想定し記入
- ⑤【発災時】裏面の情報を踏まえ記入
- ⑥【事前】業務責任者等を記入。業務項目ごとに異なる場合は分けて記入する。
- ⑦集合場所及び活動場所を記載 発災時に追記/修正
- ⑧資機材等の記入 持参を依頼する資機材は○を付す
- ⑨発災時に補足事項があれば記入

【裏面：応援要請時に参考となる情報をあらかじめ記載】

■ 受援業務・応援要請シート（裏面）参考資料

住家の被害認定調査

※災害発生時には、表面に必要事項を追記して、応援要請先に送付する。
 ※裏面には、応援要請時に確認・把握すべき留意点や参考情報などを記載している。

■ 関係機関・団体等の連絡先

計画本編に記載のものも含めて、本業務に特に関係性の高い団体の連絡先は以下の通り。

区分	部署・担当者名	連絡先		備考
		電話	メール	
福島県				
国（内閣府）				
協定締結団体				
協定締結団体				
協定締結団体				
協定締結団体				
その他関係団体				

太字は事前に記入

本業務に特に関係性の高い団体についてその連絡先を記載
 （応援要請先だけではなく、業務内容に関する相談先等を含む）

■ 応援人員算定の考え方

○ 応援職員等の要請人数を見積前に、災害の規模や被害状況等をもとにして、以下の内容を決定する。
 ー 調査対象とする家屋の種類
 ー 想定される調査対象数
 ー 被害認定調査の調査完了期間
 ○ 上記で明らかになる調査棟数・期間を元に、以下のデータを参考として必要な人員数を想定する。

<p>■ 地震</p> <p>木造 第1次調査 10棟/日・班 第2次調査 5棟/日・班 非木造 第1次調査 5棟/日・班 第2次調査 3棟/日・班</p>	<p>■ 水害</p> <p>木造 第1次調査 15棟/日・班 第2次調査 5棟/日・班 非木造 3棟/日・班</p>
<p>■ 風害</p> <p>木造 5棟/日・班 非木造 3棟/日・班</p>	

※手配人員数を算出するための目安時間。
 ※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なる。

○ 算定した人員数をもとにして、必要な応援人員数を算定する。

発災時の応援要請する人員数の算定の参考となる情報や考え方を記載

■ 応援人員要請の留意点

○ 応援人員は、住家の被害認定調査の経験者や、建築系職員・家屋資産税担当職員など、建物に対する一定の知識・調査経験を有する人員が望ましい。

応援人員に求める技能など、要請時の留意点等について記載

■ その他参考情報や留意点等

○ 本町では、被害認定調査及び罹災証明書交付に関して以下の機能を用いたシステムを活用している。（〇〇社製）

特殊なシステムの利用など、応援人員へ伝達すべき参考情報や留意事項について記載

物的応援の受入れの流れ

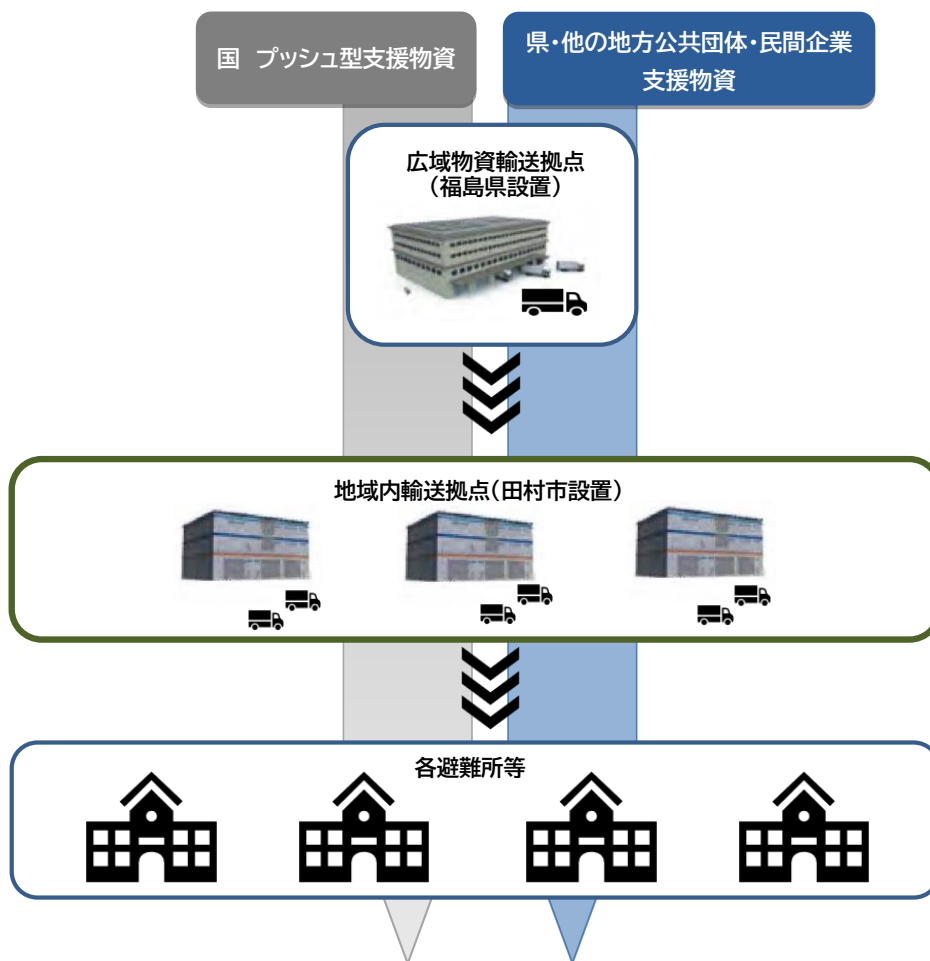
物的応援の全体像

物的応援を受ける物資としては、被災者や災害対応に従事する職員のための水・食料・生活用品等の物品やその他避難所における被災者支援用の物資のほか、応急対策に必要な資機材等が想定される。

被災者や災害対応に従事する職員のための水・食料・生活用品等の物品や、その他避難所における被災者支援用の物資については、発災直後から1週間程度の間には実施される国によるプッシュ型の支援（ニーズの詳細な取りまとめなく届けられる物資）と、その後ニーズに合わせて他県や民間企業等から調達する物資の2種類がある。

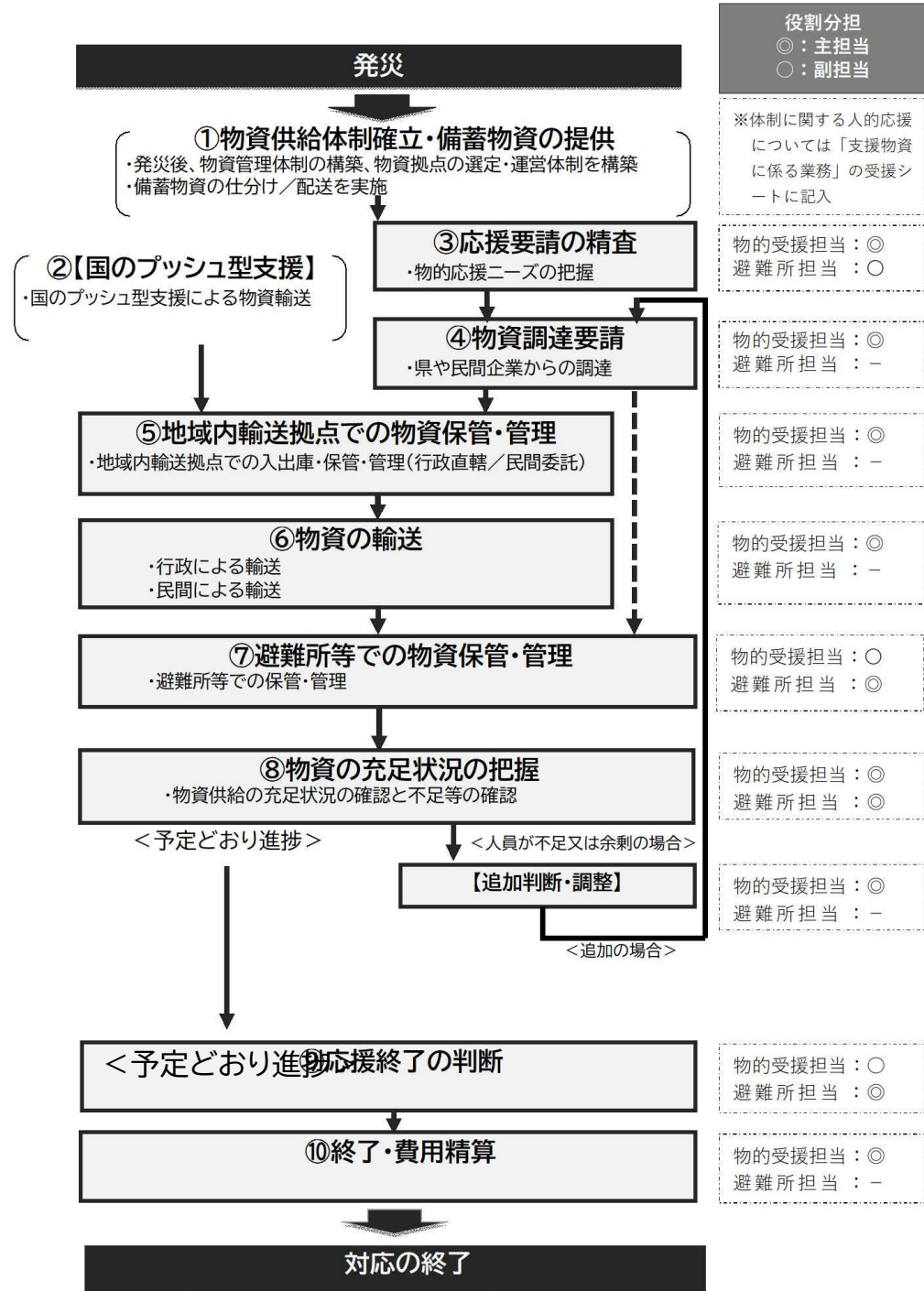
いずれの物資についても県が設置する広域物資輸送拠点に配送され、そこから本市が設置する地域内輸送拠点に向けて配送され、本庁舎等応急対策を実施する施設や各避難所に対して物資を輸送する流れとなる。

図表 11 職員や被災者の支援用物資に関する物的応援の全体像



物的応援受入れのフロー

物的応援は以下のフローで受け入れる。



物資供給体制確立・備蓄物資の提供

発災後、物資の管理体制の確立、物資拠点の選定と運営体制の構築といった物資供給体制を構築するとともに、本市で備蓄している物資を避難所に配送する。

なお、体制確立にかかる人的応援の受入れに関しては、受援対象業務「支援物資に係る業務」で詳細整理する。

国のプッシュ型支援

国のプッシュ型支援に基づく調達は、被災者支援用物資として概ね災害発生から1週間程度の間で実施され、必要な物資のニーズ等を取りまとめる必要なく物資が輸送される。物資は、県から地域内輸送拠点に配送されるため、「④地域内輸送拠点での物資保管・管理」以降の業務により対応する。

応援要請の精査

物的受援担当は、職員の参集状況等をもとに、災害対応に必要な職員向けの飲料水・食料等について必要な品目と数量を見積もる。

被災者支援用物資について、物的受援担当は避難所運営を担当する避難者支援班に対して避難生活者等に対する支援物資のニーズ（物資品目と数量）を把握するよう依頼し、その内容と備蓄物資等の状況を勘案し、応援要請が必要と考えられる場合、その物資品目と数量を整理する。

物資調達要請

物的受援担当は③で把握した応援要請が必要な物資について、災害対策本部長の決定をふまえ、県や協定締結先となる民間企業に対して、必要品目と数量等を明記した上で物資調達を要請する。

地域内輸送拠点での物資保管・管理

本市で管理する地域内輸送拠点について、公共施設を利用する場合は、物的受援担当を通じて施設管理者により輸送拠点を開設・設置する。

地域内輸送拠点では、入出庫管理とともに、輸送された物資について仕分け作業を行うとともに、在庫状況を把握する。仕分けや在庫状況の管理を含む物資拠点の管理・運営については、必要に応じて民間団体等に対し、物流専門家の派遣を要請する。

地域内輸送拠点について、民間企業等の拠点を活用する場合には、当該施設管理者に対して開設要請を行うとともに、運営まで含めて委託する場合、物的受援担当は、当該施設における物資の受入れ・配送状況（在庫状況）について随時把握する。

物資の輸送

行政による輸送

国のプッシュ型支援に基づく調達は、国及び県により地域内輸送拠点まで物資が配送されることから、地域内輸送拠点から避難所までの輸送手段について、必要に応じて確保し、物資の種類・数量の配分や輸送ルートについて設定し、輸送する。

県や民間企業等への物資要請を行った場合には、原則地域内輸送拠点もしくは避難所まで協定先企業等により輸送手段が確保されるため、地域内輸送拠点から避難所までについて必要に応じて輸送手段を確保し、物資の種類・数量の配分や輸送ルートについて設定を行い、輸送する。

民間による輸送

行政による輸送手段の確保が難しい場合、物的受援担当は、協定締結先事業者等に対して輸送依頼を行う。その際、輸送拠点の場所、輸送先、物資の品目及び数量について明確にする。

避難所等での物資保管・管理

災害対応に必要な職員向けの水・食料等については、物的受援担当が、ニーズの把握を行うとともに、物資の仕分け・在庫管理を行う。

被災者支援用物資については、避難所運営を担当する避難者支援班では、常に避難所での支援物資ニーズの把握を行うとともに、避難所に配送された物資の仕分け及び在庫管理を行う。

避難所での保管・管理業務については、避難所運営委員会、ボランティア、応援職員等による応援を受けて実施する。

物資の充足状況の把握

災害対応に必要な職員向けの飲料水・食料等について、不足がある場合には、物的受援担当が要請を行う。

被災者支援用物資については、避難所運営を担当する避難者支援班では、物資の輸送状況を把握し、避難所での支援物資ニーズに対して物資の品目や量が不足していないかを把握し、不足がある場合には、物的受援担当に対してさらなる物資調達を要請する。

応援終了の判断

物的受援担当は、災害対策本部各班の状況を適宜把握し、応急対策業務が終了する、業務に必要な物資が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合、受援終了の判断を行う。

被災者支援用物資については、避難所運営を担当する避難者支援班において、避難所が解消するなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合受援終了の判断を行い、物的受援担当にその旨報告する。

終了・費用精算

受援終了にあたって応援団体と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

【応急対策業務に必要な資機材等について】

- ・個別の応急対策業務を実施するために必要な資機材のうち、災害廃棄物処理で利用する重機など平時から確保しておくことが難しいものについては、発災後関係事業者等に貸与を要請する。
- ・これらの資機材については、実際の応急対策業務を行う各部・各課が独自に関係団体等に応援要請と資機材の利用場所までの搬入を要請する。

地域内輸送拠点について

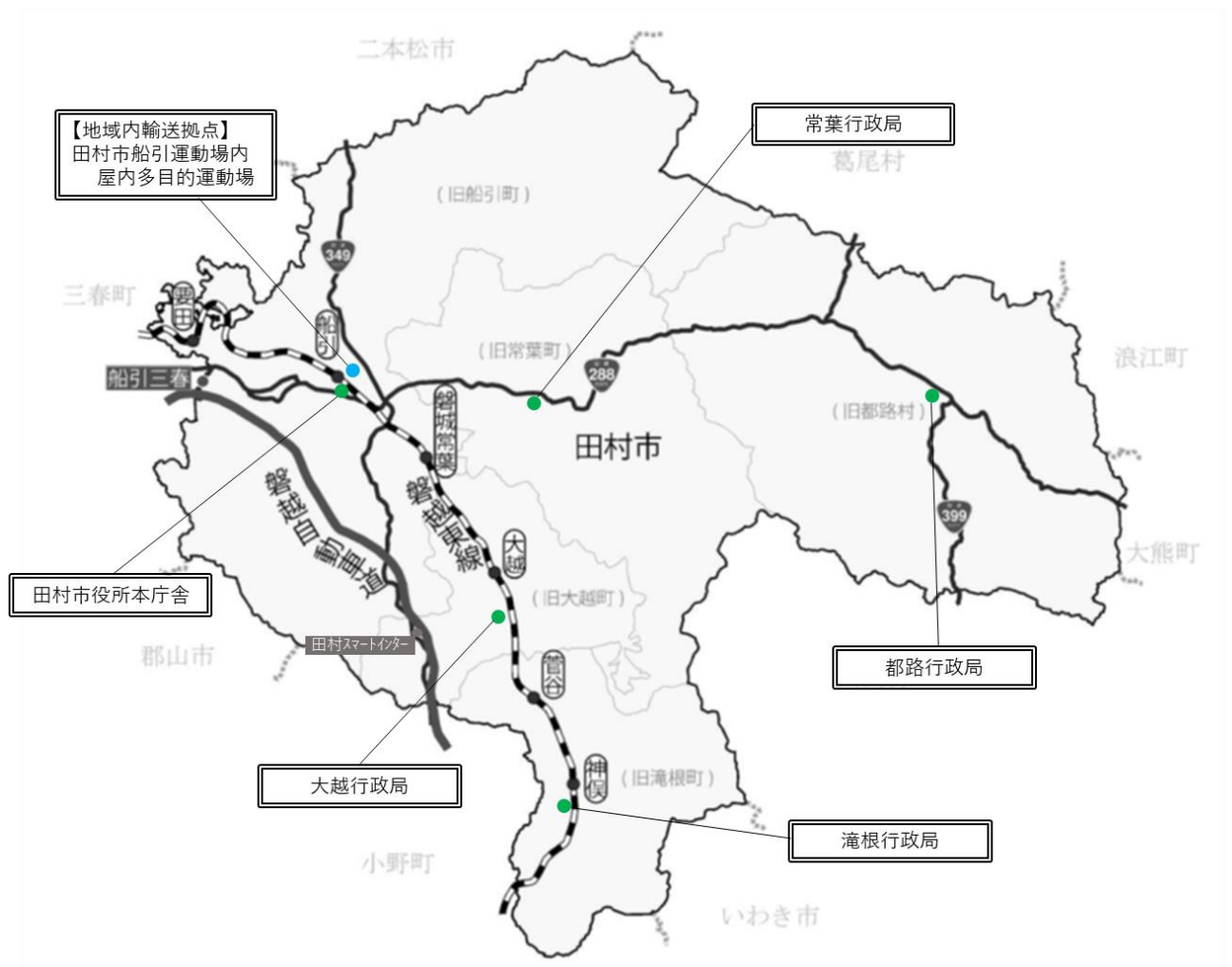
地域内輸送拠点の選定（事前）

地域内輸送拠点は次のとおり。

No.	拠点名 (施設名)	管理者	所在地(住所)、連絡先	面積
1	田村市船引運動場内 屋内多目的運動場	田村市	田村市船引町船引字源次郎 120-3	778.67 m ²
2				
3				
4				
5				

地域内輸送拠点と市役所本庁舎・各行政局の位置関係図（事前）

①で定めた地域内輸送拠点の位置関係は次のとおり。



応援要請先

応援要請を行う際の関係機関の連絡先は次のとおりである。

県

所属	連絡先
福島県災害対策本部避難支援ユニット	024-521-7194

災害時応援協定締結先

地方公共団体（主なもの）

協定名	協定締結先			本市 協定運用 担当
	地方公共団体名	所属	連絡先	
災害時における 相互応援協定	いわき市	いわき市：危機管理部危機管理課	いわき市：0246-22-1206	市民部 生活安全課
	三春町	三春町：総務課庶務グループ	三春町：0247-62-2111	
	小野町	小野町：町民生活課	小野町：0247-72-6933	
災害相互応援協定	郡山市	郡山市：総務部防災危機管理課	郡山市：024-924-2161	市民部 生活安全課
	三春町	三春町：総務課庶務グループ	三春町：0247-62-2111	
	小野町	小野町：町民生活課	小野町：0247-72-6933	
災害相互応援協定	川内村	総務課 総務係	0240-38-2111	市民部 生活安全課
災害時における相互 応援に関する協定	東京都中野区	総務部 防災危機管理課	03-3228-8932	市民部 生活安全課

民間企業・団体（主なもの）

協定名	応援要請内容	協定締結先			本市協定運用担当
		企業名 団体名	所属	連絡先	
災害時における物資等の供給協力に関する協定	物資調達に関する支援	NPO 法人コメリ災害対策センター	-	025-371-4185	市民部 生活安全課
災害時における物資等の供給協力に関する協定	物資調達に関する支援	(株)ダイユーエイト	管理部 総務グループ 総務課	024-545-2215	市民部 生活安全課
災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定	物資調達に関する支援	(株)ヨークベニマル	総務室	024-983-3100	市民部 生活安全課
災害時における生活必需物資の供給協力及び応急対策業務の支援に関する協定	物資調達に関する支援 物資輸送に関する支援	船引町商工会	-	0247-82-4264	市民部 生活安全課
災害時における物資等の輸送に関する協定	物資輸送に関する支援	公益社団法人福島県トラック協会県中支部	県中支部事務局	024-963-0780	市民部 生活安全課

業務内容と役割分担

受入れフローで整理した各業務について、応援団体・応援職員等との役割分担について次のとおり整理する。

No.	役割分担（●=主担当、○=支援）		業務内容	
	本市職員／所属	応援団体		
①物資供給体制確立・備蓄物資の提供				
1	●	災害対策本部事務局企画班	－	・庁内外の体制構築
2	●	物資供給班【総務部財政課】	○	・物資輸送拠点の安全確認
3	●	物資供給班【総務部財政課】	○	・物資輸送拠点の開設
②国のプッシュ型支援				
1	－	－	－	（国によるプッシュ型支援の実施）
③物資の調達				
1	●	災害対策本部事務局企画班	－	・支援物資受入方針の決定・広報
2	●	災害対策本部事務局企画班	－	・県・民間企業等への物資要請
④地域内輸送拠点での物資の保管・管理				
1	●	物資供給班【総務部財政課】	●	・物資輸送拠点の運営（物資の受入・搬入、在庫管理、仕分け、積み込み）／運営要請
⑤物資の輸送				
1	●	輸送班【総務部企画調整課】	●	・物資輸送拠点～各避難所への輸送手段の確保
2	●	輸送班【総務部企画調整課】	●	・物資輸送拠点から各避難所への輸送ルートの検討・輸送
⑥避難所での物資の保管・管理				
1	●	避難者支援班【市民部市民課】	○	・避難所での物資仕分け・管理
2	●	避難者支援班【市民部市民課】	○	・避難所での支援物資ニーズの把握・報告
⑦物資の充足状況の把握				
1	●	物資供給班【総務部財政課】	－	・物資の充足状況の把握
⑧受援の終了と費用精算				
1	●	物資供給班【総務部財政課】	○	・物資輸送拠点の閉鎖
2	●	物資供給班【総務部財政課】	－	・支援物資在庫の処分
3	●	災害対策本部事務局企画班	●	・費用精算

主な活動拠点一覧

災害対策本部企画班人的受援総括担当が窓口となって受入れる応援職員の来庁時の集合場所や控室などについてあらかじめ定める。

応援職員集合場所(庁舎内の会議室など)

施設名・住所	田村市役所（福島県田村市船引町船引字畑添 76-2）
会議室等名称	201 会議室

応援職員控室(庁舎内の会議室など)

施設名・住所	田村市役所（福島県田村市船引町船引字畑添 76-2）
会議室等名称	201 会議室・202 会議室・203 会議室・208 会議室

救助活動拠点(警察・自衛隊などの活動拠点)

施設名・住所	田村市役所（福島県田村市船引町船引字畑添 76-2）
会議室等名称	302 会議室・303 会議室 ※リエゾン控室

受援力の向上に向けて

計画の推進と定期的な見直し

災害時に外部からの支援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用するために、平時から本計画で定めている受援体制について市長をはじめとした職員に周知するとともに、各班において、受援業務・応援要請シートで定めた業務に必要な資機材や活動場所の準備、業務ごとのマニュアル等の整備など受援体制の構築を進める。

また、直近で発生した様々な災害時の教訓や国の制度変更・新設等を踏まえた受援体制の見直しや受援対象業務の拡充など、本計画の見直しを定期的実施するとともに、受援業務・応援要請シートについても、受援実務担当をはじめとして情報の更新を図ることとする。

なお、今後の見直しに向けた残課題は下記の通り。

	残課題の内容	対応スケジュール
<input type="checkbox"/>	受援総括担当配置に係る災害対策本部事務局の各班割当人員の検討。	令和5年度内
<input type="checkbox"/>	受援業務の「住居の被害認定調査」及び「罹災証明書の交付」における担当部署の再検討(担当課重複のため)。	令和5年度内
<input type="checkbox"/>	地域内輸送拠点における民間活用検討(公共施設では活用可能施設が限定的であるため)。	令和5年度内
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

災害時応援協定の実効性の強化

災害時応援協定については、有効かつ円滑な運用を行うために、具体的な運用のあり方や、連絡担当者・連絡手段に関する情報の共有と行った発災時の連絡体制の構築など、協定締結先を精査するとともに、協定締結先と調整・協議を行い、実効性のある協定を担保可能な体制を構築する。

訓練等の実施

本計画の実効性の向上に向けて、県・他の地方公共団体・協定締結事業者等からの受援を想定した図上訓練を定期的実施し、その結果を計画内容に反映させる。また、訓練の実施に際しては本市単独での実施に留まらず、県や協定締結事業者等との連携実施等により計画の実効性向上を図るものとする。